ISSN1346-9479

Shinkin Central Bank Monthly Review

信金中金月報

第21巻 第10号（通巻600号） 2022.10

物価高騰：インフレーションの局面転換？

米利上げによる米国経済への影響
―インフレ高止まりが招く悪影響の連鎖に要注意―

信用金庫の視点でひも解く
2022年版中小企業白書・小規模企業白書
―新たな時代へ向けた自己変革力・新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携―

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて③
―「地域脱炭素」の推進に向けた信用金庫への期待―

人口減少・少子高齢化時代の取引先支援策について

DX人材育成への取組みについて

地域・中小企業関連経済金融日誌（8月）

統計

SCB 信金中央金庫

「信金中金月報掲載論文」募集のお知らせ

○対象分野は、当研究所の研究分野でもある「地域」「中小企業」「協同組織」に関連する金融・経済分野とし、これら分野の研究の奨励を通じて、研究者の育成を図り、もって我が国における当該分野の学術研究振興に寄与することを目的としています。

○かかる目的を効果的に実現するため、本論文募集は、①懸賞論文と異なり、募集期限を設けない随時募集として息の長い取組みを目指していること、②要改善点を指摘し、加筆修正後の再応募を認める場合があること、を特徴としています。

○信金中金月報への応募論文の掲載可否は、編集委員会が委嘱する審査員の審査結果に基づき、編集委員会が決定するという、いわゆるレフェリー制を採用しており、本月報に掲載された論文は当研究所ホームページにも掲載することで、広く一般に公表する機会を設けております。詳しくは、当研究所ホームページ（https://www.scbri.jp/）に掲載されている募集要項等をご参照ください。

編集委員会（敬称略、順不同）

委員長	地主　敏樹	関西大学 総合情報学部教授
副委員長	藤野　次雄	横浜市立大学名誉教授
委　員	打田委千弘	愛知大学 経済学部教授
委　員	永田　邦和	長野県立大学 グローバルマネジメント学部教授
委　員	村上　恵子	県立広島大学 地域創生学部教授

問い合わせ先

信金中央金庫 地域・中小企業研究所「信金中金月報掲載論文」募集事務局（担当：奥津、品田）

Tel : 03（5202）7671／Fax : 03（3278）7048

Shinkin
Central
Bank
Monthly
Review

信金中金月報
2022年10月号 目次

物価高騰：インフレーションの局面転換？ …… 2
信金中金月報掲載論文編集委員長 地主敏樹
（関西大学 総合情報学部教授）

調　査
米利上げによる米国経済への影響 …… 鹿庭雄介 4
－インフレ高止まりが招く悪影響の連鎖に要注意－

信用金庫の視点でひも解く
2022年版中小企業白書・小規模企業白書 …… 鉢嶺　実 15
－新たな時代へ向けた自己変革力・新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携－

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて③ …… 藁品和寿 30
－「地域脱炭素」の推進に向けた信用金庫への期待－

人口減少・少子高齢化時代の取引先支援策について …… 刀禰和之 44

DX人材育成への取組みについて …… 刀禰和之 53

経済金融日誌
地域・中小企業関連経済金融日誌（8月） …… 66

信金中金だより
信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（8月） …… 69

統　計
信用金庫統計、金融機関業態別統計 …… 71

2022
10

個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は執筆者個人の見解です。
投資・施策実施等についてはご自身の判断によってください。

物価高騰：インフレーションの局面転換？

信金中金月報掲載論文編集委員長
地主　敏樹
（関西大学 総合情報学部教授）

世界的にインフレ率が高まっています。最近の欧米主要国では10％前後に達しており、長く続いた低インフレ率の時代が終わるのかもしれないと思えるほどです。インフレ率の動きには慣性が高いことが知られています。この30年余り、主要各国のインフレ率は低位に留まってきました。このように「低インフレ率が定着すると、なかなかにインフレ率は高まらない。しかし、一旦、インフレ率が高まってしまえば、今度はなかなかに低下しない」というのが経験則なのです。インフレ率が高まれば、名目利子率も高まることになります。金融市場も大きく変わり、低金利下の常識は通用しなくなるのではないでしょうか。金融機関経営にも大きな影響をもたらすこととなるでしょう。

インフレ率の動き方に大きな変化が出てきたことを、時系列的にみてみましょう。コロナ禍が2020年に本格化した当初は、需要ショックが強く影響して、国際商品価格が大きく下落しました。しかし､同年半ば以降はサプライチェーンの混乱など供給ショックの影響が強まって、国際商品価格指数は大きく上昇し始めました。同年末には、国際商品価格指数が対前年比で20％も上昇していました。この供給ショックについては一時的なものと予想する見方が強かったと思われますが、次第にその持続性が認識されるようになっていきました。コロナ禍は極めて特異な世界的ショックだったため、その影響の展開を見通すことは極めて困難であっただろうと考えられます。

アメリカでは、労働市場が異常な変動を示しました。コロナ禍前には好景気を反映して失業率が4％未満だったのですが、2020年前半には需要ショックを反映して急増し、10％を大きく超えました。他方で、労働供給サイドも大きく変化して、労働市場参加率が3％あまり急低下しました。全米でほぼ500万人が労働市場から退出してしまう、大規模な変化でした。最終的に100万人以上がコロナ感染で亡くなることになる米国では、大都市など各地で医療崩壊が進んでいました。所得分配が極端に不平等な国ですから、低賃金の労働者などの職場放棄も当然のことだったのではないかと思えます。労働市場では大きなミスマッチが生じて、賃金は対前年比で約8％も上昇しました。コロナ禍初期の混乱の下ですから、データそのものの信ぴょう性も少し疑わしいのですが、労働市場が異常な状況にあったことは間違いないでしょう。

こうした状況に直面して、アメリカの中央銀行である連邦準備は、インフレ率の予測で大失

敗し、結果的に金融政策運営も失敗してしまいました。彼らも日本と同様にインフレ目標＝2％を掲げています。コロナ禍前は、日本ほどではないのですが、アメリカも低インフレ状況が長く続いていました。2020年に入ると、需要ショックを反映してインフレ率は顕著に低下したので、連邦準備はゼロ金利と量的緩和を組み合わせた強い金融緩和で対応しました。その後にインフレ率は少し回復した後、2021年初頃から上昇傾向が明らかになっていきました。しかし、連邦準備は一時的な供給ショックの影響だと考えて、強い金融緩和を継続しました。夏にはインフレ率が5% を越えていましたが、9月の政策決定会合においても「2022年にはインフレ率が2％前後まで低下する」と予想し続けたのです。

2022年春にかけてインフレ率は上昇し続けて8％に達してその後も上昇し続けたので、連邦準備の予想は完全な失敗であったことが明らかです。物価だけでなく、賃金の上昇率も5％に上昇しており、単なる供給ショックの影響だけでなく、賃金と物価が相互に影響してスパイラル的に上昇するホームメード・インフレの様相を呈してきました。インフレーションに関する局面が変わってきたのだと言えるでしょう。その認識が遅れた連邦準備は、金融政策の引き締め方向への転換も遅れてしまいました。現在は、急速な引き締め行動を連発して、その遅れを取り戻そうとしているのです。

全米に12の地区連邦準備銀行を設置して様々な情報を詳しく収集し、数百人ものエコノミストを擁して分析している連邦準備なので、これほどの大失敗は近年では珍しいことでした。この失敗の原因はこれから詳しく分析されることになるでしょうが、ここ三十年ほどにおけるノーマルな状態を前提とすることに慣れ過ぎて、それが変化することを軽視してしまったのではないかと考えられます。「供給ショックは一時的なもの」とか、「インフレ期待が安定していれば、物価賃金スパイラルは生じない」といった思い込みがあったのではないでしょうか。

インフレーションの局面転換は日本にも起こり得ることだと思います。日本のインフレーションは欧米各国と比べると、随分と穏やかな水準に留まってきました。現在8月半ばで利用可能なデータ（7月分）を見ると、消費者物価指数のインフレ率は前年比2.6％に過ぎません。金融政策のインフレ目標が2％ですから、ほぼ目標通りの水準に到達したことになります。他方で、企業物価指数のインフレ率は前年比8.6％とはるかに高い水準で、欧米各国の消費者物価のインフレ率とほぼ同水準にあります。シンプルに考えるなら、原材料価格が世界でほぼ同様に高騰していて企業物価指数に反映されているとすれば、日本と欧米との相違は企業の価格転嫁能力の相違ということになりそうです。もちろん人件費の動向も重要ですが、原材料価格高騰の影響を企業が我慢できる限界に達すれば、日本のインフレーションの局面も転換して、インフレ率も欧米並みになるのだろうと考えています。

調　査

米利上げによる米国経済への影響

－インフレ高止まりが招く悪影響の連鎖に要注意－

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員

鹿庭　雄介

（キーワード）**利上げ、住宅投資、設備投資、個人消費、輸出、高インフレ、住宅価格、家計債務**

（視　点）

高インフレが続く中、FRBは2022年3月に利上げに踏み切った。その後も、通常の2倍、3倍のハイペースで利上げを続けていることから、米国経済に悪影響が及ぶのではないかとの懸念が広がっている。本稿では、利上げが米国経済に与える影響を過去2回の利上げ局面（04年局面と15年局面）との比較を通じて明らかにしていきたい。

（要　旨）

- 利上げの影響をGDPの需要項目別に確認すると、金利に左右されやすい住宅投資は過去2回の利上げ局面の双方で伸び率が鈍化している。ただ、足元における実質長期金利の低さや、GDPに占めるシェアの低さから、米国経済に与える直接的な影響は小さいとみられる。
- 他方、設備投資は過去の利上げ局面で減速感がみられない。情報処理機器向けやソフトウエア向けの設備投資が利上げ開始後も堅調に推移したためであり、その後もシェアを高めていることを踏まえると、22年局面でも米国経済の下支え役となる可能性がある。
- 個人消費も過去の局面で大きく落ち込んではおらず、22年局面では失業率の低さが際立っていることから、雇用が消費の後押しとなる可能性すらある。輸出は利上げによるドル高圧力の強まりが下押し要因となるかもしれない。しかし、過去2回の利上げ局面においてドル高基調が定着している様子はみられず、結果として輸出も大きく減少していない。
- このように過去の利上げ局面において米国経済の大幅悪化は確認できず、ゆえに今回22年局面でも設備投資や個人消費で生じる追い風を受けて、景気の拡大基調が維持される可能性はある。ただその一方で、22年局面だけで観察される高インフレには注意が必要である。資源価格の上昇継続などによってインフレ率が想定外に高止まりする事態となれば、購買力の低下を通じて個人消費への下押し圧力がより強まることにもなりかねない。
- そしてインフレ率の高止まりは利上げ期間の長期化や利上げペースの加速にもつながる。量的引締めが急ピッチで進んでいることもあって、金利に左右されやすい住宅投資や設備投資などを中心に悪影響が過去の利上げ局面より大きくなる恐れもある。
- さらに利上げの長期化とペース加速は、家計の債務返済にも影響を与えかねない。足元の家計債務負担率（元利払い/可処分所得）は極めて低いものの、金融引締めの強化によって元利払いが急増すれば、債務返済に窮する家計が増えることにもつながる。また、住宅投資の急減によって、コロナを機に急上昇を続けてきた住宅価格が下落トレンドへ転じれば、逆資産効果を通じた強い下押し圧力が個人消費に加わる可能性もある。

（注）本稿は2022年8月31日時点の情報を基に作成した。

1. 利上げを急ぐFRB

FRB（米連邦準備理事会）は22年3月のFOMC（米連邦公開市場委員会）で政策金利であるFFレート（フェデラルファンド・レート）を0.25ポイント引き上げ、コロナ禍の危機対応として始めたゼロ金利政策を2年ぶりに解除した（**図表1**）。続く5月のFOMCでは通常の2倍となる0.50ポイント、6月と7月は通常の3倍となる0.75ポイントの利上げにそれぞれ踏み切っている。ハイペースで利上げを進める背景には急激なインフレがある。FRBがインフレ指標として最も重視しているコアPCEデフレーターをみると、直近6月は前年比＋4.6％とピークの2月（同＋5.3％）からは幾分低下したものの、なお物価目標である2％の倍以上の水準となっている。物価が高止まりしている現状を踏まえると今後もしばらく利上げは続くとみられ、様々な経路を通じて米国経済に悪影響を及ぼす恐れがある。

2. 米利上げの局面比較（GDP需要項目別）

では、具体的に利上げは米国の国内経済にどういった影響を与える可能性があるのか。ここでは過去2回の利上げ局面（04年局面と15年局面）が米国経済に与えた影響をGDPの需要項目別に分けてみていくことにする。

(1) 金利に左右されやすい住宅投資

利上げは長期金利を始めとする様々な金利に上昇圧力を加える。なかでも影響を受けやすいのが住宅投資と設備投資であろう。実際、住宅投資は過去2回の利上げ局面の双方で伸び率が徐々に低下しており、特に04年局面の3年目（06年4～6月期～07年1～3月期）は前年比12.5％減と大きく減少している（**図表2**）。

そして、住宅ローン金利と連動して動く名目長期金利は04年局面、15年局面とも利上げ開始後しばらくしてから上昇を始めている（**図表3**）。一方、今回22年局面をみると利上

図表1　政策金利とインフレ率（米国）

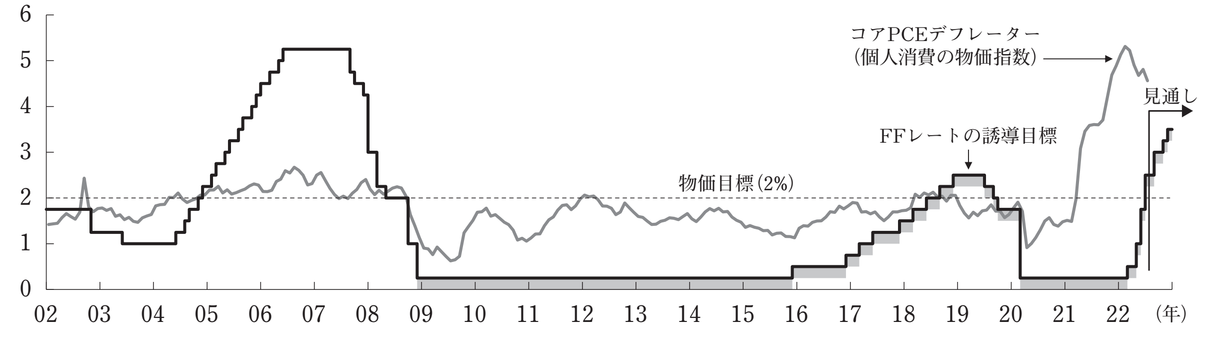

（備考）1. 見通しは当研究所の予測
2. FRB資料、米商務省資料より作成

図表2　住宅投資の局面比較

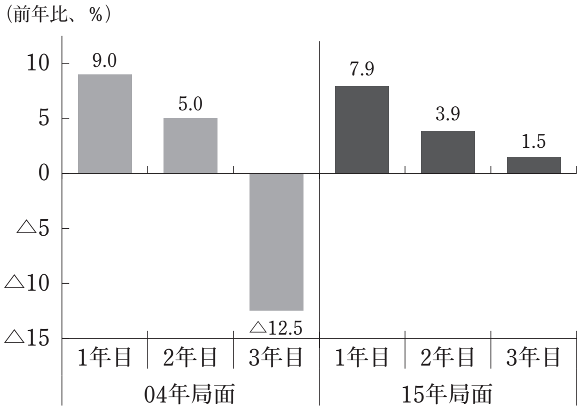

（備考）1. 04年局面の1年目は04年4～6月期からの1年間を、15年局面の1年目は15年10～12月期からの1年間をそれぞれ起点にして計算（以下同じ）
2. 米商務省資料より作成

図表3　名目長期金利の局面比較

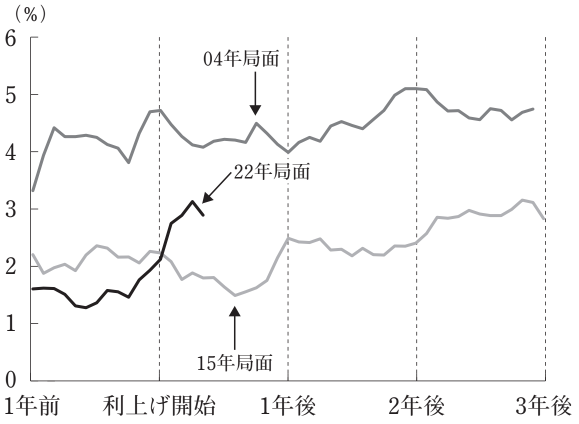

（備考）1. 長期金利は10年国債利回り
2. 利上げ開始は04年局面が04年6月、15年局面が15年12月、22年局面が22年3月（以下同じ）
3. 各種資料より作成

げ開始前からすでに長期金利が急ピッチで上昇しており、水準も15年局面を大きく上回っている。

もっとも実際の投資行動に影響を与えるのは、こうした我々が日々目に触れる名目金利ではなく、物価変動の影響を除いた実質金利である。実質金利は名目金利から人々が将来予測するインフレ率（期待インフレ率）を差し引いて求められる。このため名目金利が高水準であっても期待インフレ率がそれ以上に高ければ実質金利は低くなり、投資を促進する効果が生じることになる。逆に、名目金利が低水準であっても期待インフレ率が極端に低ければ（もしくはマイナスであれば）実質金利は高くなり、投資を抑制する方向に力が働くことになる。

こうした観点から、米国の実質長期金利を反映する10年物価連動債利回りの動きをみると、今回22年局面は利上げが始まった時点でマイナス圏にあったことが分かる（**図表4**）。その後、実質長期金利は急ピッチで上昇しプラス圏へと浮上するが、それでも15年局面と同水準程度までにしか達しておらず、現時点では住宅投資を大きく抑制するほどの影響力があるとは考えにくい。もっとも、先行きハイペースでの利上げが見込まれていることから実質長期金利もそれに合わせて大きく上昇する可能性はある。しかし、GDP全体に占める住宅投資のシェア（21年：3.6%）が極め

図表4　実質長期金利の局面比較

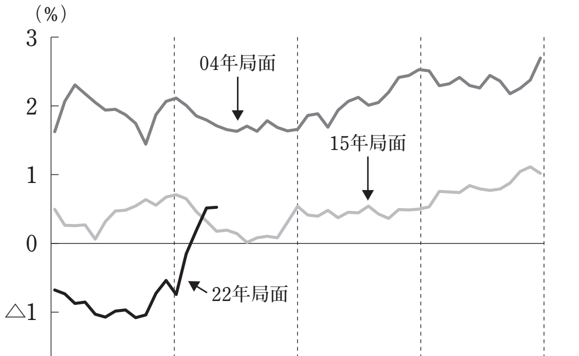

（備考）1. 実質長期金利は10年物価連動債利回り
2. 各種資料より作成

図表5　GDPに占める需要項目のシェア

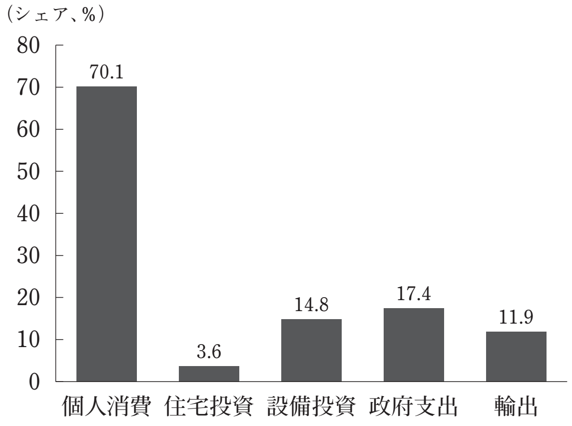

（備考）1. 21年の実質GDPに占めるシェアを示す
2. 米商務省資料より作成

図表6　設備投資の局面比較

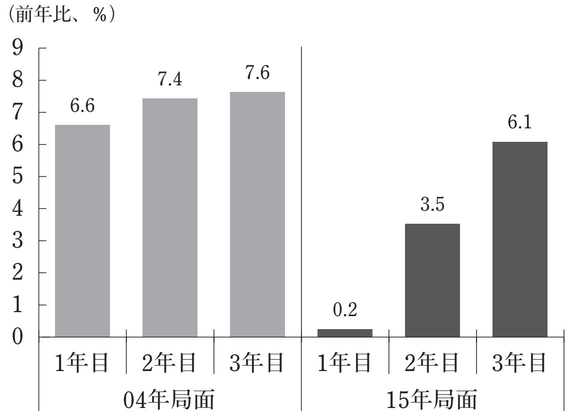

（備考）米商務省資料より作成

て低いことを踏まえれば、たとえ実質長期金利の上昇によって住宅投資が急減速したとしても米国経済が受ける直接的な影響は小さいと考えられる（**図表5**）。

(2) 情報処理機器向けとソフトウエア向けが設備投資を下支え

では、住宅投資と同じく金利に左右されやすい設備投資は利上げ局面でどれくらい影響を受けるのだろうか。GDP全体に占めるシェア（21年：14.8%）は住宅投資よりも高く、金利上昇による借入コストの増加で設備投資に下押し圧力が加われば、米国経済全体にも相応のダメージを与える可能性がある。しかし、04年局面をみると、設備投資は利上げ開始後も5%を超える高い伸び率を維持している。また、15年局面も1年目こそ低い伸び率となったものの、利上げが本格化した2年目以降は逆に伸び率を高めており減速感はみられない（**図表6**）。

利上げ局面で設備投資はなぜ堅調に推移したのか。その要因を探るため、過去の2局面における設備投資の動きを資産別に示したのが**図表7**である。これをみると、構築物向けや産業設備向け、輸送用設備向け、その他設備向けの設備投資などは利上げ後の3年間に大きく減速ないし減少に転じる場面が多かったことが分かる。これに対して、情報処理機器向けやソフトウエア向けの設備投資は設備投資全体の伸び率を上回ることが多く、全体のけん引役となっていたことが分かる。これらの設備投資は年々シェアを高めており、さらにコロナ禍でデジタル関連需要が急拡大していることも勘案すると、今回22年局面でも下支え役となることが期待される。

(3) 個人消費は雇用情勢や株価上昇が後押し

他方、個人消費や輸出は住宅投資や設備投資と比べると、金利上昇の直接的な影響を受けにくいと考えられる。まず、GDPの7割を占める個人消費をみると、過去の利上げ局面において大きく減速していないことが分かる

図表7　設備投資の局面比較（資産別）

（前年比、%）	04年局面				15年局面				22年局面
	シェア	1年目	2年目	3年目	シェア	1年目	2年目	3年目	シェア
全体	〈100.0〉	+6.6	+7.4	+7.6	〈100.0〉	+0.2	+3.5	+6.1	〈100.0〉
構築物	〈28.3〉	+0.8	+2.2	+8.9	〈20.9〉	▲7.0	+5.1	+3.5	〈14.9〉
情報処理機器	〈10.6〉	+10.3	+13.4	+13.7	〈16.8〉	+5.2	+5.4	+8.8	〈22.2〉
産業設備	〈11.3〉	+1.8	+7.6	+7.7	〈8.8〉	▲0.9	+2.1	+6.0	〈9.5〉
輸送用設備	〈11.0〉	+18.2	+9.9	+4.8	〈11.6〉	▲2.6	▲3.7	+4.3	〈6.7〉
その他設備	〈12.2〉	+8.2	+9.3	+1.0	〈9.1〉	▲7.1	▲2.4	+6.2	〈8.9〉
ソフトウエア	〈9.4〉	+11.0	+8.8	+7.1	〈14.2〉	+8.6	+11.4	+11.2	〈20.6〉
研究開発	〈15.5〉	+2.8	+4.0	+9.3	〈15.7〉	+7.5	+2.7	+4.9	〈17.5〉

（備考）1. 各年において伸び率の高い上位2つは白抜きとした。
2. 米商務省資料より作成

（**図表8**）。個人消費が底堅く推移した要因の一つとして雇用情勢が堅調だったことが挙げられ、失業率は04年局面と15年局面の双方で利上げ開始後も低下を続けている（**図表9**）。そして、今回22年局面では失業率の低さが際立っている。FRBは先行き失業率の上昇を見込んでいるが、それでも完全雇用の目安の一つである長期見通し（4.0%）程度までしか到達せず、上昇幅は極めて限定的と言える。このため、今回の利上げ局面においても良好な雇用情勢が追い風となることを期待できるかもしれない。

米国の株式市場が利上げ開始後、上昇基調を維持していたことも個人消費の後押しになったと考えられる。過去2局面におけるダウ工業株30種平均の動きをみると、利上げ開始直後こそ、やや弱含んだ動きがみられたものの、その後は一転して上昇基調で推移している（**図表10**）。特に15年局面の2年目以降はトランプ前大統領の就任時期と重なっており、政策に対する期待感から株価が大きく上昇した。これにより家計が保有する金融資

図表8　個人消費の局面比較

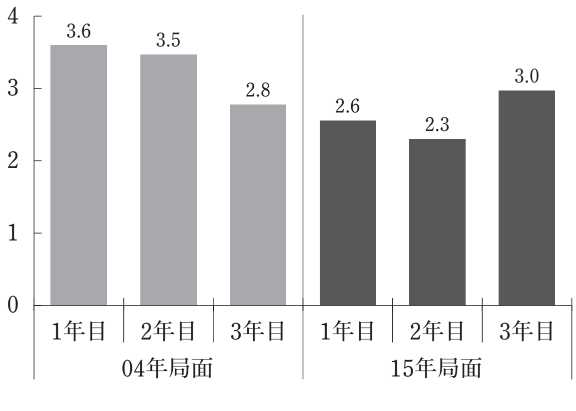

（備考）米商務省資料より作成

図表9　失業率の局面比較

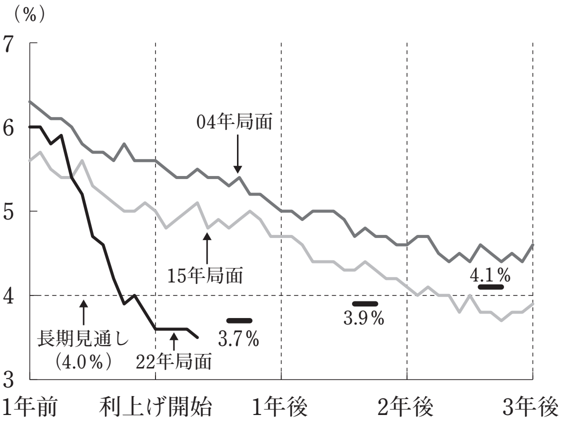

（備考）1. 太線3つはFOMC見通しの中央値
2. 米労働省、FOMC資料より作成

図表10　ダウ工業株30種平均の局面比較

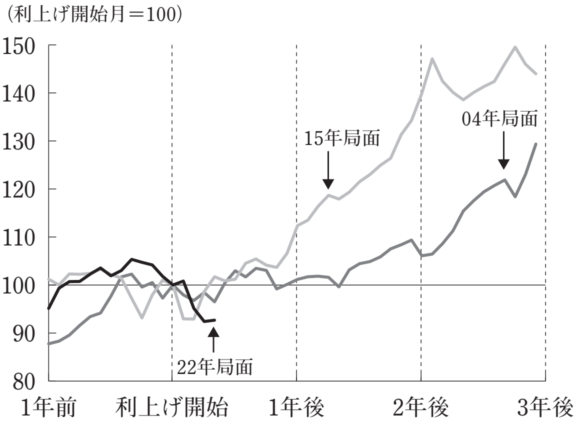

(備考) 各種資料より作成

図表12　輸出の局面比較

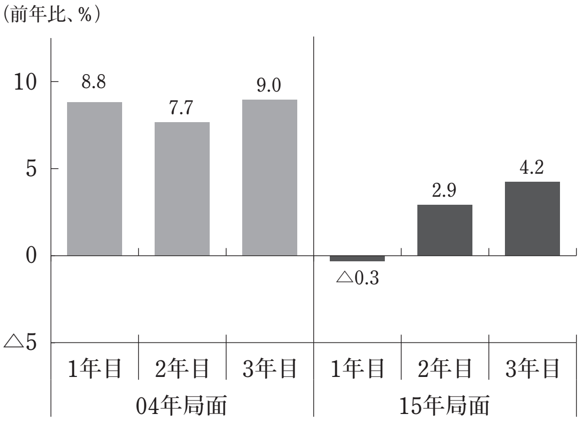

(備考) 米商務省資料より作成

産の価値が上がり、個人消費の拡大へとつながったと考えられる(資産効果)。

(4) 輸出では利上げ後もドル高圧力は強まらず

利上げによる輸出相手国との金利差拡大はドル高圧力を強める要因となるため、輸出下押しに作用する可能性がある。ただ、通貨の総合的な実力を示す実質実効レートをみると、過去の2局面においてドル高が大きく進んでいるわけではない(**図表11**)。むしろ04年局面はドル安気味で推移しており、輸出には追い風が吹いていたと言えよう。実際、04年局面の輸出は利上げ後も高い伸び率を維持しており、15年局面も1年目こそ小幅に減少したものの、利上げが本格化する2年目以降は伸び率を高めている(**図表12**)。

図表11　米ドルの実質実効為替レートの局面比較

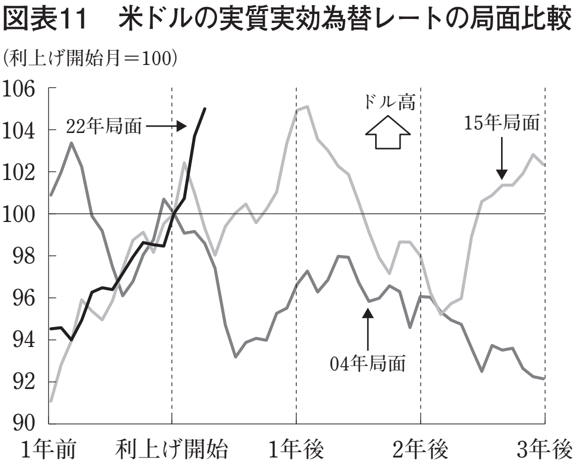

(備考) BIS資料より作成

3. 22年局面における下振れリスクの可能性

(1) 今回局面で特徴的な高インフレ

以上みてきたように、過去2回の利上げ局面においてGDPの主要な需要項目が大きく悪化する事態は回避され、結果としてGDP成長率もプラスを維持してきた(**図表13**)。今回22年局面でも個人消費や設備投資が堅調に推移し、景気の拡大基調が維持される可能性はある。

一方、過去2回の局面では見られなかった22年局面だけの特徴もある。その一つが高インフレであろう。利上げ開始時点におけるコアPCEデフレーターは、15年局面が前年比+1.1%と物価目標の2%を大きく下回り、

図表13　GDP成長率の局面比較

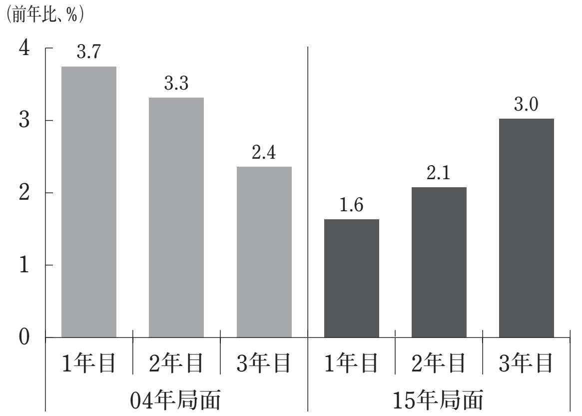

（備考）米商務省資料より作成

図表14　コアPCEデフレーターの局面比較

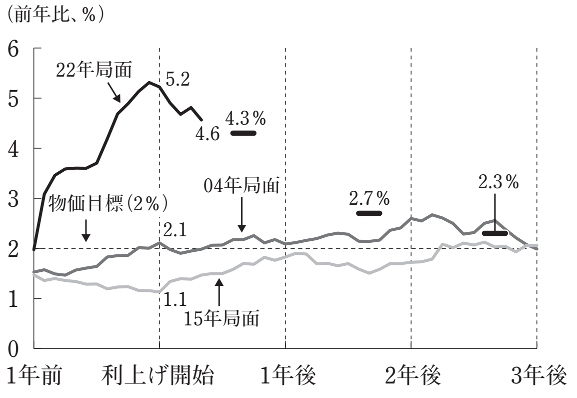

（備考）1. 太線3つはFOMC見通しの中央値
2. 米商務省、FOMC資料より作成

04年局面も同＋2.1%とほぼ目標と同水準に留まっていた（**図表14**）。これに対して、22年局面は同＋5.2%と物価目標の2倍を超える高水準でのスタートとなっている。FOMC見通し（中央値）ではコアPCEデフレーターは先行き低下に転じると想定しているが、利上げ開始から3年近くが経ってもなお物価目標を上回る見込みとなっている。そして、当然ながらこの高いインフレ率は家計の実質所得を減少させる要因となる。

また、家計の生活実感により近いのは先述のコアPCEデフレーターに食料やエネルギーなどを加えたPCEデフレーター（総合）である。22年局面の利上げ開始時点で前年比＋6.6%とコアPCEデフレーターよりも水準は高く、直近22年7月も前年比＋6.3%と高水準を維持していることから、実質所得の下押し圧力はかなり大きくなっていると考えられる（**図表15**）。食料やエネルギーの価格はウクライナ情勢といった地政学リスクに左右されやすく、利上げを始めとする金融政策ではコントロールが難しいとされている。ウクライナ情勢の展開次第では、PCEデフレーター（総合）の前年比がさらに上昇し、個人消費への下押し圧力がより強まる可能性も考えられる。

(2) インフレ高止まりが招く、利上げ期間の長期化とペース加速

インフレ率の高止まりは利上げ期間の長期化や利上げペースの加速にもつながる。**図表16**は今回22年局面の利上げ（当研究所見通し）と、過去2回の利上げを比較したものであ

図表15　PCEデフレーター（総合）の局面比較

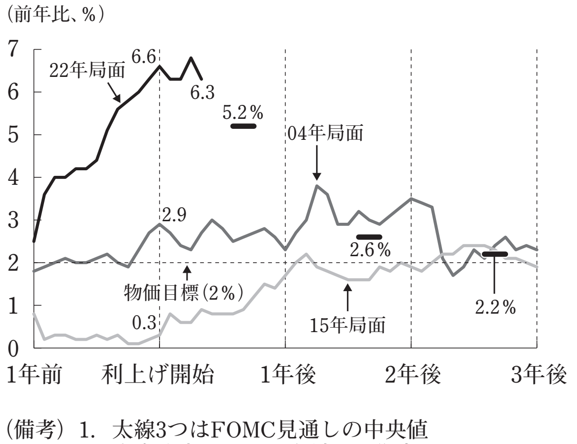

（備考）1. 太線3つはFOMC見通しの中央値
2. 米商務省、FOMC資料より作成

図表16　FFレートの局面比較

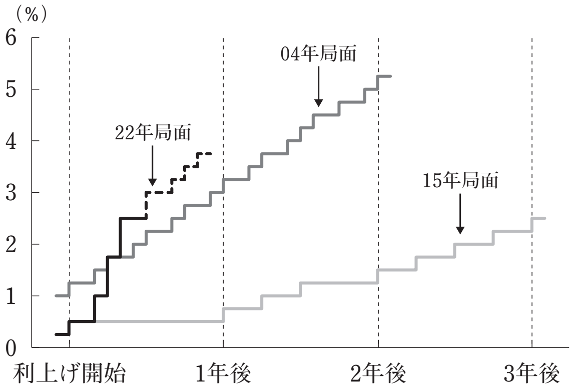

（備考）1. 点線部分は当研究所の見通し
2. 15年局面と22年局面はFFレート誘導目標の上限
3. FRB資料より作成

図表17　FRBバランスシートの局面比較（テーパリング開始後）

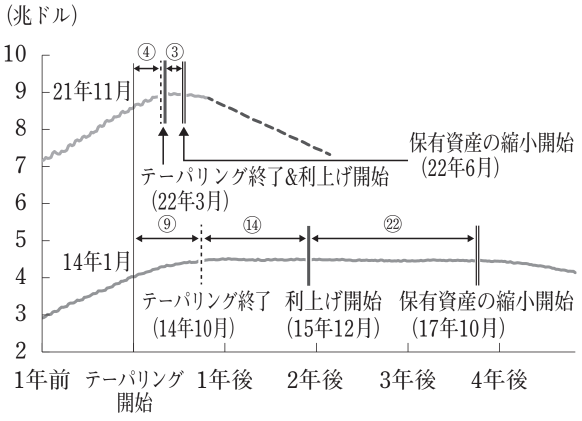

（備考）1. マル囲みの数字は当該期間の月数を示す。
2. 点線部分は23年まで月950億ドルずつ縮小した場合の試算
3. 各種資料より作成

る。これをみると15年局面は1回目の利上げから2回目の利上げまで1年の期間が空くなど、相対的に緩やかなペースで利上げが進んだことが分かる。他方、04年局面は利上げ期間が約2年と15年局面よりも短い半面、利上げペースは速く、最終的に5%を超える水準に到達している。一方、今回22年局面は当研究所の見通しを前提とすると、利上げ期間が1年程度と最も短くなり、また利上げペース自体は早いものの、利上げの到達点は4%弱と04年よりも低い水準となることから、現時点では利上げによる米国経済への影響は過去の2局面と比べて限定的になると見込んでいる。ただ、インフレ率が先行きFRBの見通しよりも高い水準で留まるような状況となれば、利上げ期間の長期化やペース加速を招き、経済への悪影響が過去の局面よりも大きくなる恐れはある。

また、今回22年局面は15年局面と同じく、利上げとともに量的引締め（QT）を行っている。ただ、15年局面では利上げ開始から2年近く経過した後に量的引締めへと舵を切ったのに対し、22年局面では利上げ開始からわずか3か月後に量的引締めを開始している（**図表17**）。さらに削減幅をみると、22年局面では9月以降、米国債（600億ドル）とMBS（住宅ローン担保証券、350億ドル）の合計で月950億ドル（上限）が予定されている。これは前回15年局面のほぼ倍のペースとなる。利上げ期間の長期化やペース加速に加え、こうした急ピッチでの量的引締めが行われることによって金融引締めの効果が強まり、金利上昇の影響を受けやすい住宅投資や設備投資を中心に悪影響が強まる恐れもある。

(3) 利上げによるローン負担増の可能性

さらに、こうした金融引締めの強化が住宅市場を混乱させる可能性もある。可処分所得対比でみた家計債務残高は直近22年4～6月期に87.4%と、サブプライムローンの急増に

図表18　家計債務残高（対可処分所得比）

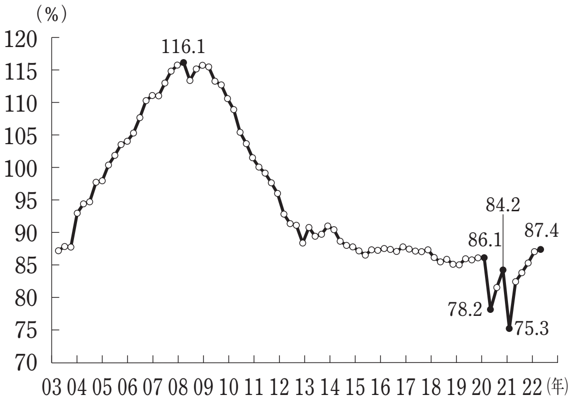

（備考）米商務省、FRB資料より作成

図表19　家計債務負担率

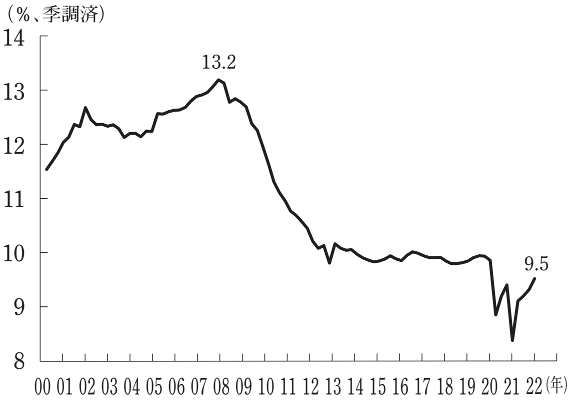

（備考）1. 家計債務負担率＝元利払い／可処分所得
2. 米商務省、FRB資料より作成

よってピークを付けた08年1～3月期の116.1％と比べて水準は低く、家計が過剰な債務を抱えているとはいえない（**図表18**）(注1)。また、可処分所得に占める元利払いの負担割合を示す家計債務負担率も、足元22年1～3月期は9.5％と非常に低い水準となっており、今のところ家計はローンの支払いに窮していない様子である（**図表19**）。

ただ、後者の家計債務負担率については、今後の利上げとそれに伴う住宅ローン金利の上昇などを受けて水準が切り上がる可能性がある。さらにインフレ率の高止まりによって、利上げ期間の長期化やペース加速を招く事態となれば、家計債務負担率が急上昇し、ローンの支払いが厳しくなる家計も増えてくる可能性がある。

(4) 住宅価格の下落による個人消費への影響

高インフレとともに、22年局面でもう一つ特徴的なのが急ピッチで進む住宅価格の上昇である。利上げ開始後も住宅価格が上昇を続けていたという点では過去の2局面と22年局面に違いはない。ただ、ケース・シラー住宅価格指数の動きをみると、住宅価格の上昇ピッチは22年局面が最も急になっており、コロナ禍におけるサプライチェーンの混乱や人手不足などによる供給制約が価格を押し上げたとみられる（**図表20**）。

このように急ピッチで上昇してきた住宅価格が利上げの影響で先行き下落に転じる可能性がある。実際、住宅ローン金利の急上昇によって住宅ローン申請件数が減少に転じ、これを受けて中古住宅販売件数も弱含んでいる（**図表21**）。コロナ禍での供給制約が徐々に解消に向かう中で、中古住宅販売件数の減少が続くようであれば、住宅価格が下落に転じる恐れもあり、逆資産効果を通じた強い下押し圧力が個人消費に加わる可能性も考えられる。

(注)1. コロナショック以降、家計債務残高（対可処分所得比）と家計債務負担率が急低下する局面がみられる。これは米国政府による現金給付が行われたことによって、分母の可処分所得が一時的に大きく増加したためと考えられる。

図表20　ケース・シラー住宅価格指数（米国）

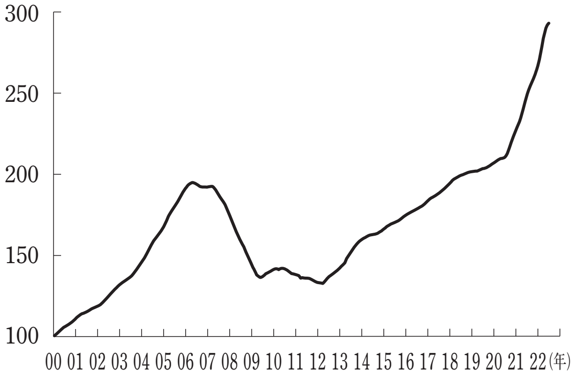

（備考）S&P資料より作成

図表21　中古住宅販売件数（米国）

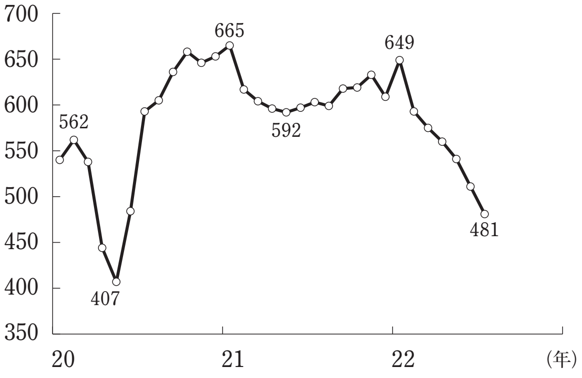

（備考）全米不動産協会（NAR）資料より作成

4. 高インフレ継続を起点とした悪影響の連鎖に注意

以上みてきたように、今回22年局面の利上げが米国経済に与える影響をGDPの需要項目別に過去2回の利上げ局面と比較してみると、住宅投資では22年局面における実質長期金利の低さや、GDP全体に占めるシェアの低さからGDP成長率全体に与える影響は小さいと考えられる。また、設備投資は過去の利上げ局面で堅調に推移してきた情報処理機器向けやソフトウエア向けの設備投資が22年局面でも下支え役になると期待される。個人消費も過去の局面で大きく落ち込んでおらず、22年局面では堅調な雇用が消費の後押しとなる可能性すらある。輸出も過去2回の利上げ局面においてドル高基調が定着している様子はみられず、大きな下押し圧力は回避できるかもしれない。こうしたことから、今回22年局面も設備投資や個人消費が堅調に推移し、景気の拡大基調が維持される可能性はある。

ただその一方で、22年局面の特徴の1つである高インフレには注意が必要である。資源価格の上昇継続などでインフレ率が想定外に高止まりするような事態となれば、購買力の低下を通じて個人消費への下押し圧力が強まるかもしれない。また、インフレ率の高止まりは利上げ期間の長期化やペース加速を招くことにもなる。量的引締めが急ピッチで進んでいることも考慮すると、金融引締めによるGDP需要項目への悪影響が過去の局面より大きくなることも考えられる。

さらに金融引締めの強化が住宅市場の混乱につながる可能性もある。足元の家計債務負担率（元利払い/可処分所得）は過去と比べて極めて低い水準にあるものの、利上げの長期化やペース加速により元利払いが急速に膨らめば債務返済に窮する家計が増えることになるかもしれない。また、22年局面のもう一つの特徴である住宅価格の急上昇が住宅投資の急減によって下落トレンドへと転じれば、逆資産効果を通じた強い下押し圧力が個人消費に加わる危険性もある。

22年の利上げ局面は過去の2局面と同じく景気拡大基調が維持されるという期待がある一方、高インフレ継続を起点とした悪影響の連鎖に陥るリスクには十分注意する必要があろう。

調　査

信用金庫の視点でひも解く
2022年版中小企業白書・小規模企業白書

ー新たな時代へ向けた自己変革力・新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携ー

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員
鉢嶺　実

（キーワード）**中小企業白書、小規模企業白書、自己変革力、事業の見直し、地域内連携、支援機関**

（視　点）
中小企業庁では、中小企業基本法第11条の規定に基づき、1963年以降、中小企業の動向および中小企業に関して講じた施策や講じようとする施策を明らかにするため、中小企業白書を国会に提出している。また、小規模企業振興基本法第12条の規定に基づき、小規模企業の動向および小規模企業に関して講じた施策や講じようとする施策を明らかにするため、2015年以降は、小規模企業白書も国会に提出している。信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、2004年度から中小企業白書の利活用促進を目的に、信用金庫役職員や信用金庫取引先の中小企業・小規模事業者を主たる対象読者として、その概要や読みどころをまとめている。

2022年版の中小企業白書と小規模企業白書については、新型コロナウイルス禍からおよそ2年余りを経過した本年4月26日の閣議決定を経て、中小企業庁ホームページ等で公表された。中小企業白書と小規模企業白書は、中小企業・小規模事業者の支援に携わる関係者にとって、ぜひ押さえておきたい重要な資料の一つである。

本稿では、2022年版中小企業白書および小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁 調査室の芳田直樹室長からのヒアリング内容も盛り込みつつ、中小企業白書および小規模企業白書のポイントを概説する。

（要　旨）
- 2022年版の中小企業白書･小規模企業白書では、中小企業や小規模事業者のそれぞれが「自己変革」へ向けて、新たな挑戦を行うために必要な取組みについて調査分析し、経営者の参考となるデータや、具体的な取組事例も豊富に交えながら解説している。
- 白書の編さんにあたった中小企業庁の芳田調査室長からは、信用金庫は中小企業・小規模事業者にとって身近な存在であり、本来の金融機能のみならず、中小企業・小規模事業者に対して具体的な連携先の紹介や連携方法に関する助言を行いやすいポジションにあることから、そのネットワークやノウハウを存分に活かしながら、引き続き“伴走型支援”に邁進していただきたい、とのコメントをいただいた。
- いずれの白書も、中小企業・小規模事業者のニーズを体系的に把握する上で大きな助けとなる。中小企業・小規模事業者に身近に接する信用金庫役職員にとって、一読に値する良書といえよう。

はじめに

2022年版中小企業白書および小規模企業白書は、2020年春に端を発する新型コロナウイルス禍からおよそ2年余りを経た本年4月26日に閣議決定され、中小企業庁のホームページ上で公開された(注1)。

信金中央金庫 地域・中小企業研究所では、04年度以降、年度ごとに信用金庫の視点から中小企業白書のポイントを取りまとめるとともに、2015年度から新しく発刊された小規模企業白書についても情報発信を行ってきた。本年度においても、中小企業白書および小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁調査室長にインタビューを実施し、各白書の論点を整理した。

2022年版中小企業白書の副題は**「新たな時代へ向けた自己変革力」**、小規模企業白書の副題は**「新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携」**と、これまで同様、統一感のある副題が掲げられた。2022年版の白書では、新型コロナウイルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰等の外部環境に直面する中小企業・小規模事業者の動向に加え、中小企業・小規模事業者のそれぞれが「自己変革」に向けて新たな挑戦を行うために必要な取組みなどについて、豊富な経営事例も交えながら分析を行っている。

なお、すでに本年7月より書店等で発売されている書籍版の名称は『中小企業白書 小規模企業白書』に統一され、水色の表紙の「上巻」が中小企業白書、オレンジ色の表紙の「下巻」が小規模企業白書と、こちらも例年どおり一体感のある体裁となっている。

ちなみに、1963年以降発刊の中小企業白書の副題には、その年の中小企業白書の調査分析の視点が色濃く反映される。そこで、**図表1**では、90年以降の中小企業白書副題の変遷（15年からは小規模企業白書副題も）と、本中金が実施する「全国中小企業景気動向調査」の主要指標である業況判断D.I.（全業種）を比較対照できる形で示しているので、併せてご参照いただきたい。

1. 中小企業白書・小規模企業白書の編さん者へのインタビュー

まず、2022年版中小企業白書と小規模企業白書の編さんにあたった中小企業庁 事業環境部 企画課 調査室長の芳田直樹氏（**図表2**）へのインタビュー内容を掲載する。

（1）2022年版中小企業白書・小規模企業白書の読みどころ

2022年版の中小企業白書および小規模企業白書（**図表3**）では、2020年春以降の新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の流行や、原油・原材料価格の高騰等、さまざまな外部環境に直面する中小企業・小規模事業者の動向をふまえつつ、中小企業・小規模事業者のそれぞれが「自己変革」に向けて、新たな挑戦を行うために必要な取組みなども調査分析し、経営者等の参考

(注)1. 中小企業庁ホームページ（https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html）より全文をダウンロード可能

図表1　中小企業白書・小規模企業白書の副題と信用金庫取引先中小企業の業況判断D.I.の推移

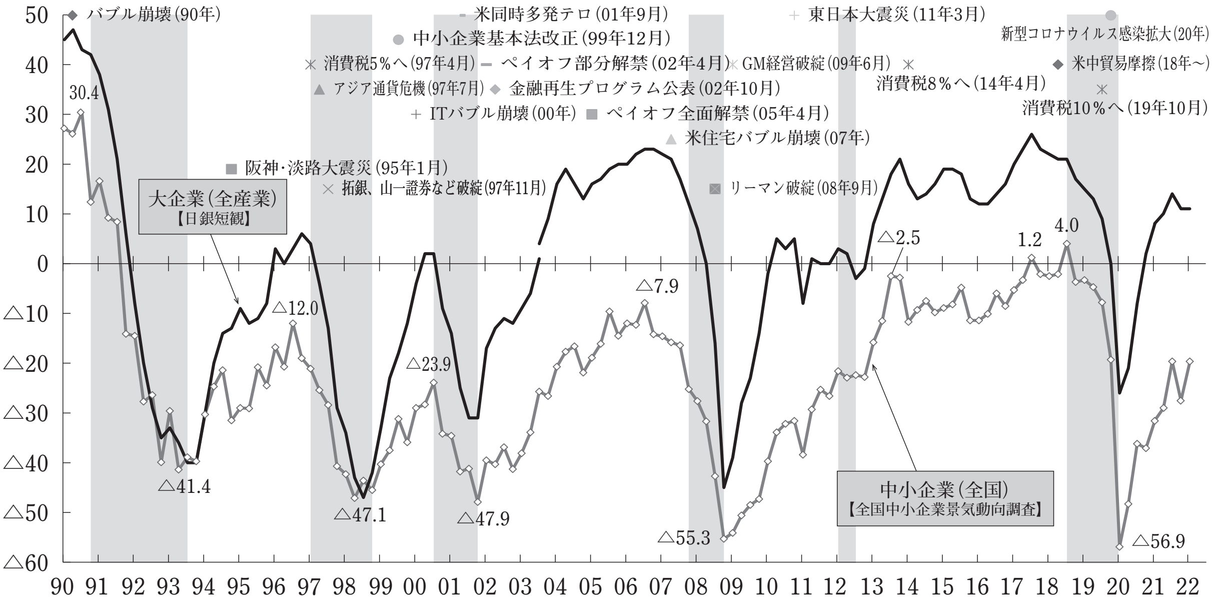

発行年	副題
90	景気拡大下で進行する中小企業の構造変化と新たな発展への経路
91	21世紀に向けて挑戦を続ける中小企業
92	新中小企業像―多様化し増大する中小企業の役割―
93	中小企業の課題と進路―新しい経済社会への構造変化の中で―
94	構造変化の中での「変革」と「創造」
95	新たなる可能性へのチャレンジ
96	中小企業の時代―日本経済再建の担い手として
97	〝中小企業〟その本領の発揚
98	変革を迫られる中小企業と企業家精神の発揚
99	経営革新と新規創業の時代へ
00	IT革命・資金戦略・創業環境
01	目覚めよ！自立した企業へ
02	「まちの起業家」の時代へ～誕生、成長発展と国民経済の活性化～
03	再生と「企業家社会」への道
04	多様性が織りなす中小企業の無限の可能性
05	日本社会の構造変化と中小企業者の活力
06	「時代の節目」に立つ中小企業～海外経済との関係深化・国内における人口減少～
07	地域の強みを活かし変化に挑戦する中小企業
08	生産性向上と地域活性化への挑戦
09	イノベーションと人材で活路を開く
10	ピンチを乗り越えて
11	震災からの復興と成長制約の克服
12	試練を乗り越えて前進する中小企業
13	自己変革を遂げて躍動する中小企業・小規模事業者
14	小規模事業者への応援歌
15	地域発、中小企業イノベーション宣言！／はばたけ！小規模事業者
16	未来を拓く　稼ぐ力／継続と挑戦！
17	中小企業のライフサイクル～次世代への継承～／成長の芽を次世代へ繋ぐ
18	人手不足を乗り越える力　生産性向上のカギ／小さな工夫、大きな成果！創意工夫で生産性は上がる!!
19	令和時代の中小企業の活躍に向けて／令和時代の小規模事業者の活躍に向けて
20	新たな「価値」を生み出す中小企業／地域で「価値」を生み出す小規模事業者
21	危機を乗り越える力／小規模事業者の底力
22	新たな時代へ向けた自己変革力／新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携

（備考）1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、中小企業庁『中小企業白書（各年版）』、信金中央金庫「全国中小企業景気動向調査」をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成
2. シャドーは内閣府による景気後退期を示している。
3. 2015年からは小規模企業白書副題も掲載している。

図表2　取材に応じていただいた芳田直樹調査室長（左）および取材風景（右）

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

図表3　中小企業白書・小規模企業白書の表紙

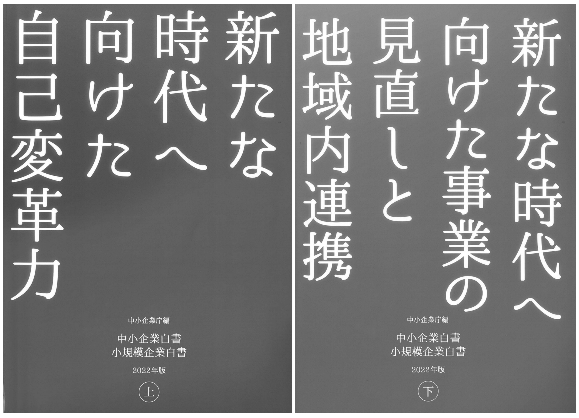

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所撮影

となるデータや、具体的な取組事例も豊富に交えながら解説した（図表4）。

両白書に共通する総論部分では、最近の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境として、2年超に及ぶ感染症の流行や原油・原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もあるなかで、引き続き厳しい状況にあることなどをあらためてデータ等で確認した。とりわけ、資金繰り面においては、コロナ禍で特に厳しい事業環境下に置かれた宿泊業をはじめとする各業種において、感染症流行前と比べて借入金月商倍率(注2)の上昇がみられ、借入金の返済余力が低下している可能性もあることを、財務省「法人企業統計調査季報」のデータなどを用いながら指摘した。

また、前述の総論に引き続き、両白書ではテーマ別の分析も行った。サブタイトルを「新たな時代へ向けた自己変革力」とした中小企業白書では、足元の感染症への対応を念頭に、事業継続とその後の成長につなげる方法の一つとして「事業再構築」が重要であることを指摘しつつ、売上面への効果や既存事業とのシナジー効果を実感している中小企業も存在することを事例なども踏まえて紹介した。また、中小企業の成長を促すための取組

図表4　2022年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要

- 2年に及ぶ新型コロナウイルス感染症の流行や原油･原材料価格の高騰、部材調達難、人材不足といった供給面の制約もある中で、中小企業は引き続き厳しい状況にある。
- こうした中でも、中小企業を取り巻く需給構造の変化や、デジタル･グリーン化の進展等を踏まえ、事業再構築などに取り組みながら、必死に生き残りを図りつつ、次の成長に向けた取組を進めようとしている中小企業もある。
- 今回の白書では、事業者の自己変革をテーマに、ウィズコロナ、アフターコロナの各フェーズにおいて、事業者にとって必要な取組を取り上げた。
- より具体的には、短期･中長期のスパンで中堅企業への成長やサプライチェーンの中核的存在を目指す中小企業（スケールアップ型企業）と持続的成長を志向し、地域経済を支える小規模事業者（パワーアップ型企業）のそれぞれが新たな挑戦を行うために、事業再構築をはじめ、どのような取組が必要なのかについて分析。

白書の目次（各分析テーマ一覧）

【1】中小企業における足下の感染症への対応

【2】企業の成長を促す経営力と組織<スケールアップ型企業>

【3】小規模事業者における事業見直し･地域課題の解決<パワーアップ型企業>

【4】共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援

（備考）中小企業庁調査室の資料をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（注）2．借入金月商倍率＝（金融機関短期借入金＋その他の短期借入金＋金融機関長期借入金＋その他の長期借入金＋社債）÷月商

みとしてブランド構築や人的資本への投資を始めとする「無形資産投資」にも着目した。ブランド構築についてはそのコンセプトの明確化や従業員への浸透などを行うことが、また人的資本への投資については経営者が積極的に計画的なOJT研修やOFF-JT研修を実施し従業員の能力開発を進めることが、それぞれ生産性向上などの面からも重要であることをアンケート調査の結果なども用いながら解説した。

一方、サブタイトルを「新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携」とした小規模企業白書では、多くの小規模事業者が「事業見直し」の局面でさまざまな経営上の課題に直面することが多いことを踏まえ、信用金庫も含めた支援機関の役割が今後ますます重要になっていくことを述べた。さらに、地域課題の解決へ向けて他の事業者との協業を行うような小規模事業者においては、支援機関の持つネットワークやノウハウを活用することが重要であることを指摘した。

さらに、両白書に共通する最終章では、共通基盤としての「取引適正化」と「デジタル化」および「経営力再構築伴走支援」についてとりまとめた。取引適正化については、コスト変動への対応だけでなく、中小企業における賃上げといった分配の原資を確保するうえでも重要であり、価格転嫁へ向けて販売先との交渉機会を設けることがカギを握ることなどを指摘した。また、デジタル化については、新たなビジネスモデルの確立を目指す段階への到達を目指すことが重要であることを示した。最後に、経営力再構築伴走支援については、経営者自らが自己変革を進めるためには、信用金庫を含む支援機関との対話を通じて経営課題を設定することが重要で、そのためにも、第三者である支援者・支援機関においては、経営者との信頼関係を築き、対話を重視した伴走支援を行うことが有効であることをあらためて紹介した。ぜひご一読いただければと考える。

(2) 信用金庫へのメッセージ

信用金庫は、中小企業･小規模事業者にとって常に身近な存在であり、地域に根差した支援機関のひとつとして大きな期待を寄せている。

そうしたなかで、今般の白書では、地域の持続的な発展を見据え、小規模事業者が地域課題の解決に取り組む姿を明らかにしているが、その実践にあたっては、事業者単独ではなく複数の事業者が互いの経営資源等を共有しながら進めることで有効に機能するようなものも多い。中小企業･小規模事業者にとって身近な存在である信用金庫は、本来の金融機能のみならず、中小企業･小規模事業者に対して具体的な連携先の紹介や連携方法に関する助言を行いやすいポジションにあり、そのネットワークやノウハウを存分に活かしながら、引き続き“伴走型支援”に邁進していただければと考える。

中小企業･小規模事業者にとっての事業環境は、まだまだ先行き不透明感の拭い去れないような状況が続いているかと思う。こうしたなか、“伴走型支援”に強みを持つ信用金庫

に期待を寄せており、この機会にあらためて中小企業白書・小規模企業白書に関心をお寄せいただくとともに、経営課題を抽出･解決するためのツールのひとつとしてご活用いただければ幸いである。

2. 2022年版中小企業白書・小規模企業白書の概要

2022年版の中小企業白書・小規模企業白書は、いずれも2部構成となっている（**図表5**）。第1部（総論部分）については共通の内容となっており、中小企業・小規模事業者の経営環境は、緩やかな回復傾向にあるとはいえ引き続き厳しい状況にあり、景況感や売上高は、依然として感染症流行前の水準まで回復していない業種も多いことなどを示している。これに続く第2部については、中小企業白書が「新たな時代へ向けた自己変革力」、小規模企業白書が「新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携」と、それぞれの白書の副題をそのまま掲げつつ、それぞれの経営環境などをふまえた詳細な分析を行っている。なお、巻末では、例年通り、昨年度施行分と今年度施行予定の中小企業･小規模企業施策が掲載されている。以下では、今年度の両白書の概要を整理する。

図表5　2022年版中小企業白書・小規模企業白書の骨子

【中小企業白書】

第1部　令和3年度（2021年度）の中小企業の動向
第1章　中小企業・小規模事業者の動向
第1節　我が国経済の現状 第2節　中小企業・小規模事業者の現状 第3節　雇用の動向 第4節　原油・原材料価格の高騰 第5節　事業継続計画（BCP）の取組 第6節　労働生産性と分配 第7節　経営資源の有効活用 第8節　まとめ
第2部　新たな時代へ向けた自己変革力
第1章　中小企業における足下の感染症への対応
第1節　オルタナティブデータから見る感染症の影響 第2節　感染症下の中小企業政策 第3節　感染症下の事業再構築 第4節　まとめ
第2章　企業の成長を促す経営力と組織
第1節　ブランドの構築・維持に向けた取組 第2節　人的資本への投資と組織の柔軟性、外部人材の活用 第3節　中小企業経営者の経営力を高める取組 第4節　中小企業が対応を迫られる外部環境 第5節　まとめ
第3章　共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援
第1節　取引適正化と企業間取引 第2節　中小企業におけるデジタル化とデータ利活用 第3節　経営力再構築伴走支援などの中小企業に対する支援の在り方 第4節　まとめ

【小規模企業白書】

第1部　令和3年度（2021年度）の小規模事業者の動向
（中小企業白書の第1部に同じ内容を掲載）
第2部　新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携
第1章　小規模事業者の事業見直し
第1節　現下の事業見直し 第2節　持続的な成長を見据えた中長期的な事業見直し 第3節　支援機関の活用 第4節　まとめ
第2章　地域課題の解決と地域内連携
第1節　小規模事業者による地域課題の取組 第2節　地域の持続的な成長に向けた連携の方向性 第3節　まとめ
第3章　共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援
第1節　取引適正化と企業間取引 第2節　小規模事業者におけるデジタル化とデータ利活用 第3節　経営力再構築伴走支援などの中小企業に対する支援の在り方 第4節　まとめ

（備考）中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(1) 2021年度（令和3年度）の中小企業·小規模事業者の動向

両白書に共通する総論部分（第1部）では、新型コロナウイルス感染症の流行や原油・原材料価格の高騰等の外部環境の下で、業況や倒産・資金繰り、雇用環境を始めとする中小企業・小規模事業者の動向について、詳細な分析を行っている。

とりわけ、前出の「読みどころ」のところでも触れている借入金月商倍率については、多くの業種で感染症流行前と比べて上昇している状況を、データ分析に基づいて示している（**図表6**）。特にサービス業や小売業では、2020年第2四半期と2021年第2四半期で借入金月商倍率の上昇が目立ち、感染症流行に翻弄されるなか、借入金の返済余力が低下している可能性を指摘している。

このほかにも第1部では、雇用の動向、原油・原材料価格の高騰の影響、事業継続計画（BCP）の重要性、労働生産性と分配の問題、経営資源の有効活用などについても詳細な分析を行っており、今日的に中小企業・小規模事業者が直面している経営上の問題点などを網羅した内容となっている。

(2) 新たな時代へ向けた自己変革力（中小企業白書）

中小企業白書の第2部では、「新たな時代へ向けた自己変革力」と題し、第1章では感染症が社会全体や中小企業の活動に与えた影響や、感染症下における事業再構築の取組みについて分析している。続く第2章では、企業の成長を促す取組みとしてブランドの構築や人的投資、経営者の経営力を高める取組みなどについても分析を行っている。最後の第3章は、後述する小規模企業白書と共通の表題を掲げながら、中小企業・小規模事業者における共通基盤として、デジタル化や取引適正化、経営力再構築伴走支援などについて、中小企業白書の視点に重点を置いて詳細な分

図表6　業種別に見た、借入金月商倍率の推移

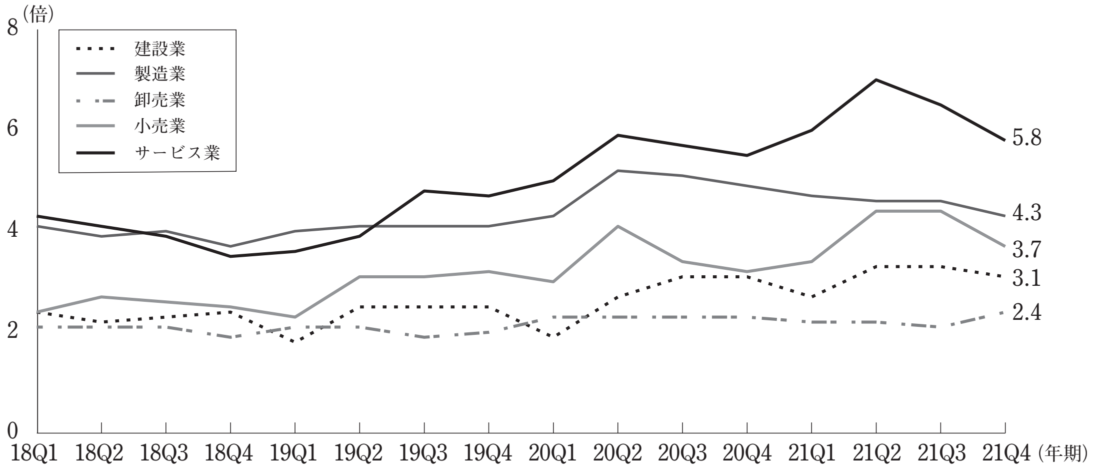

（備考）1. 財務省「法人企業統計調査季報」において、資本金１千万円以上１億円未満の企業を集計
2. 借入金月商倍率＝（金融機関短期借入金＋その他の短期借入金＋金融機関長期借入金＋その他の長期借入金＋社債）÷月商
3. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

析を行っている。

冒頭の第1章では、感染症が人々の行動や地域経済、企業業績にもたらした影響や、資金繰り等の支援策の実施状況などを示しつつ、感染症下における事業再構築の実施状況を確認し、中小企業が足元の事業継続とその後の成長につなげる方法の一つとして、事業再構築が重要であることなどが示されている。なお、白書では、業種別に見た事業再構築の実施状況について特に感染症の影響を大きく受けている宿泊業・飲食サービス業での実施割合が高いという調査結果を示しつつ(**図表7**)、早期に事業再構築に取り組んだ企業ほど、売上面での効果に加え、既存事業とのシナジー効果（新規開拓した販路の既存事業への活用等）を実感できている割合も高いことなどを指摘している。

続く第2章では、中小企業の成長を促すための取組みとして、ブランドの構築･維持や人的資本への投資など無形資産投資に着目している。ブランド構築については、ブランドコンセプトを明確にすることの重要性が示される一方で、人的投資については、従業員の能力開発に取り組むことの重要性が示されている。このほか、海外展開や脱炭素化、スタートアップに関する現状などについても示す幅広い内容となっている。

無形資産投資の一つであるブランド構築は、オリジナルの付加価値を有し、適正価格を付けられる価格決定力を持つことにつなが

図表7　業種別に見た、事業再構築の実施状況

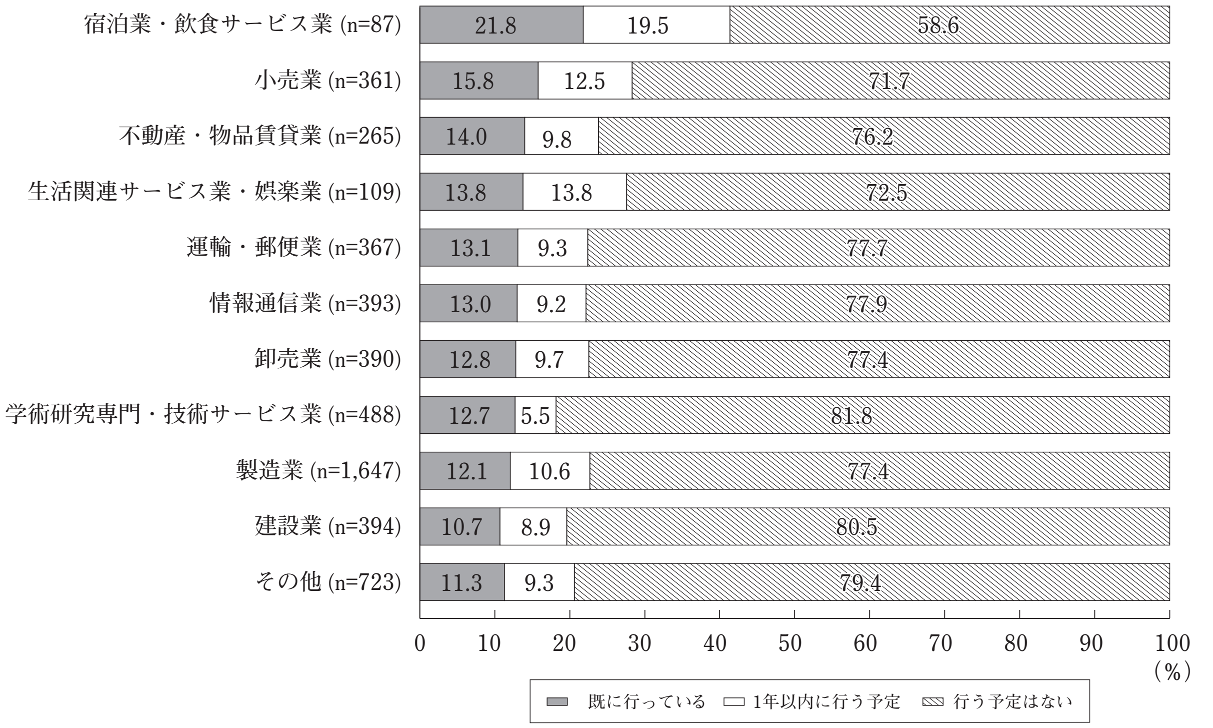

（備考）1. 資料は㈱東京商工リサーチ「中小企業の経営理念･経営戦略に関するアンケート」
2. ここでいう事業再構築とは、新たな製品を製造又は新たな商品若しくはサービスを提供すること、製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更すること等を指している。
3. アンケート回答企業は必ずしも事業再構築補助金の申請企業ではない。
4. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域･中小企業研究所作成

ると考えられ、ブランドの構築・維持のための取組みを行っている企業ほど、自社ブランドが取引価格へ寄与している割合が高いという調査結果が示されている（**図表8**）。一方、企業活動において重視されることの多い経営資源に「ヒト」があることもふまえ、従業員の仕事に対する意欲向上の観点から、従業員の能力開発に取り組むことが重要であるという調査結果も示されている（**図表9**）。

また、経営者の経営力を高める取組みについては、経営者に必要と仮定した資質を基に、経営者に求められる知識･スキルを、Katz（1955）の提唱する3スキル(注3)などを参考に6つに類型化した（**図表10**）。そのう

図表8　ブランドの構築・維持のための取組の有無別に見た、ブランドの取引価格への寄与

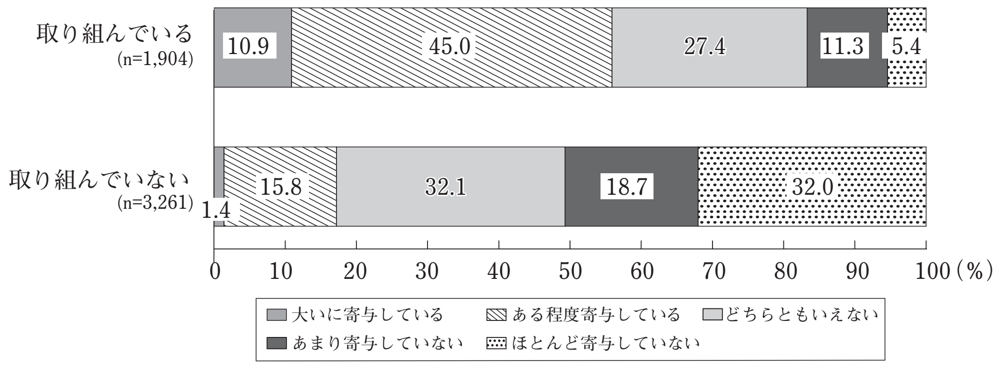

（備考）1. 資料は㈱東京商工リサーチ「中小企業の経営理念・経営戦略に関するアンケート」（2021年12月）
2. ここでのブランドとは「顧客に認識される、企業や商品･サービスなどのイメージの総体」を指す。
3. 企業のブランドが取引価格の引上げ・維持に寄与しているかを聞いたもの。
4. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表9　能力開発に対する積極性別に見た、従業員の仕事に対する意欲

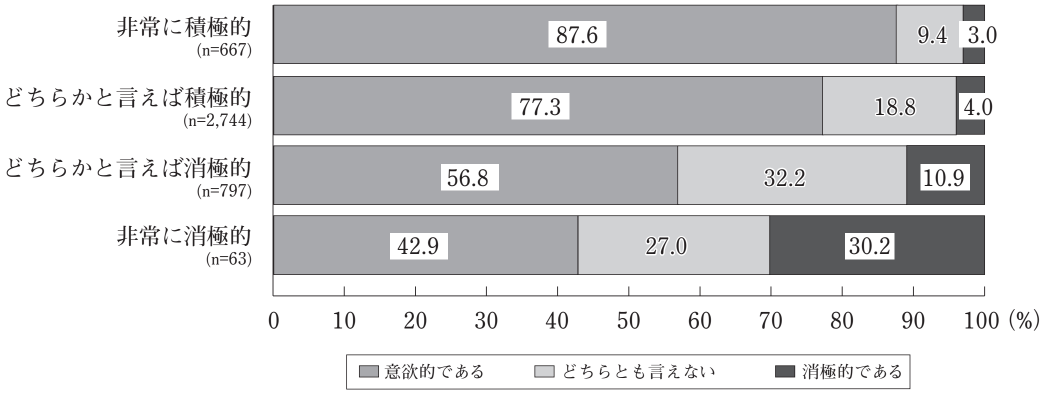

（備考）1. 資料は㈱帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査」
2. 従業員の仕事に対する意欲について「とても意欲的である」「どちらかといえば意欲的である」を「意欲的である」、「とても消極的である」、「どちらかと言えば消極的である」を「消極的である」として集計
3. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)3. ロバート･カッツ（Robert Katz）は、20世紀中頃に活躍したアメリカの経営学者（ハーバード大学教授）で、マネージャー（経営者）に求められる能力を3つに区分した“カッツの3能力”（①テクニカルスキル（業務遂行能力）、②ヒューマンスキル（対人関係能力）、③コンセプチュアルスキル（概念化能力））を「Harvard Business Review」で1955年に提唱したことで知られている。

図表10　経営者に求められる6つの知識·スキル

	知識·スキルの名称	特徴
要素1	臨機応変に対応し、意思決定する力	複数の選択肢の中から最適な選択肢を選び、組織を代表して責任を持って意思決定することができる。 また、状況を臨機応変に見極め、意思決定に影響を与える可能性のある要素に配慮することができる。
要素2	傾聴し、人を導く力	積極的に部下や関係者と関わるだけでなく、一人一人の性格や状況に応じた接し方ができる。 また、部下や関係者と信頼関係を維持・構築することができる。
要素3	理論的に考えて本質を見抜き、適切に表現する力	答えのない問題や課題に対して、物事を理論的に考えて、その本質を見極めることができる。 また、自分の考え方や伝えたい内容を他者にわかりやすく伝えることができる。
要素4	計数管理・計画能力	財務状況や資金繰りについて適切に把握し、数字を基に経営計画や投資計画を立案できる。
要素5	問題意識を持ち、自己変革する力	周囲の状況に積極的に関心を持ち、変化を恐れずに、得られた情報を基に自社の経営課題解決のために実践したり、応用することができる。
要素6	業界に精通する力	自社が属する業界や市場についてよく理解しており、競合他社を含めた業界の動向を把握することができる。

（備考）1. 資料は帝国データバンク「中小企業の経営力及び組織に関する調査」（2021年12月）
2. 上記6つの知識·スキルは、Katz(1955)の提唱する3スキルなどを参考に設定した35の資質について因子分析を実施したことで抽出したもの。因子分析に関する詳細は『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』㊤付注2-2-1を参照
3. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表11　売上高増加率の水準別に見た、6つの知識·スキルの高さ

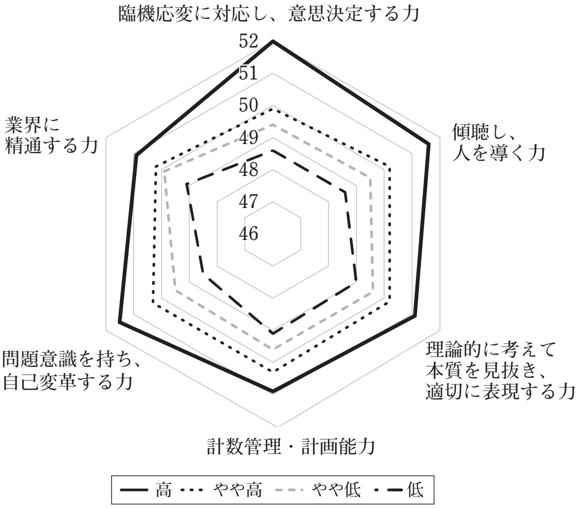

（備考）1. 売上高増加率の水準は、業種別に売上高増加率（2015年から2020年）が高い企業を上位から25％ごとに、4区分に分類したもの
2. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

えで、売上高増加率の高い企業群の経営者は、それぞれの知識·スキルが高い傾向にあることを示し（**図表11**）、ここに示した6つの知識·スキルは、企業が成長を実現していくうえで経営者として高めていくべき要素であると説いている。

さらに、中小企業が対応を迫られる外部環境については、感染症の影響が長引く中でもSDGs（持続可能な開発目標）への社会的な認知が高まっていることを示し（**図表12**）、グリーン（脱炭素化）や人権といった課題に対して中小企業も積極的に取り組む機運が高まってきていることを指摘している。

なお、続く最終の第3章「共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援」については、後述する「小規模企業白書」の最終章との共通部分も多いため、本稿においては両白書に共通する最終章として、本稿の締めくくり部分で後述させていただくこととした。

図表12　中小企業におけるSDGsの取組状況

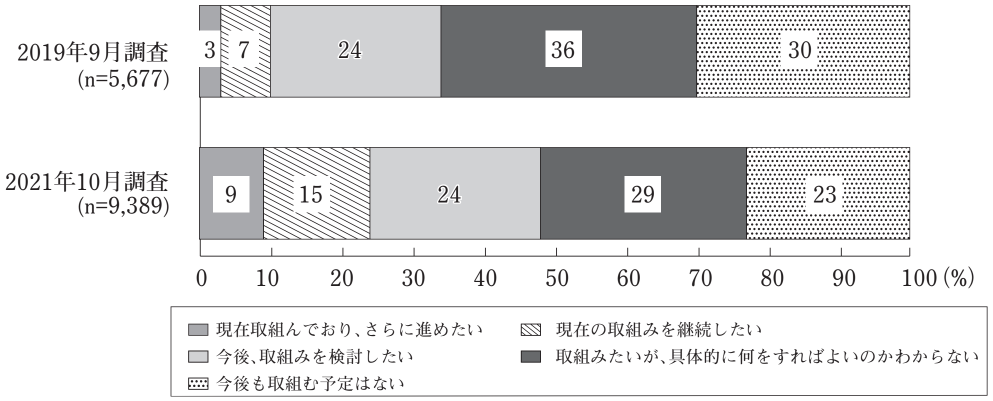

（備考）1. 資料は大同生命保険㈱「大同生命サーベイ（2021年10月度調査）」
2. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(3) 新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携（小規模企業白書）

一方の小規模企業白書の第2部では、「新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携」と題し、小規模事業者が感染症の流行後に取り組んだ事業見直しの取組みや、地域課題解決に向けた取組みについて分析するとともに、最終章では、中小企業白書と共通の表題を掲げながら、中小企業･小規模事業者における共通基盤として、取引適正化やデジタル化、経営力再構築伴走支援の重要性などについて、小規模事業者の視点に重点を置いて分析を行っている。

冒頭の第1章では、多くの小規模事業者が引き続き感染症による売上高への影響を受けている中で、積極的に事業見直しへ取り組んできたことを示すとともに、事業見直し時に小規模事業者が多様な課題に直面する中で、支援機関が重要な役割を担う存在であることを示している。具体的には、事業見直しが“対象とする市場”と“提供する商品・製品･サービス”の2つの軸によって、①市場浸透、②新商品開発、③新市場開拓、④多角化、の4つに分類出来ることを示したうえで（**図表13**）、4分類ごとの具体的取組の実施状況を示している。これをみると、小規模事業者においては、全体の約7割が市場浸透に取り組んでいるという実態の中で、既存の市場や既存製品・商品・サービスの下において情報発信の強化や商品・サービスの向上に取り組んでいる事業者の割合が高いことが明らかにされている（**図表14**）。

また、続く第2章では、小規模事業者による地域課題解決への取組みを整理した上で、地域課題の解決に向けて、小規模事業者は事業者間の連携に関するネットワークやノウハ

図表13　事業見直しの4分類

	既存の市場	新規の市場
既存の製品・商品・サービス	市場浸透	新市場開拓
新規の製品・商品・サービス	新商品開発	多角化

（備考）中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ウを有する支援機関を活用しながら、他の事業者と共同で対応することの重要性を示している。実際に支援機関は、事業者に対して具体的な連携先の紹介や連携方法に関する助言を行っている割合が高く(**図表15**)、小規模事業者が他の事業者との協業を行う際には、支援機関が有するネットワークやノウハウの活用が有効であることをあらためて指摘している。

図表14　事業見直しの4分類別に見た、具体的取組の実施状況

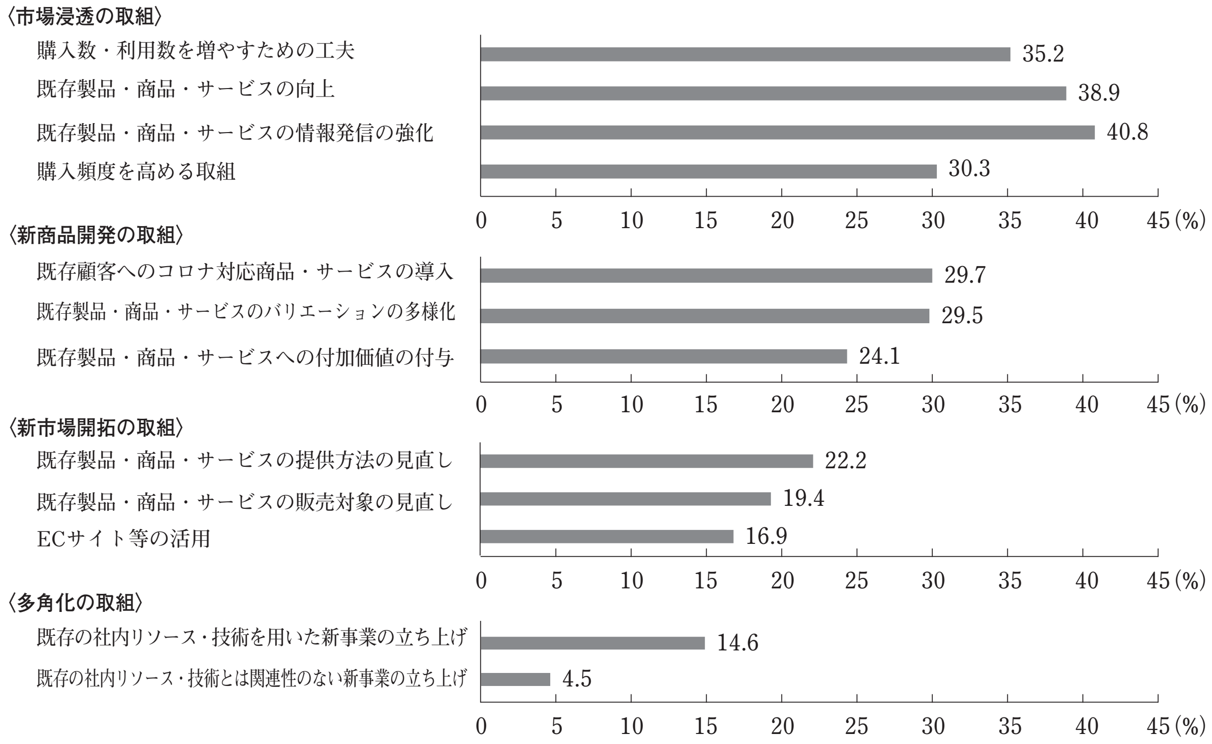

(備考) 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表15　支援機関が実際に行った連携支援の内容

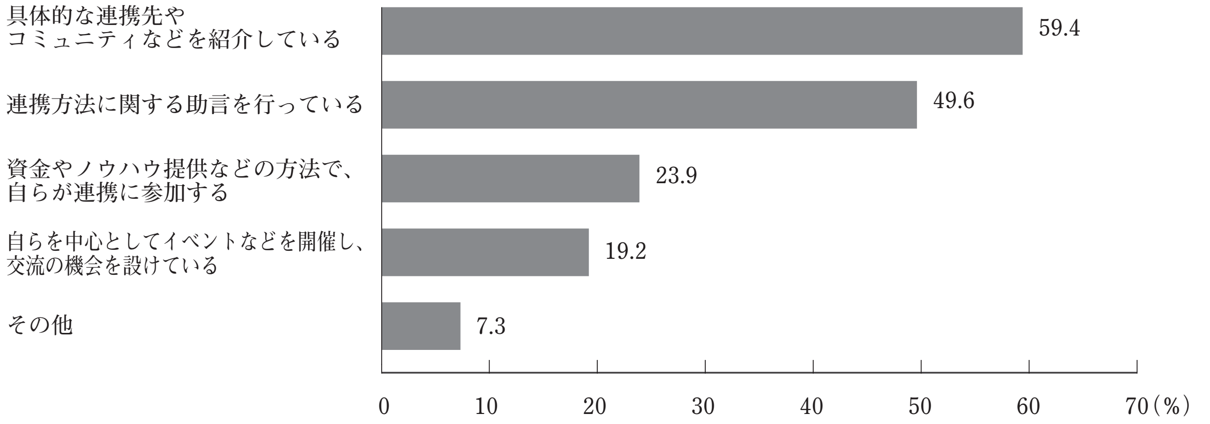

(備考) 1. 資料は三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱「中小企業支援機関における中小企業･小規模事業者の実態把握に関するアンケート」(n=896、複数回答)
2. 「相談を受け、支援を行った」「相談はなかったが、支援を行った」と回答した支援機関を集計
3. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(4) 共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援（両白書）

両白書の最終章（第2部第3章）は、ともに「共通基盤としての取引適正化とデジタル化、経営力再構築伴走支援」と題しつつ、中小企業と小規模事業者それぞれの視点に立った分析を行っている。取引適正化については、コスト変動に対する価格転嫁の状況や販売先との交渉機会を設けることの重要性を示している。また、デジタル化については、感染症下における進展状況やデジタル化の進展に応じて効果がより実感できることなどを示している。さらに、経営力再構築伴走支援については、中小企業の「自己変革力」を高めるために、的確な課題設定を行う上で、支援機関との対話による伴走支援を受けることが有効であることを事例などを用いて示している。なお、デジタル化とデータ利活用にかかる分析については、中小企業白書の方においてより多くのページ数が割かれている状況があり、一括りに中小企業・小規模事業者といっても、直面する経営課題については事業規模によって重点を置くべき部分に差異が出てくる面もあるという実態をうかがい知ることができよう。

なお、これからの中小企業・小規模事業者の経営者が自ら自己変革を進めていくためには、支援機関との対話を通じて、従来から伴走支援のなかで力点が置かれてきた「課題解決策の検討とその実行」に加え、もっと入口の段階での経営課題の設定にも注力していくことが、不確実性の時代にあって経営力を強化するために注力すべきことであると指摘している（図表16）。そのためには、第三者である支援者・支援機関が、経営者等との信頼関係を築き、自己変革へ向けてのさまざまな障壁を乗り越えながら、対話を重視した伴走支援を行うことが有効であると指摘している（図表17）。

中小企業・小規模事業者にとっての身近な存在として、支援機関の一角を占めるという

図表16　経営者の行動と伴走支援

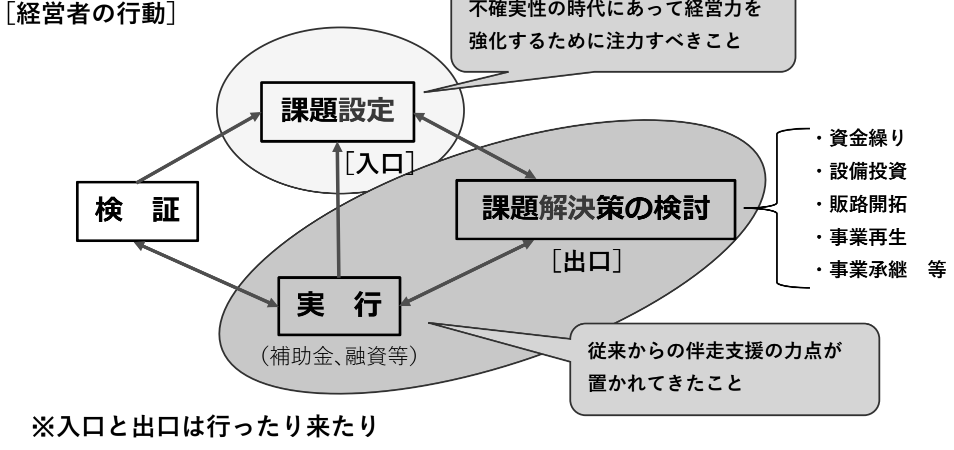

（備考）1. 伴走支援のあり方検討会（中小企業庁主催）「中小企業伴走支援モデルの再構築について」（2022年3月）より引用
2. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表17　自己変革への「5つの障壁」と第三者支援の必要性

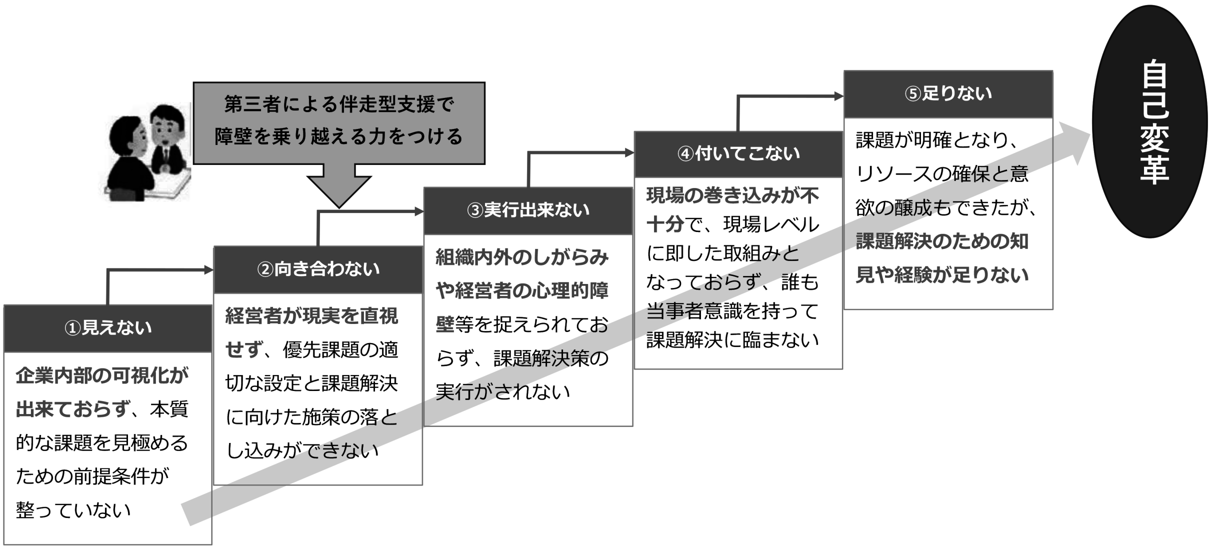

（備考）1.「5つの障壁」は関東経産局報告書「地域中核企業を対象とした官民合同チームによる伴走型支援の取組」より引用
2. 中小企業庁『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』をもとに信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

立ち位置にある信用金庫においても、これからの伴走支援の在り方を検討していくうえで示唆に富む部分は多く、大いに参考となるものと思われる。

おわりに

例年より申し上げているとおり、中小企業白書・小規模企業白書は“情報の宝庫”である。一見すると、そのボリュームに圧倒されがちであるが、とりわけ近年の白書は、目的の事例や図表を探したい利用者のためのインデックスの充実など、読みやすさ・使いやすさにも格段の配慮がなされている。また、デジタル化時代が到来するなか、WEBサイトによる情報発信の充実ぶりもめざましく、解説動画の視聴やデータのダウンロードなど、利活用のしやすさは格段に向上している。さらに、2022年版白書では、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や原油・原材料価格の高騰など、目下の中小企業・小規模事業者が直面しているタイムリーな経営課題に対しても詳細な分析がなされている。ここはひとつ、ページをめくってみることによって、あるいはWEBサイトへアクセスしていただくことによって、両白書が近年の中小企業・小規模事業者の課題設定および課題解決の道筋を描くための“情報の宝庫”であることに容易に気付いていただけるものと確信している。

本稿の冒頭でも述べてきたとおり、当研究所では、2004年度より毎年、白書編さんにあたった中小企業庁の調査室長へのインタビューを敢行し、「白書の読みどころ」と併せて「信用金庫へのメッセージ」を頂戴してきた。それらのメッセージの中に一貫しているのは、中小企業･小規模事業者にとっての身近な金融機関という、信用金庫の“ビジネ

スモデル”や“ポジション”に対する大いなる期待である。これが信用金庫にとっての“強み”であることはいうまでもないが、その“強み”を活かすためのツールの一つとして、毎年の中小企業白書・小規模企業白書は、大いに利活用の余地があるのではないかと思われる。本稿があらためてそのきっかけとなれば幸いである。

＜参考文献＞

・中小企業庁編『中小企業白書 小規模企業白書2022年版』㊤㊦日経印刷

調 査

ポスト・コロナを見据えた「脱炭素」の実現に向けて③

―「地域脱炭素」の推進に向けた信用金庫への期待―

信金中央金庫 地域・中小企業研究所主任研究員
藁品 和寿

（キーワード）地域温暖化対策推進法、第5次環境基本計画、気候変動適応法、
地域循環共生圏、地域気候変動適応計画、地域脱炭素ロードマップ、
地方公共団体実行計画制度、ESG地域金融

（視　点）

本誌2022年8月号では、菅総理大臣（当時）による「2050年カーボンニュートラル宣言」をきっかけに、「脱炭素」への注目度が高まってきた背景について、平易にまとめてみた。また、本誌2022年9月号では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、重要となりそうなキーワードを抽出し、制度や仕組み等に関わる「枠組み」、金融に関わる「ファイナンス」、自金庫の脱炭素への取組みや取引先への脱炭素支援等に関わる「企業経営」の3つの視点から、平易に解説した。

第3弾となる本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組んでいくにあたり、環境省 大臣官房環境経済課 環境金融推進室（近藤 崇史様）からいただいた信用金庫に対するメッセージを盛り込みつつ、「地域脱炭素」に焦点を絞り、関連する諸施策について解説をしてみた。

（要　旨）

- 「地域脱炭素」に関連する施策として、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の概念、2018年6月に公布された気候変動適応法において策定が努力義務とされた「地域気候変動適応計画」、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議から示された「地域脱炭素ロードマップ」、そして都道府県、市町村に計画策定を求めている「地方公共団体実行計画制度」の4つを紹介した。
- ESG地域金融の実践では、地域金融機関に対して、地域企業の価値を発掘、支援することが期待されている。また、持続可能な地域の実現に向けて、地域金融機関には「インパクト（事業活動が地域の環境・社会・経済に与える変化）」を創造し、ネガティブインパクトを緩和してポジティブインパクトを最大化することが期待されている。
- 環境省 環境金融推進室 近藤崇史室長からいただいたメッセージにあったとおり、「地域脱炭素」を含むESGにおいて、地域に根差した協同組織金融機関としての信用金庫の果たす役割への期待は大きい。信用金庫業界では、CSR私募債やSDGs私募債等を取り扱う事例があり、取引先に対してCSRもしくはSDGsを意識した経営行動を促してきた。信用金庫には、今後も、取引先への啓発活動を、さらに推し進めていくことが求められている。

はじめに

本誌2022年8月号では、主に「脱炭素」への注目度が高まってきた背景についてまとめた。また、本誌2022年9月号では、信用金庫にとって重要となりそうな「脱炭素」に関するキーワードを抽出し、それぞれの用語について、平易に解説した。

本稿では、信用金庫が「脱炭素」に取り組む上での一助となるべく、自治体、地域金融機関、地域企業、地域住民が中心となって取り組む「地域脱炭素」に焦点を絞り、関連する諸施策を解説した。また併せて、環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室 近藤崇史室長からいただいた信用金庫に対するメッセージを紹介した。

1.「地域脱炭素」の推進に向けて

「地域脱炭素」は、「脱炭素」への取組みを成長の機会と捉える時代の地域戦略としてクローズアップされている。

そこで、以下では、「地域脱炭素」に関連する施策として、2018年4月に閣議決定された第五次環境基本計画で提唱されている「地域循環共生圏」の概念、2018年6月に公布された気候変動適応法において策定が努力義務とされた「地域気候変動適応計画」、2021年6月に国・地方脱炭素実現会議から示された「地域脱炭素ロードマップ」、そして都道府県、市町村に計画策定を求めている「地方公共団体実行計画制度」の4つを紹介する。

(1) 地域循環共生圏

2018年4月17日に、環境基本法第15条に基づき、第五次環境基本計画(注1)が閣議決定された（**図表1**）。当該計画には、「本計画では、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」（**図表2**）を創造していくことを目指す。」と明記されている(注2)。また、以下の通り、「地域循環共生圏」の5つの要素が示されている。

①自律分散型のエネルギーシステム（キーワード：エネルギーの地産地消と地域間連携、地域再エネビジネスを支えるシステム）
②災害に強いまち（キーワード：災害時でも安心感のあるエネルギーシステム・ライフライン、防災インフラと自然の防災力の相乗効果）
③人に優しく魅力ある交通・移動システム（キーワード：安心と利便性で高齢者や子育て世代に優しい移動手段、地域の魅力を引き出す交通システム）

(注)1. 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めたもの。
2. 環境基本計画（2018年4月17日）p.20参照

図表1　第五次環境基本計画の概要

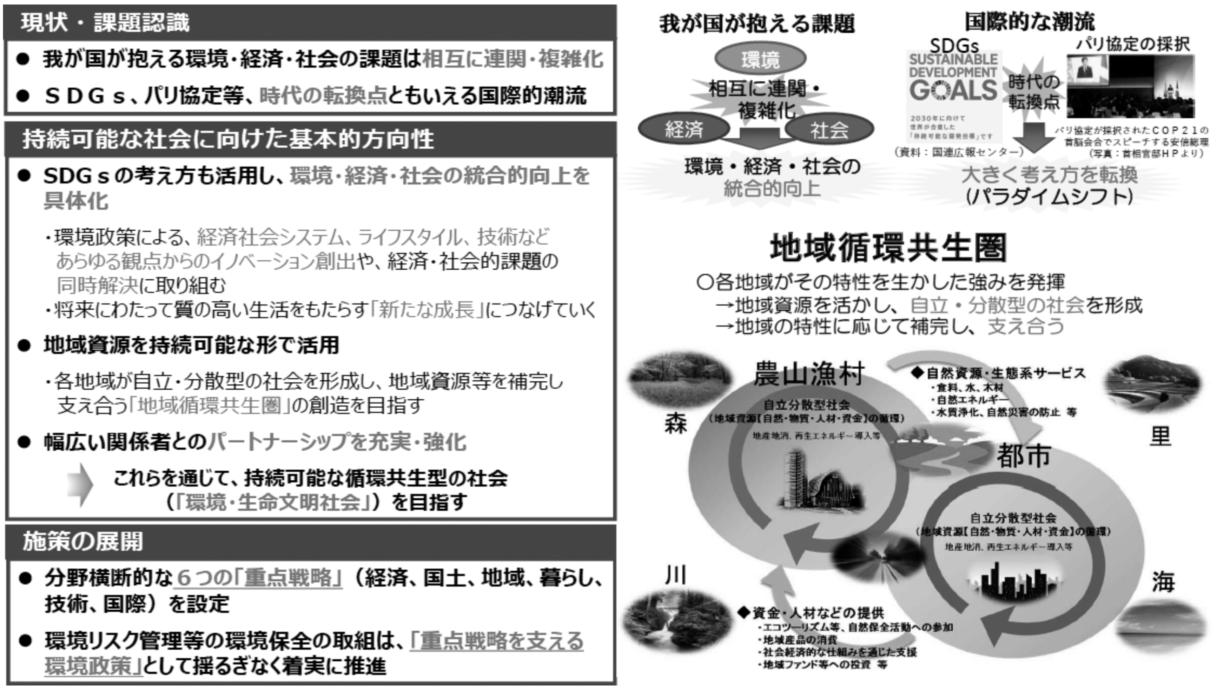

（出所）環境省「第五次環境基本計画の概要」

図表2　地域循環共生圏の概念

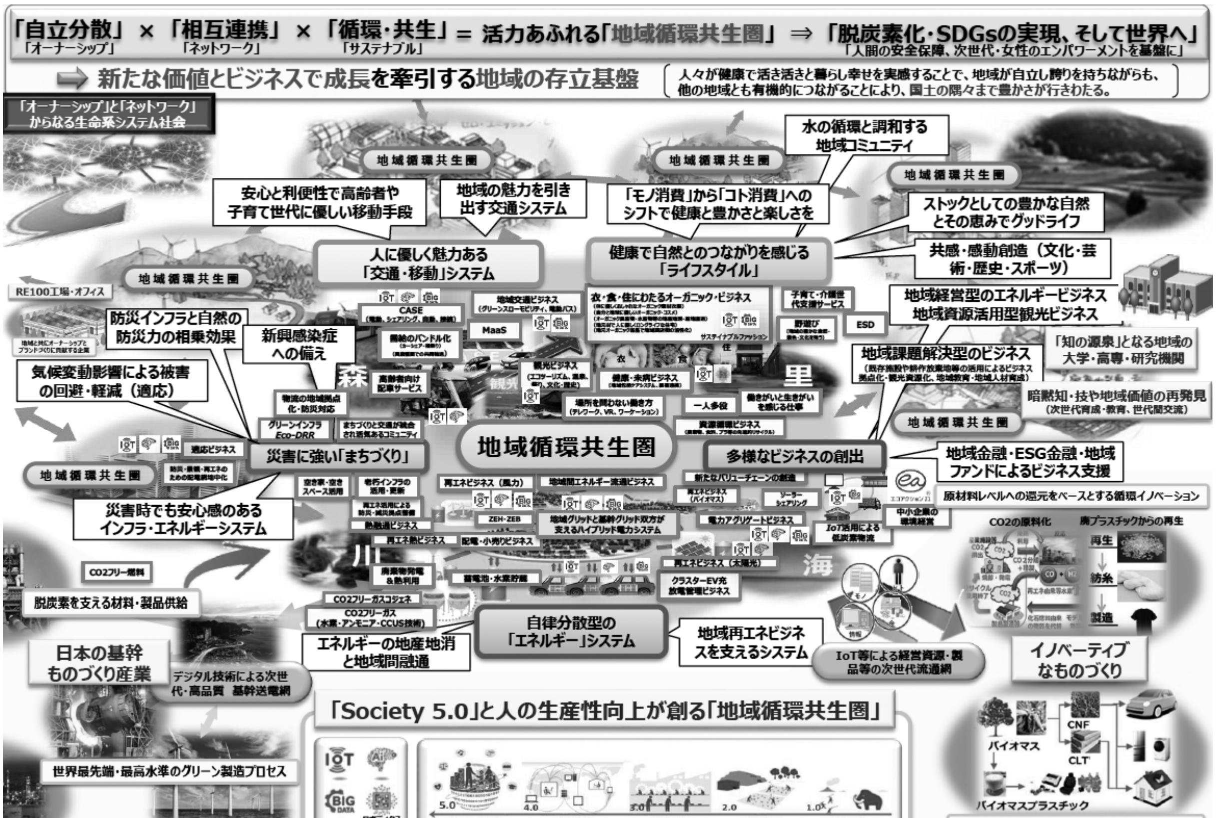

（出所）環境省「地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）－サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム－」

④健康で自然とのつながりを感じるライフスタイル（キーワード：モノ消費からコト消費へのシフトで健康と豊かさと楽しさを、水の循環と調和する地域コミュニティ、ストックとしての豊かな自然とその恵みでグッドライフ、共感・感動創造（文化・芸術・歴史・スポーツ））

⑤多様なビジネスの創出（キーワード：地域経営型のエネルギービジネス、地域資源活用型観光ビジネス、地域課題解決型のビジネス、地域金融・ESG金融・地域ファンドによるビジネス支援）

環境省が、2019年7月に公表した「地域循環共生圏 事例集」では、地域循環共生圏の特徴および便益について、以下のように示されている。

地域循環共生圏の特徴

- 地域や地方の課題に焦点を当て、持続可能な方法で地域資源を有効活用するための、総合的な解決策を提示します。
- 広域なネットワークの構築によって地域資源を補完する、新たなバリューチェーンを生み出すことを目指します(注3)。
- 山村、農村、漁村および都市を最大限活用しつつ、自然的結合（森林、田園、河川および海域の一体性）と、（人的資源、資金的資源、およびその他の要素によって構成される）経済的結合から構成されます。

地域循環共生圏の便益

- 環境対策がビジネスとして実施されることにより、その継続が期待できます。
- 地域資源の有効活用と地域の人の活躍により、その地域の活性化につながります。

このように、地域循環共生圏の概念では、幅広い関係者とのパートナーシップを充実、強化することで、様々なビジネスチャンスを広げ、地域課題解決型のビジネスが主役になることが期待されている。こうしたビジネスを後押しする役割として、本稿2で述べるESG地域金融への期待は大きく、地域金融機関の役割がますます重要になると考えられる。

(2) 地域気候変動適応計画

2018年6月に公布された気候変動適応法は、第4条第1項、第2項で、地方自治体が地域の実情に応じて気候変動適応への取組みを推進するよう、地方自治体の責務が示されている。具体的には、①気候変動適応に関する施策の推進、②地元の事業者等の取組みを促すため、これら施策についての情報提供などである。

本法第4条第1項を受けて、第12条において、すべての都道府県および市町村(注4)に対して、地域気候変動適応計画(注5)（**図表3**）を策定することに努めるよう記されている。地方自治体の自主性を尊重し、あくまで「努力義務」としている。そのため、当該計画の内

(注)3. 集落レベルや市町村レベルといった狭い地域での適用だけでなく、流域や広域自治体、国、アジア地域といったより広い範囲でも適切に応用可能とされている。
4. 「すべての」としている背景として、気候変動適応法の公布当時、政令指定都市以外の市町村においても気候変動適応に関する計画の策定事例があったこと、義務ではなく努力義務であったこと等が挙げられる。また、複数の市町村や、市町村が都道府県と共同して策定することも可能となっている。
5. 環境省（2018）によると、当該区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画のこと。

図表3　地域気候変動適応計画の表紙（左）・目次（右）（例：東京都気候変動適応計画）

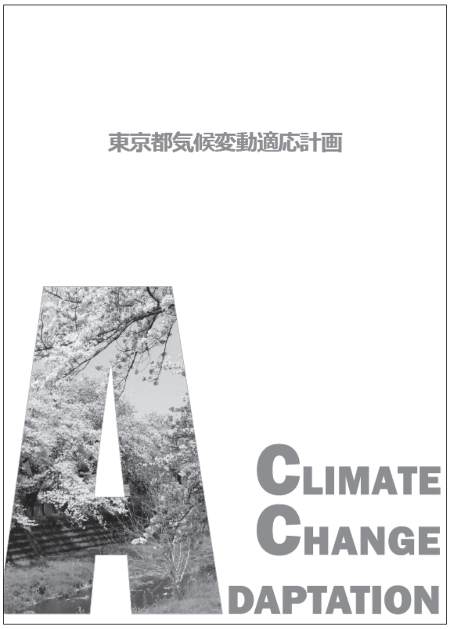

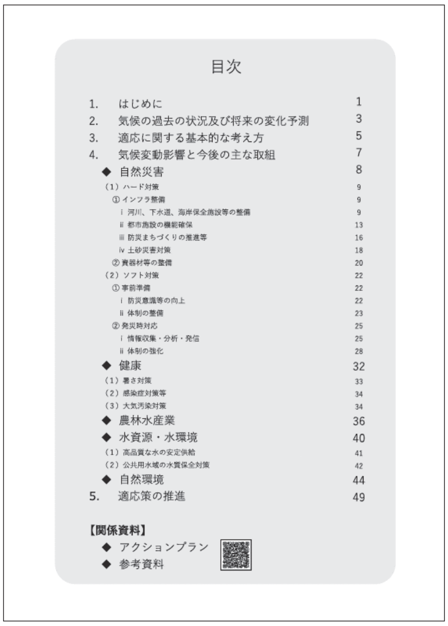
目次

1.　はじめに　1
2.　気候の過去の状況及び将来の変化予測　3
3.　適応に関する基本的な考え方　5
4.　気候変動影響と今後の主な取組　7
◆ 自然災害　8
（1）ハード対策　9
①インフラ整備　9
ⅰ 河川、下水道、海岸保全施設等の整備　9
ⅱ 都市施設の機能確保　13
ⅲ 防災まちづくりの推進等　16
ⅳ 土砂災害対策　18
②資器材等の整備　20
（2）ソフト対策　22
①事前準備　22
ⅰ 防災意識等の向上　22
ⅱ 体制の整備　23
②発災時対応　25
ⅰ 情報収集・分析・発信　25
ⅱ 体制の強化　28
◆ 健康　32
（1）暑さ対策　33
（2）感染症対策等　34
（3）大気汚染対策　34
◆ 農林水産業　36
◆ 水資源・水環境　40
（1）高品質な水の安定供給　41
（2）公共用水域の水質保全対策　42
◆ 自然環境　44
5.　適応策の推進　49

【関係資料】
◆ アクションプラン
◆ 参考資料

（出所）東京都ホームページ

容について、国の策定した気候変動適応計画を勘案すること以外では具体的な要件等に関する規定がない。また、当該計画の形式については、必ずしも独立した計画として作成することは求められておらず、各自治体の環境基本計画等に盛り込むことを含めて、柔軟な対応ができるようになっている。なお、地域気候変動適応計画は、2022年5月現在、127自治体(注6)で策定されており、「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）(注7)」で一覧が公開されている。本プラットフォームでは、地域気候変動適応計画の策定の参考に資するため、「計画策定マニュアル」や「計画策定ガイドマップ」等が提供されている。

(3) 地域脱炭素ロードマップ

2020年10月26日、菅内閣総理大臣による第203回国会の所信表明演説で示された、いわゆる「2050年カーボンニュートラル宣言(注8)」を受けて、同年12月25日に、国・地方脱炭素実現会議(注9)が開催された。その後、2021年6月9日の第3回会議において決定、公表されたのが、「地域脱炭素ロードマップ」である。

本ロードマップは、「地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの」である。

(注)6. 都道府県46件、政令市18件、市区町村63件
7. https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/plan/list.htmlを参照。なお、本プラットフォームは、国立環境研究所気候変動適応センターで気候変動適応推進に取り組んでいるスタッフが運営している。
8. 本誌2022年8月号「ポスト・コロナを見据えた『脱炭素』の実現に向けて①」の「2（2）」に詳述
9. 国と地方が協働・共創して、2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、地域の取組みと国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に脱炭素方策を議論する場のこと。

また、環境省（2021）によると、本ロードマップでは、「地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、今後5年間を集中期間として施策を総動員する」としている。そして、「2030年以降も、全国への地域脱炭素の取組みを広げ、2050年を待たずして、多くの地域で脱炭素を達成し、地域課題を解決した強靭で活力ある次の時代の地域社会へと移行することを目指す」としている。

なお、本ロードマップでは、具体的な取組みとして、以下の2つ（抜粋）を挙げており、特に、地域における再生可能エネルギーの導入拡大が鍵を握るとしている。

取組1　脱炭素先行地域をつくる

地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも100か所の脱炭素先行地域(注10)で、2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋をつけ、2030年度までに実行する。これにより、農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

取組2　脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地方自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主体となって、国も積極的に支援しながら、各地の創意工夫を横展開し、脱炭素先行地域を含めて、全国津々浦々で実施する。

なお、取組1でいう脱炭素先行地域については、環境省が、2022年4月26日に、第1回選定結果を公表しており、102自治体から提出された79件の計画提案のうち、26件を選定している(注11)。

(4) 地方公共団体実行計画制度

2020年8月に、全国知事会が、ゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームを設置する等、地方自治体によるゼロカーボンシティの宣言が広がり続けている（**図表4**）。

こうした中、2021年5月に、改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律）が成立した。なお、本法の成立を受けて、同年10月に、前回（2016年5月13日）から5年ぶりに、地球温暖化対策計画が改訂され、閣議決定された(注12)。

(注) 10. 環境省によると、脱炭素先行地域とは、「地域脱炭素ロードマップに基づき、地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、農山漁村、離島、都市部の街区といった地域特性等に応じ再エネポテンシャルの最大活用による追加導入や住宅建築物の省エネ及び再エネ導入といった脱炭素に向けた取組内容を組み合わせ、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO_2排出については実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現するため、2025年度までにそれらの道筋をつけ、2030年度までに実現させ脱炭素を達成する地域」のこと。
11. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/110988.html）を参照
12. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html）を参照

図表4　地方自治体によるゼロカーボンシティ宣言の広がり（2022年4月28日現在）

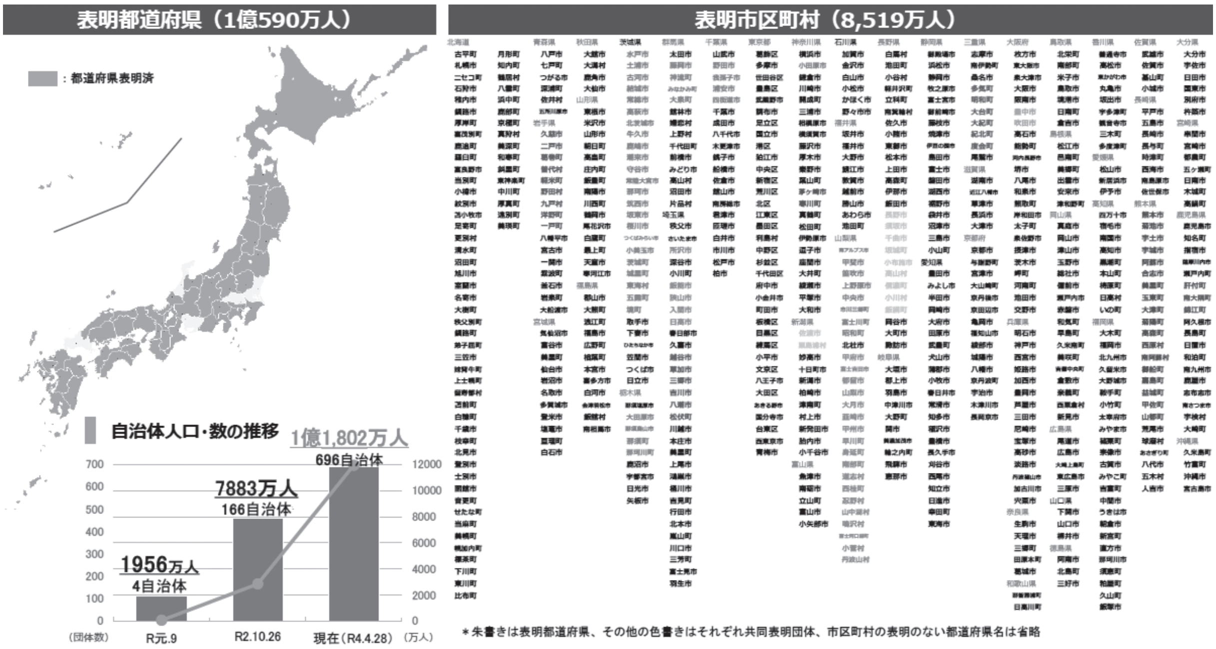

（出所）環境省ホームページ

本法の大きなポイントの一つとして、パリ協定(注13)に定める目標および「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として明確に位置付けたことが挙げられる。また、政策の方向性や継続性を明確に示すことで、あらゆる主体（国民、地方自治体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組みやイノベーションを促進することも示された。「脱炭素」の達成に向けて、国民を含むあらゆる主体の理解や協力が不可欠であることが明示されているといえよう。

本法第21条第3項から第7項では、都道府県および市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充について規定している。

都道府県は、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、施策の実施に関する目標を定めることとされた。また、市町村についても、都道府県と同様の対応が求められている。

本計画は、「事務事業編(注14)」と「区域施策編(注15)」の2種類で構成されている(注16)。「事務事業編」の策定は、すべての地方自治体に義務付けられている。一方、「区域施策編」の策定は、都道府県および市町村のうち指定都市(注17)や中核市(注18)に義務付けられ、

（注）13. 本誌2022年8月号「ポスト・コロナを見据えた『脱炭素』の実現に向けて①」の「2（1）」に詳述
14. 事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方自治体自身の排出量の削減計画）のこと。
15. 区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）のこと。
16. それぞれの策定・実施マニュアルについては、環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html）を参照
17. 地方自治法で「政令で指定する人口50万以上の市」と規定されている都市のこと。
18. 指定都市に準ずる都市として位置づけられ、「政令で指定する人口20万人以上の市」と規定されている都市のこと。

これら以外の市町村については努力義務とされた。環境省によると、2021年10月現在の策定状況は、**図表5**のとおりであり、義務付けられている都道府県および指定都市、中核市については、策定率100％を達成している。

環境省は、地方公共団体実行計画制度と、関連する法律・計画等との関係を、**図表6**のとおり示している。なお、上記（3）の「地域脱炭素ロードマップ」は、政府が閣議決定する「地球温暖化対策計画」を通じて、本制度に間接的に関係をしている。

図表5　地方公共団体実行計画の策定状況（2021年10月現在）

団体区分	団体数	事務事業編		区域施策編	
		策定団体数	策定率	策定団体数	策定率
都道府県	47	47	100.0%	47	100.0%
指定都市	20	20	100.0%	20	100.0%
中核市	62	62	100.0%	62	100.0%
施行時特例市	23	23	100.0%	23	100.0%
その他市区町村	1,636	1,453	88.8%	425	26.0%
計（都道府県・市区町村）	1,788	1,605	89.8%	577	32.3%
一部事務組合及び広域連合	1,510	581	38.5%		
合計	3,298	2,186	66.3%		

（備考）施行時特例市とは、2000年4月に創設された特例市制度（現在は廃止）で指定されていた市のこと。
（出所）環境省ホームページ

図表6　地方公共団体実行計画制度と関連する法令・計画等の関係

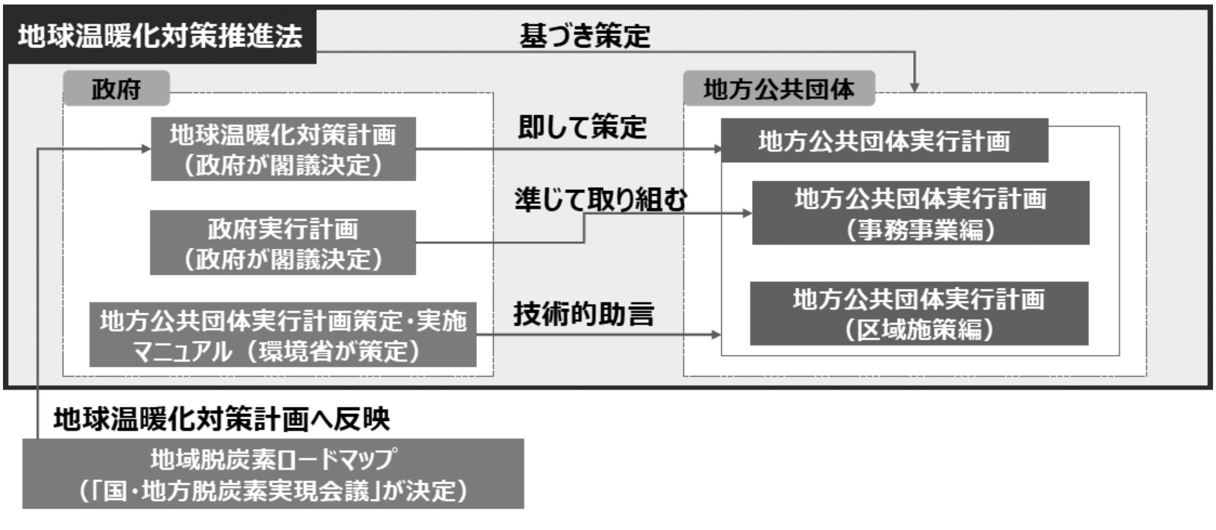

（出所）環境省（2021年10月）「改正地球温暖化対策推進法の概要」p.11

2. 期待されるESG地域金融

本誌2022年9月号では、ESG金融に関連するサステナブルファイナンス、トランジションファイナンス(注19)、インパクトファイナンスについて解説をした。一言でまとめると、ESG金融は、リスクとリターンにインパクト（社会的な課題解決への貢献度）を加えた3次元評価による投融資である。また、「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（p.338）に、「…脱炭素というゴールに至るための円滑かつスピーディな移行に向けた「トランジションファイナンス」について、引き続き経済産業省や金融庁と共同で検討を行います。」とあり、資金供給のあり方として「トランジションファイナンス」への期待感が大きいようである。

以下では、ESG金融のうち、地域金融機関が主な担い手となる「ESG地域金融」に焦点をあてる。

森（2021）によると、2018年7月に環境省ESG金融懇談会から公表された「ESG金融懇談会 提言 ～ESG金融大国を目指して～(注20)」において、「ESG地域金融」の推進が初めて提言された。本提言では、その前文に、「…間接金融においても地域金融機関と地方自治体等の協働と、グローバルな潮流を踏まえた金融機関の対応によりESG融資を実現する必要があることを確認した。…」とあり、地域の社会・経済課題の解決におけるESG地域金融への期待は大きい。また、本提言の中で、「地域循環共生圏の創出に向けた“E”に着目した地域金融」が強調され、地域金融機関に対しては、特に環境配慮型の融資等への取組みが期待されている。

本提案を受けて、2019年3月に、環境省のESG地域金融の先行事例調査に関する検討会は「事例から学ぶESG地域金融のあり方(注21)」を公表した。この中で、「ESG地域金融の拡大に向けては、ESG要素を考慮した事業性評価のレベルアップ、地域金融機関自らの「組織」におけるESG対応のレベルアップを図る」ことの必要性が提唱された（**図表7**）。また、環境省は、2019年度から、ESG事業性評価融資の支援事業や地域のESG融資への利子補給事業を行うことで、ESG地域金融の普及、拡大を後押ししている（**図表8**）。

2020年4月に、環境省は、地域金融機関によるESG要素を考慮した事業性評価に基づく融資・本業支援等への取組みを推進する目的で、「ESG地域金融実践ガイド」を公表した。2022年3月には、改訂版「ガイド2.1」が公表されている(注22)。この中で、「地域金融機関には、地域の核として、地域資源を活用し、インパクトを生み出す取組への資金の流れを太く強くするために、ESG地域金融の実践が強く求められている。」とし、地域金融機関に対して、地域企業の価値を発掘、支援すること

(注)19. 脱炭素化を実現する移行（トランジション）に資する取組みへの資金供給のこと。詳細は、本誌2022年9月号「ポスト・コロナを見据えた『脱炭素』の実現に向けて②」の2（2）を参照
20. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/105755.html）を参照
21. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/106663.html）を参照
22. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/110824.html）を参照

（図表7）ESG金融の拡大に向けて

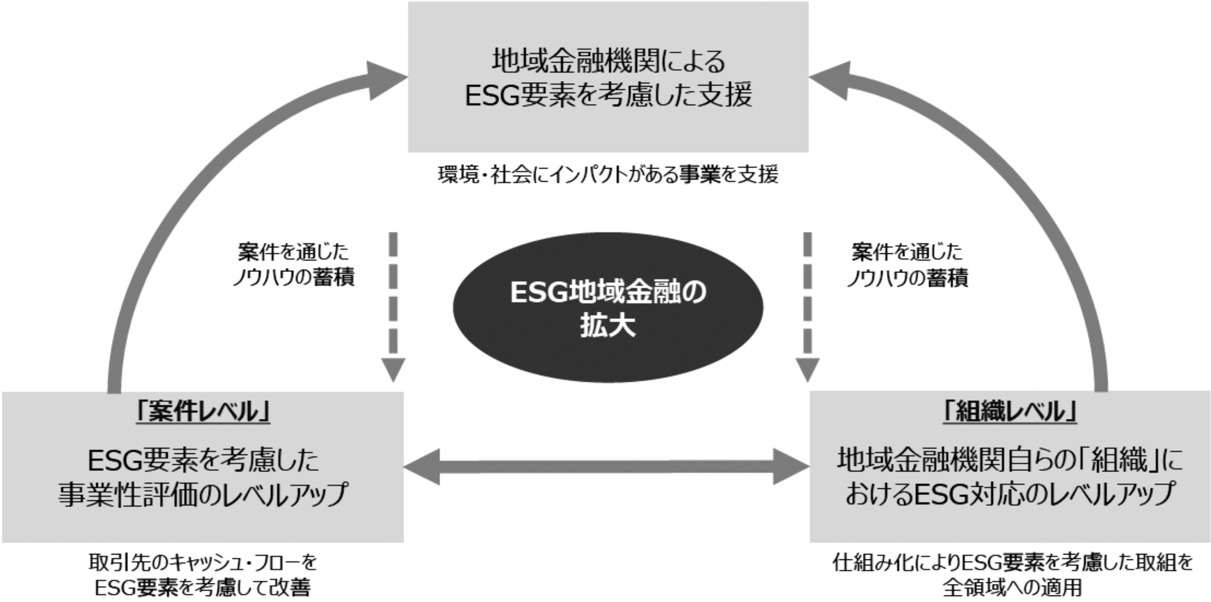

（出所）環境省（2019年3月）「事例から学ぶESG地域金融のあり方 ―ESG地域金融の普及に向けて―」p.5

図表8　環境省によるESG地域金融の普及に向けた支援

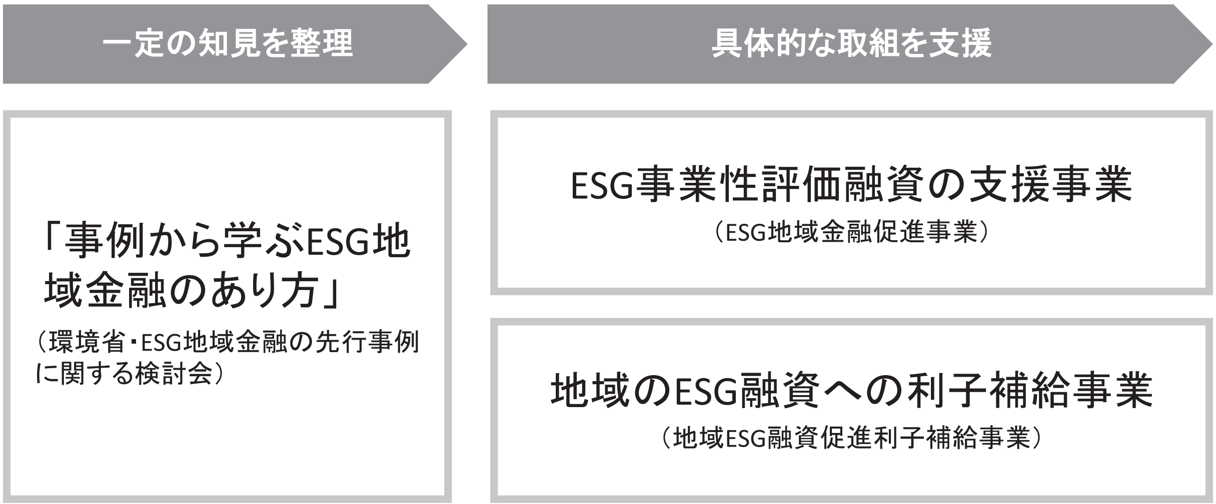

（備考）環境省（2020）を基に信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

を期待している（**図表9**）。また、ESG地域金融実践における基本的な考え方として、「持続可能な地域の実現（地域経済エコシステム/地域循環共生圏の構築）を目指して実践されるもの」であり、「地域金融機関の取組（取引先への支援など）が与える影響を考慮し、可能な限りその影響が全体としてポジティブなものとなるように考慮する必要がある」ことが示されている。なお、この「インパクト」（**図表10**）は、持続可能な地域の実現に向けて、「事業活動が地域の環境・社会・経済に与える変化」のことであり、ネガティブイン

図表9　ESG地域金融の本質

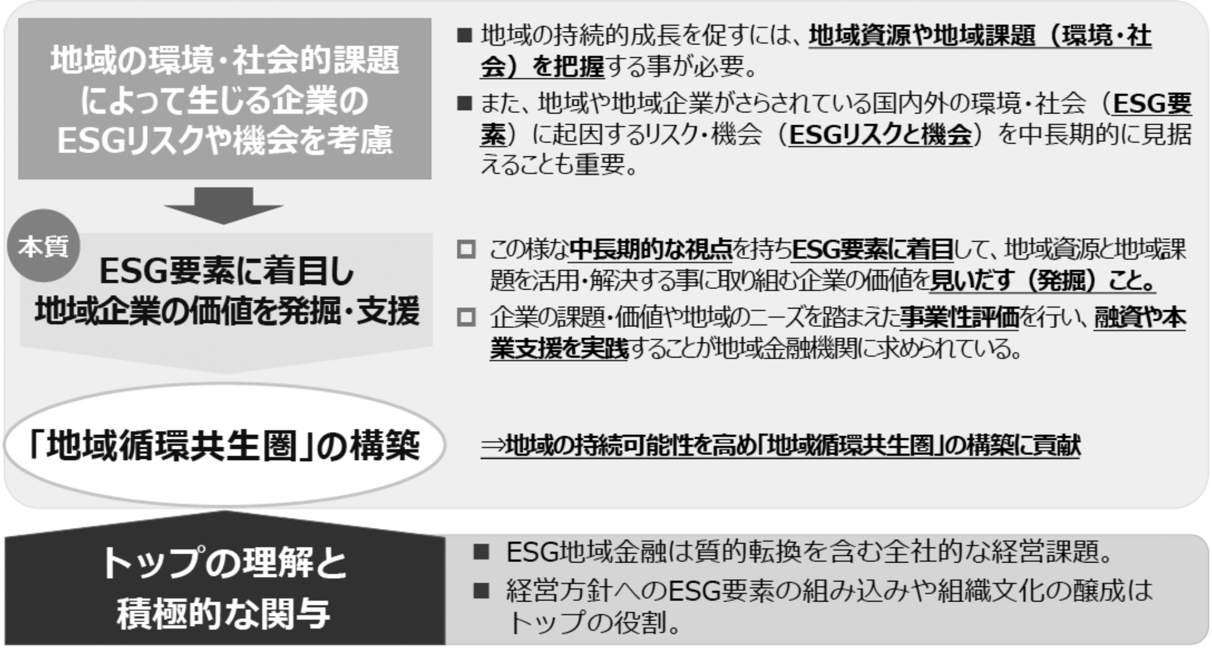

（出所）環境省（2022年3月）「ESG地域金融実践ガイド2.1」p.14

図表10　インパクトとは

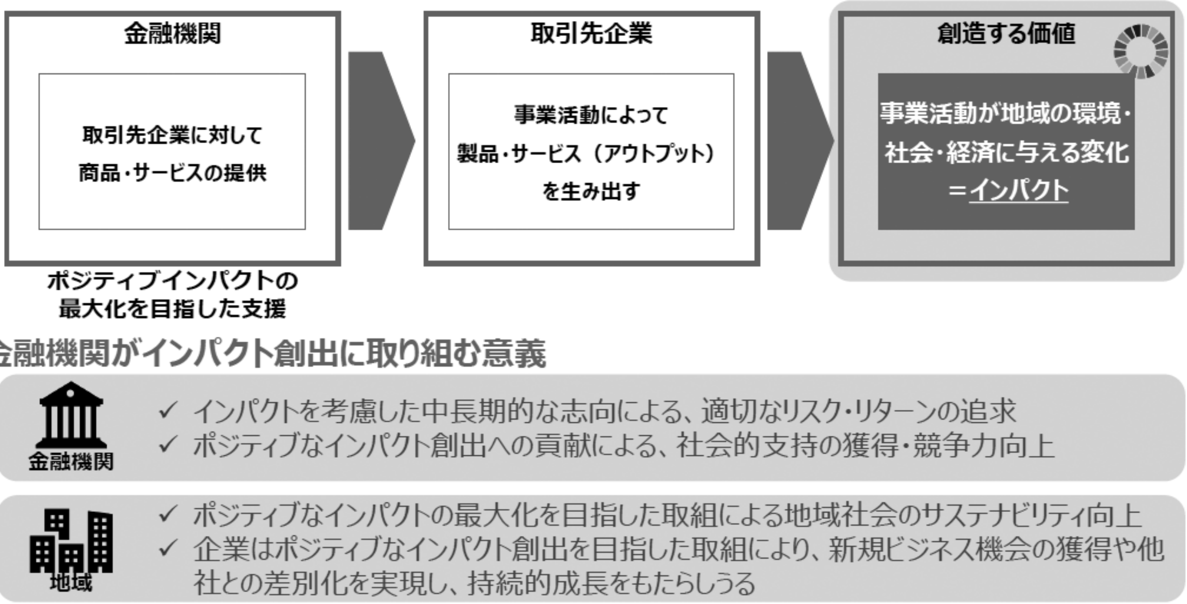

（出所）環境省（2022年3月）「ESG地域金融実践ガイド2.1」p.40

パクトを緩和してポジティブインパクトを最大化することが期待されている。

「ガイド2.1」の別添資料として事例集も公表された。信用金庫の事例として、2019年度に1金庫（大阪信用金庫）、2020年度に3金庫（浜松いわた信用金庫、京都信用金庫、奈良中央信用金庫）、2021年度にも3金庫（玉島信用金庫、米子信用金庫、福岡ひびき信用金庫）

が掲載されている[注23]。

環境省が、2021年3月に公表した「2021年度ESG地域金融に関する取組状況について[注24]」では、アンケートの総括として、「ESG金融は成長領域であるとの認識が高まり、ESGに関する商品・サービスの提供を実践する機関が増加した一方、組織内の体制整備や地域経済エコシステムの構築には課題が残る」ことが指摘されている（**図表11**）。したがって、ESG地域金融の拡大においては、**図表7**のうち、地域金融機関自らの「組織」におけるESG対応のレベルアップが大きな鍵を握っているといえよう。また、「約4割の金融機関は、ESGやSDGsに関して地域内で情報共有する場を有していない」ことも課題として指摘されている。ESG地域金融の普及・拡大のために、地域金融機関には、地域内のステークホルダー（地方自治体、業界団体、商工会、他の地域金融機関等）と連携していくことが期待されている。

「ガイド2.1」の中では、ESG地域金融の成否について、「地域金融機関の経営者のコミットメントがカギとなる。経営者は、ESG地域金融を経営課題として認識し、将来のあるべき姿の実現に向けて経営方針・戦略を策定し、組織への浸透を図ることが求められる。」と示されている。「脱炭素」の取組みについては、「政府から言われたからやる」といった“やらされ感”を払拭するため、地域金融機関においては、“トップダウン”での経営者のコミットメントが重要となろう。

図表11　アンケート調査結果のまとめ

	2020年度からの変化	今後の課題
ESG/SDGsへの認知・理解	**環境や社会に好影響を与える事業に対して、成長領域との認識拡大** • 環境や社会に好影響を与える事業について、将来的な成長領域であると認識する金融機関が約9割。また、同事業に対する短期的な資金需要への期待も高まっている。	**地域における重点分野・課題の特定** • 地域資源や産業構造について、脱炭素やSDGsの観点からも短期・長期目線で分析を行うことで、何から取り組むべきか把握することが必要。
ESG金融の実践に向けた取組	**戦略・方針に基づき、具体的な取組を行う金融機関が増加** • 地域資源やSDGs課題への対応を経営戦略に組み込む金融機関が増えている。 • 啓発活動や金融商品、コンサルティングサービスなどが金融機関としての差別化要因になっている。	**取組の拡大に向けて、金融機関内の体制を整備** • 事業性評価へのESG要素の体系的な組み込みが、多数の金融機関で課題となっている。 • ESG金融の実践に際しては、組織内のノウハウ蓄積や支店・営業店の理解促進が必要となる。
地域経済エコシステムの構築	**地域のステークホルダーと金融機関との情報交換が進行** • 一部の金融機関では、自治体や商工会と定期的に情報交換を行う場を設けており、地域課題や脱炭素に関する議論が行われている例も見られる。	**自治体や他の金融機関を巻き込んだ取組の実践** • ESGやSDGsに関して、自治体や他の金融機関など地域ステークホルダーとの間で共通のビジョンを設定し、課題の解決に向けた具体的な取組を行うことが求められる。

（出所）環境省（2022年3月）「ESG地域金融に関する取組状況について」p.4

（注）23. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/files/jp/117815.pdf）を参照
24. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/press/110825.html）を参照

3. 期待される信用金庫の役割 ー環境省 環境金融推進室からのメッセージー

上記2のとおり、地域金融機関に対しては、地方創生の観点から、ESG地域金融の実践が大いに期待されている。

こうした期待感を踏まえ、以下では、ESG地域金融における信用金庫への期待として、環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室の近藤崇史室長（**図表12**）のインタビュー内容を掲載する。

図表12　取材に応じていただいた近藤崇史室長

（備考）環境省 環境金融推進室提供

信用金庫は、地域企業や地域住民が会員（利用者）となる相互扶助を目的とした協同組織金融機関である。そのため、経営の姿勢として、短期の自社利益優先ではなく、一蓮托生と言える会員や地域社会の利益を重視できる。この“短期的な収益に振り回されない業態”という、経営において中・長期的視野を持てる特長を持っている。他方、環境省はじめ省庁だけでは、地域にあるすべての企業にまで気候変動のリスクや脱炭素の取り組みがもたらす機会について意識付けをすることは難しい。そこで、「種まきをして、ゆっくり育てて、後で収穫をする」という姿勢で、地域の中小企業を巻き込みながら、地域にメリットのある脱炭素のあり方を一緒に追求してほしいと思っている。こうした想いもあり、先日、環境省は、信金中央金庫および一般社団法人全国信用金庫協会と連携協定を結ばせていただいた。

また、地元にある他の金融機関等との連携についても、ぜひ進めてほしい。「ガイド2.1」でも示したが、「脱炭素」を含む地域課題の解決策を検討するにあたって、「目的やゴールを明確にした上で、多様なステークホルダーが意見を交換し、同じ方向を向いて活動ができる場（プラットフォーム）への参加・構築が有効」であると考えている。取引先からの照会パターンは一定ではなく、信用金庫単体だけの知見や情報等では対応できないケースがあるだろう。そのため、自治体や近隣金融機関などと“地域への想い”について目線を合わせ、情報共有することを通じて、持続可能な地域の実現に向け取り組んでほしい。

さらに、環境省では、金融庁、経済産業省などと省庁横断的に連携をしながらESG地域金融に対する支援制度を提供していくので、これらの制度を積極的に活用してほしい。信用金庫の皆様との情報交換や問い合わせには、本省のみならず全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

および福島を中心に設置された地方環境事務所等がオープンに対応するので[注25]、積極的にコミュニケーションを取り、適切な支援を受けてほしい。

おわりに

「ESG金融懇談会 提言」（2018年7月）では、地域金融機関に対して、地方自治体等と連携しながら、「ビジネスにつながる可能性をもった地域のESG課題を積極的に掘り起こし、ファイナンスに関する豊富なノウハウを活かして、その新たな事業構築に関与・協力していくことが求められる」としている。中小企業専門金融機関として地域企業を知り尽くしている信用金庫への期待感は大きいといえよう。

また、環境省 環境金融推進室 近藤室長の発言にあったとおり、「地域脱炭素」を含むESGにおいて、地域に根差した、協同組織金融機関としての信用金庫の果たす役割への期待は大きい。

信用金庫業界では、CSR私募債やSDGs私募債等を取り扱う事例があり、取引先に対してCSRもしくはSDGsを意識した経営行動を促してきた。こうした流れを踏まえ、今後も、取引先への啓発活動を、さらに推し進めていくことが期待されているといえよう。

〈参考文献〉

- ESG金融懇談会（2018年7月）「ESG金融懇談会 提言 ～ESG金融大国を目指して～」
- 環境省（2022年3月）「ESG地域金融実践ガイド2.1」
- 環境省（2021年6月）「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」
- 環境省（2022年3月）「ESG地域金融に関する取組状況について」
- 環境省（2021年12月）「脱炭素先行地域づくりガイドブック」
- 環境省 ESG地域金融の先行事例調査に関する検討会（2019年3月）「事例から学ぶESG地域金融のあり方 －ESG地域金融の普及に向けて－」
- 環境省 環境経済課 環境金融推進室（2021年4月）「環境省のESG金融促進 －開示と移行の観点から－」
- 環境省 地球環境局（2018年11月）「気候変動適応法 逐条解説」
- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課（2021年10月）「環境省における脱炭素化関係の施策について」
- 国・地方脱炭素実現会議（2021年6月）「地域脱炭素ロードマップ ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」
- 日本銀行 金融機構局 金融行動化センター（2020年8月、9月）「SDGs/ESG金融に関する金融機関の取り組み」
- 黒田一賢（2019年）「金融の目線でひもとくESGとSDGs」SDGs経営Vol.2
- 巽直樹（2021年）『カーボンニュートラル もうひとつの“新しい日常”への挑戦』日本経済新聞出版
- 森祐司（2021年7月）「ESG地域金融の現状と課題」商工金融

（注）25. 環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/region/）を参照

調　査

人口減少・少子高齢化時代の取引先支援策について

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員
刀禰（とね）　和之（かずゆき）

（キーワード）人口減少・少子高齢化、地域創生の推進、結婚相談所の開業支援、
高卒新卒者の採用支援、ソリューション

（視　点）

2021年10月時点のわが国の総人口は、前年比64万4千人減（△0.51％）の1億2,550万2千人となり、11年連続で前年を下回った。また、15歳未満人口が過去最低の1,478万4千人（構成比11.8％）に留まるなど、わが国は人口減少と同時に少子高齢化も加速している。

こうした状況下、地域密着経営を基本とする信用金庫は、地域の人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるべく地域創生の推進に力を入れてきた。本稿では、地域銀行が人口減少・少子高齢化の切り口から取引先企業に提供するソリューションのうち、①結婚相談所の開業支援、②高卒新卒者の採用支援について紹介する。

（要　旨）

- コロナ禍の影響などからわが国の人口減少・少子高齢化は加速しており、2021年10月時点の人口減少幅は前年から64万人を超えた。
- 信用金庫は、地域の人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるべく、これまでも地域創生につながる各種施策を推進してきた。本稿は、信用金庫がさらなる施策を検討する際のヒントを提供するものである。
- 取引先企業の結婚相談所の開業支援を通じて、取引先の本業支援や地域創生に取り組む地域銀行が増えている。
- 高卒新卒者の採用意欲の強い取引先企業に対し、採用活動などのノウハウを有する専門企業を紹介する地域銀行が増えている。

はじめに

わが国は人口の減少・少子高齢化が深刻な社会問題となりつつあり、最近では連日のようにニュース番組などでも報道されるようになった。また長引くコロナ禍を受け、人口減少・少子高齢化の流れはもう一段の加速が懸念されている。

地域密着経営の信用金庫が今後も良質な金融サービスを地域に提供し続けるためには、喫緊の課題と言える人口減少・少子高齢化の加速に歯止めをかけ、地域の産業活性化や交流・定住人口の増加などに取り組むことが求められる。そこで本稿では、わが国が本格的な人口減少・少子高齢化時代を迎えるなか、信用金庫が新たな取引先支援策を検討する際のヒントとなり得るソリューションを紹介するものである。

1. わが国の総人口の推移

わが国では人口減少・少子高齢化が加速しており、深刻な社会問題となりつつある。

2021年10月時点のわが国の総人口は、前年比64万4千人、0.51%減少の1億2,550万2千人となり、11年連続で前年を下回った（**図表1**）。人口の減少幅（△64万人超）も比較可能な1950年以降で過去最大となる。

年齢区分別では、①15歳未満人口が1,478万4千人（構成比11.8%）、②15歳～64歳人口は7,450万4千人（同59.4%）、③65歳以上人口は3,621万4千人（同28.9%）となった（**図表2**）。少子化を主因に15歳未満人口の割合は1975年（同24.3%）以降一貫して低下を続けており、2021年は過去最低を更新している。

参考までに2021年10月時点の都道府県別の年齢区分状況をみると、秋田・高知・山口の3県で65歳以上の割合が35%を超える一方で、15歳未満の割合が最も高かったのは沖

図表1　総人口の推移

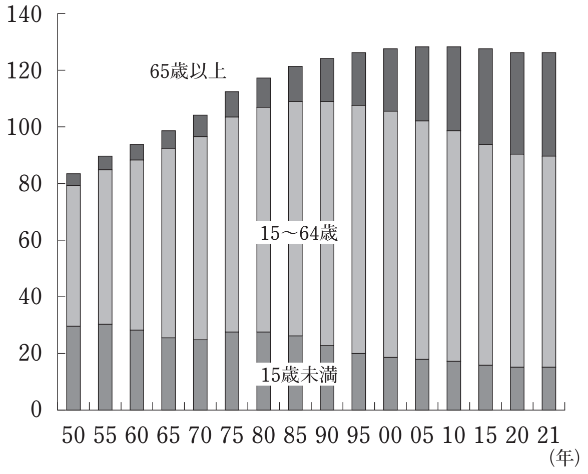

図表2　年齢構成の変化

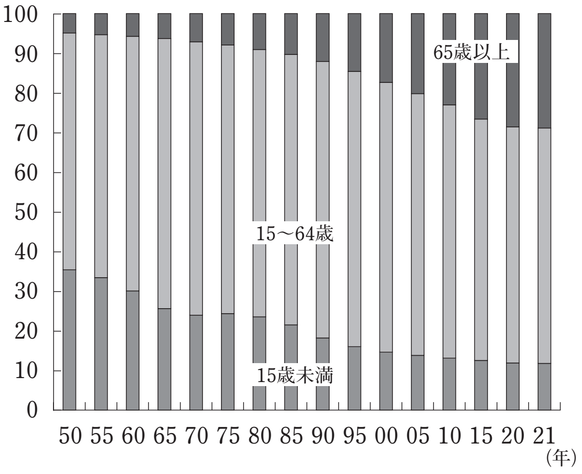

（備考）**図表1**から**4**まで総務省『人口推計 2021年（令和３年）10月１日現在』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

縄県の16.5％に留まった（**図表3**）。逆に15歳未満の人口割合が最も低かったのは秋田県（9.5％）で、10％を下回っている。

2. 信用金庫に期待される役割など

地域密着経営の信用金庫は、地域コミュニティの一員として地域創生を推進する役割を期待されている。そもそも信用金庫が健全な経営を維持するためには、地域の急速な人口減少・少子高齢化に歯止めをかけ、地域産業の活性化や交流・定住人口を増やしていく努力が求められよう。

そこで本稿では、近年、地域銀行が取引先企業向けに提案を活発化させている①結婚相談所の開業支援、②高卒新卒者の採用支援を取り上げる。

これらのソリューションは、取引先の抱える課題の解決に資するだけでなく、地域創生推進といった面での貢献も期待される。さらにニーズのある取引先企業と連携先企業との間で契約が成約した場合、金融機関はビジネスマッチング手数料収入を得ることも可能である。

3. 取引先企業の結婚相談所の開業支援 ～株式会社IBJ～

（1）婚姻数の動向

近年の結婚を取り巻く価値観・ライフスタイルの多様化などにより、わが国の婚姻数は

図表3　都道府県別の人口構成（2021年10月）

都道府県	人口（千人）	割合（%）15歳未満	15～64歳	65歳以上	都道府県	人口（千人）	割合（%）15歳未満	15～64歳	65歳以上
北海道	5,183	10.5	57.0	32.5	滋賀県	1,411	13.4	59.9	26.6
青森県	1,221	10.4	55.3	34.3	京都府	2,561	11.3	59.1	29.6
岩手県	1,196	10.8	55.1	34.2	大阪府	8,806	11.6	60.7	27.7
宮城県	2,290	11.5	59.9	28.6	兵庫県	5,432	12.1	58.3	29.6
秋田県	945	9.5	52.4	38.1	奈良県	1,315	11.5	56.3	32.1
山形県	1,055	11.1	54.6	34.3	和歌山県	914	11.3	54.9	33.8
福島県	1,812	11.2	56.6	32.3	鳥取県	549	12.3	55.0	32.7
茨城県	2,852	11.5	58.4	30.1	島根県	665	12.1	53.4	34.5
栃木県	1,921	11.6	58.8	29.6	岡山県	1,876	12.2	57.1	30.6
群馬県	1,927	11.5	58.0	30.5	広島県	2,780	12.5	57.8	29.7
埼玉県	7,340	11.7	61.0	27.2	山口県	1,328	11.3	53.6	35.0
千葉県	6,275	11.6	60.6	27.9	徳島県	712	10.8	54.5	34.7
東京都	14,010	11.1	66.1	22.9	香川県	942	12.0	55.9	32.2
神奈川県	9,236	11.6	62.7	25.7	愛媛県	1,321	11.4	54.9	33.6
新潟県	2,177	11.1	55.7	33.2	高知県	684	10.8	53.4	35.9
富山県	1,025	11.1	56.1	32.8	福岡県	5,124	12.9	58.9	28.2
石川県	1,125	12.0	57.9	30.1	佐賀県	806	13.3	55.5	31.1
福井県	760	12.3	56.7	31.0	長崎県	1,297	12.4	54.0	33.6
山梨県	805	11.3	57.4	31.3	熊本県	1,728	13.1	55.0	31.9
長野県	2,033	11.8	55.9	32.3	大分県	1,114	12.0	54.3	33.7
岐阜県	1,961	12.1	57.1	30.8	宮崎県	1,061	13.0	53.8	33.1
静岡県	3,608	11.9	57.6	30.5	鹿児島県	1,576	13.0	53.9	33.1
愛知県	7,517	12.8	61.6	25.5	沖縄県	1,468	16.5	60.4	23.1
三重県	1,756	11.9	57.8	30.3	全　国	125,502	11.8	59.4	28.9

減少傾向にある。2021年の婚姻数は50.1万組となり、前年（52.5万組）から2.4万組の減少であった（**図表4**）。改元に伴う婚姻増の反動減や新型コロナウィルス感染拡大の影響もあり、2021年の婚姻数は戦後最少を更新している。また婚姻数の減少に関連し、50歳時未婚率(注1)（生涯未婚率）の上昇も急で、2020年には男性が28.25％、女性は17.81％に達した（**図表5**）。

婚姻数が減少する一方で、国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）【独身者調査】』によると、「いずれは結婚しよう」と考える未婚者の割合は、男性85.7％、女性89.3％となった。そのため必ずしも生涯未婚を希望する人が増えている訳ではなく、結婚そのものに対する潜在ニーズは引き続き大きいと想像される。

(2) 結婚相談所の開業支援について

こうしたなか、結婚相談所ネットワーク日本結婚相談所連盟を運営する婚活業界大手の株式会社IBJ（後述）と連携して、取引先企業の結婚相談所の開業支援（以下「開業支援」という。）に取り組む地域銀行が増えてきた(注2)。

地域銀行が開業支援に取り組む目的は、①取引先本業支援の強化、②地域創生の推進、③融資実行・手数料収入の獲得などとされる。

イ．取引先本業支援の強化（付加価値提案の実施）

結婚相談所と親和性の高いブライダル事業者やホテル事業者などに結婚相談所の開業を提案することで、本業支援を強化する狙いがある。開業により取引先企業には多角化や本業への相乗効果も見込まれる。

図表4　婚姻数の推移

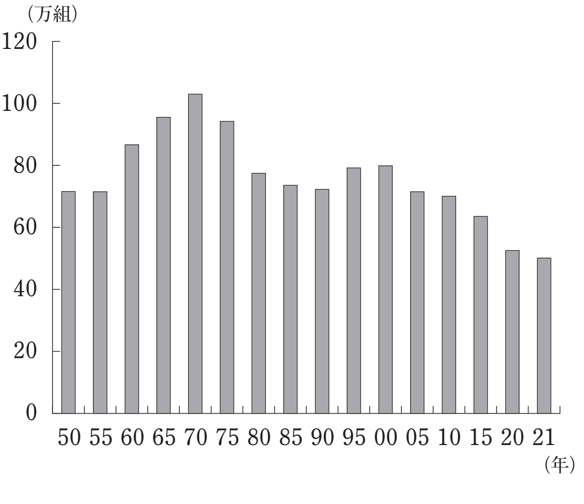

図表5　50歳時未婚率の推移

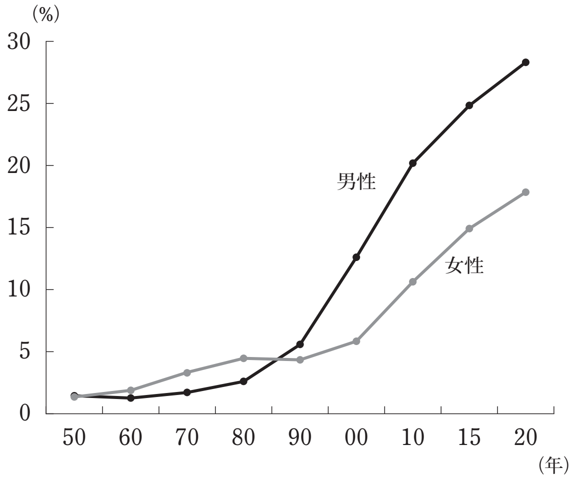

（備考）**図表4**は厚生労働省『令和３年（2021）人口動態統計月報年計（概数）の概況』、**図表5**は国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 2022年版』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（注）1. 45～49歳と50～54歳における割合の平均値で、一般に生涯未婚率と呼ばれる。
2. 取引先の結婚相談所の開業支援以外に、取引先企業の事業承継支援や顧客の婚活支援を目的に同社と業務提携する地域銀行もみられる。

ロ．地域創生の推進（婚姻数の増加や雇用の創出）

結婚相談所の開業が増え、地域における婚活が活発化すれば、中長期的な婚姻数および出生数の増加に貢献するだろう。結婚相談所の開業に伴い、新たな雇用が創出される可能性もある。地域銀行のなかには、地域創生推進の一環として開業支援に取り組む動きがみられる。

ハ．融資実行・手数料収入の獲得

地域銀行は、必要に応じて結婚相談所の開業資金（設備投資など）の融資を実行できる。またニーズのある取引先を株式会社IBJに紹介し、契約に至った場合、ビジネスマッチング手数料を得ることも可能である(注3)。

(3) 株式会社IBJの概要

イ．特徴など

東京都新宿区に本社を置く株式会社IBJは、結婚相談所の運営を中心に婚活事業やライフデザイン事業を手掛ける（図表6）。

同社は直営の結婚相談所事業に加え、加盟（オーナー経営）からなる3,039社の加盟相談所（2021年12月末。図表7・8）と、7.5万人のお見合い会員を有する。同社グループ全体で、2021年の1年間に50万件超のお見合いと10,402組（日本の婚姻数2％相当）の成婚を支援するなど、わが国最大の婚活支援ネット

図表6　会社概要

社　　名	株式会社IBJ （株式会社アイビージェー/IBJ,Inc.）
設立年月日	2006年2月
所　在　地	東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト 12F
会社ＨＰ	https://www.ibjapan.jp/

（備考）図表6から9まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

図表7　加盟店数の推移

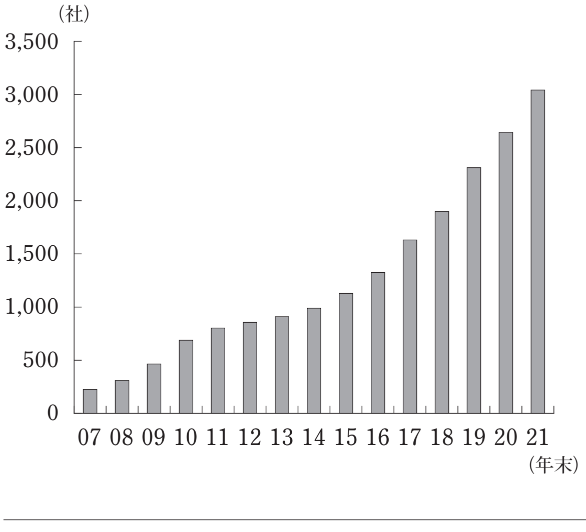

図表8　加盟店の地区別状況（2021年12月末）

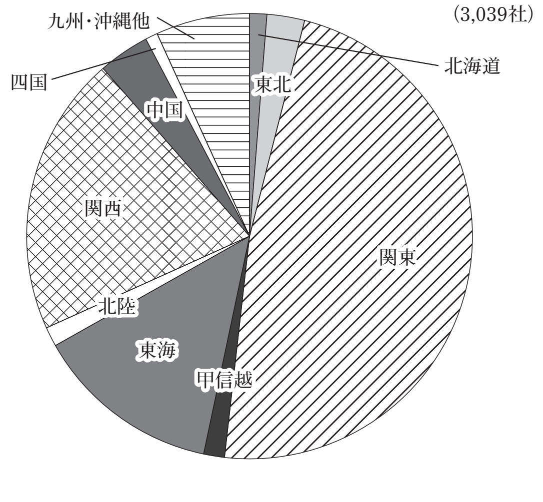

（注）3．契約内容による。

ワークを形成する。なお、同連盟に加盟する事業者の加盟3年後継続率は98％を超える点も特徴とされる。

ロ．金融機関との連携

2022年5月現在、同社は15行庫と業務提携する（**図表9**）。同社は地域銀行・信用金庫の信用力に期待すると同時に、地域の人口減少・少子高齢化問題の解決に向け連携して取り組んでいきたいと考えている。

なお地域銀行の開業支援に関連して、結婚相談所開業セミナーの共催(注4)や営業店向けの勉強会開催、セールス用チラシの作成なども行っている。

ハ．今後の展開

同社と提携する地域銀行のなかには、グループ会社等で自ら結婚相談所を運営するケースも出てきた。これは、地域銀行がより主体的に取引先企業の本業支援や地域創生推進に取り組んでいく試みとされ、またグループ経営の観点から業容拡大を目指す動きにも位置付けられる。

図表9　提携金融機関（2022年5月現在）

名古屋銀行、きらやか銀行、仙台銀行、愛媛銀行、長野銀行、池田泉州銀行、富山銀行、北陸銀行、佐賀銀行、三十三銀行、京都銀行、大垣共立銀行、西武信用金庫、島根銀行、山梨中央銀行
※地域銀行14行、信用金庫1金庫

（備考）提携順

同社では、結婚相談所の運営や開業支援などで蓄積したノウハウを活用し、地域銀行・信用金庫が自ら結婚相談所を開業する際にも積極的に支援していく考えである。

4．取引先企業の高卒新卒者の採用支援 〜株式会社ジンジブ〜

(1) 高卒新卒者の採用動向

2021年度末の高卒新卒者の求人数は、コロナ禍の影響を受け、直近のピークであった2019度末（48.4万人）を下回る39.0万人となった（**図表10**）。一方、少子化や大学進学率の上昇などから求職者数は緩やかな減少傾向にあり、2021年度末には13.5万人に留まる。その結果、2021年度末の求人倍率は2.89倍となり、コロナ禍にあっても高止まりが続いている（**図表11**）。

わが国の高校生の就職活動は、その殆どが学校による職業あっせんとされる。就職を希望する高校生は、学校に届く求人票で情報収集を行い、一人一社ずつの応募や、7月の求人公開から短期間での応募先選定などが一般的である。そのため、高卒新卒者の就職率は大卒新卒者に比べ高いものの、入社後のミスマッチなどから早期に離職してしまう問題が生じている(注5)。新型コロナウィルスの感染拡大に落ち着きがみられ、また中長期的な若年労働力の不足が心配されるなか、中小企業などの高卒新卒者の採用意欲は、もう一段高

(注)4．例えば、同社は2022年4月25日に富山銀行と「結婚相談所開業セミナー」を共催した。詳しくは2022年5月26日付 同社ニュースリリースを参照
5．例えば、厚生労働省『新規学卒就職者の離職状況（平成30年3月卒業者の状況）』によると、就職１年以内の離職率は大卒者の11.6％に対し、高卒者は16.9％であった。

図表10　高卒新卒者の求人・求職者数の推移

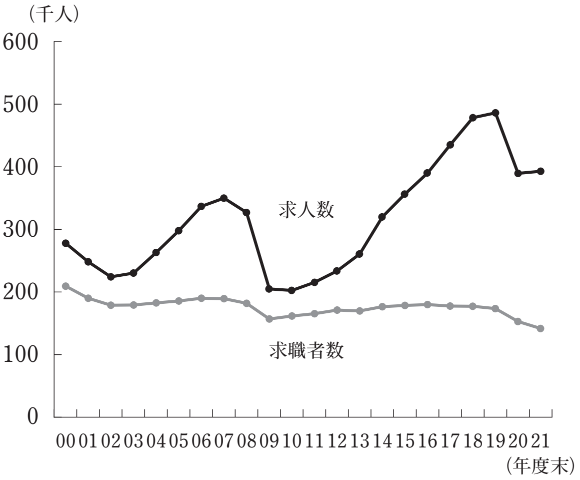

図表11　高卒新卒者の求人倍率の推移

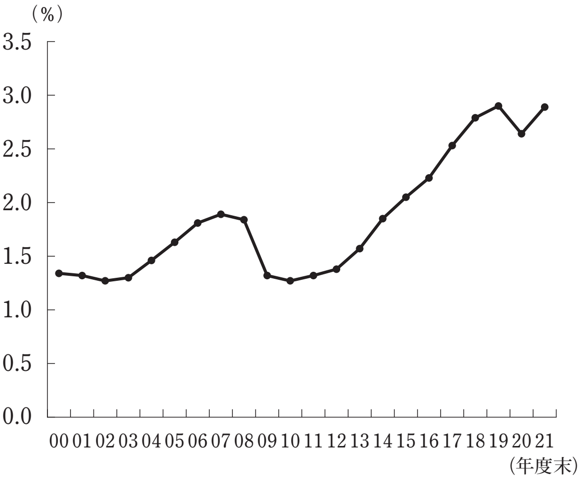

（備考）図表10・11ともに厚生労働省『令和３年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」』より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

まってきた。しかしながら、求職者数の増加が期待しにくい状況を勘案すると、企業における採用活動は引き続き厳しい状況が続くと予想される。

(2) 高卒新卒者の採用支援について

こうしたなか、企業の高卒新卒者の採用などを支援する株式会社ジンジブ（後述）と連携して、取引先企業の高卒新卒者の採用支援（以下「採用支援」という。）に取り組む地域銀行が増えている。

地域銀行が採用支援に取り組む目的は、①取引先の課題解決、②高卒新卒者の満足度向上、③手数料収入の獲得などである。

イ．取引先の課題解決（人材の確保）

人材確保で苦慮する取引先企業を株式会社ジンジブに取り次ぐことで、取引先の人材確保に関する課題解決を支援する。なお、ここでいう採用支援は高度なスキルを有する専門家人材の紹介を意図するものではなく、幅広い活躍が期待される一般従業員の確保を目的としたものである。

ロ．高卒新卒者の満足度向上（早期離職の未然防止）

高校生はより主体的な就職活動を行えるようになるため、彼(女)らの満足度が向上すると考えられる。そのため、就職後のミスマッチを低減でき、早期離職の未然防止なども期待される。

ハ．手数料収入の獲得

地域銀行は、採用意欲の強い取引先企業を株式会社ジンジブに取り次ぎ、契約が成立した段階でビジネスマッチング手数料を得られる(注6)。

(注)6. 契約内容による。

(3) 株式会社ジンジブの概要

イ．特徴など

大阪府大阪市に本社を置く株式会社ジンジブは、就職する高校生が学歴や「高卒」という偏見に捉われることなく、自己決定のうえ希望をもって社会に出ること、企業が若手採用を継続すること、これらを実現するために、高卒新卒採用に関連した社会課題の解決に取り組む人材サービス企業である（**図表12**）。

同社は、就職を希望する高校生と高卒新卒採用を行う企業を支援するためのサービス「ジョブドラフト」を提供しており、就職情報サイト「ジョブドラフトNavi」の運営や合同企業説明会「ジョブドラフトFes」の開催などに取り組む。

前述のとおり高校生の就職活動には一人一社制などの慣習があるため、大手の就職支援会社には参入しにくい分野とされる。また同社は3,800社以上の企業に採用コンサルを実施するなどノウハウ蓄積が豊富なことも競合他社への強みとなっている。

図表12　会社概要

社　　名	株式会社ジンジブ
設　　立	2015年3月23日 （グループ創業：1998年9月1日）
大阪本社	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビル14階
会社ＨＰ	https://jinjib.co.jp/

（備考）**図表12**から**14**まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ロ．金融機関との連携

同社は、2020年度より地域銀行・信用金庫との連携を進め、2022年5月時点で41行庫と業務提携を結ぶ（**図表13**）。取引先企業の高卒新卒者の採用支援はニッチ分野ながら潜在ニーズも大きいとみられ、例えば2022年4月の金融機関からの紹介案件は160件、同年5月には225件と増えている。

同社は、提携する地域銀行より紹介を受けた企業に対し、高校生の採用に関するノウハウなどを提供し、具体的な人材確保などを支援する（**図表14**）。なお、同社と取引のある企業の8割は従業員規模が300人未満であり、しかも50人未満で全体の4割を占めるため、地域銀行・信用金庫の取引層との親和性は高いと考えられる。そのほか、同社を継続的に利用し高卒新卒者を募集する企業は6割程度とのことである(注7)。

図表13　提携金融機関（2022年5月現在）

南都銀行、名古屋銀行、筑邦銀行、横浜銀行、京都銀行、仙台銀行、城南信用金庫などの41行庫
※都市銀行1行、地域銀行32行、信用金庫6金庫、信用組合1組合、証券会社1社

（備考）公表分のみ

図表14　主な提供サービス

- 高校生の新卒採用活動のノウハウ提供
- 高校生に特化した就職情報サイト「ジョブドラフトNavi」掲載の案内
- 高校生に特化した就職イベント「ジョブドラフトFes」出展の案内
- 企業の高卒採用における採用活動のアウトソーシングの提供
- 採用の定着・教育研修の提供　など

(注)7．採用計画により隔年で同社を利用する企業などもある。

ハ．今後の展開

同社では、地域銀行と連携し採用支援に取り組むことは、中小企業の抱える課題解決だけでなく、早期離職に伴う若年層の就労不安定化などといった地域課題の解決にも貢献すると期待している。

また同社は全国への支店開設を進めており(注8)、今後は全国の地域銀行・信用金庫との連携を広げていきたいとする。

おわりに

総務省は、5月5日の「子どもの日」にあわせて2022年4月1日現在の子供の数（15歳未満人口）の推計を発表した。わが国の子どもの数は、過去最少の1,465万人となり、41年連続で前年を下回った。総人口に占める子供の割合も11.7％で、これは48年連続の低下となる。

わが国の人口減少・少子高齢化が本格化するなか、信用金庫は自ら実施可能な施策を行政や企業などと連携して取り組んでいく必要があるだろう。本稿で取り上げた結婚相談所の開業支援や高卒新卒者の採用支援は、信用金庫が取引先と連携して取り組みやすいソリューションだと思料される。

〈参考資料〉

・総務省『人口推計 2021年（令和3年）10月1日現在』
・厚生労働省『令和2年（2020）人口動態統計（確定数）の概況』
・厚生労働省『令和3年（2021）人口動態統計月報年計（概数）の概況』
・国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集 2022年版』
・国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）【独身者調査】』
・厚生労働省『新規学卒就職者の離職状況（平成30年3月卒業者の状況）』
・厚生労働省『令和3年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」』
・総務省『我が国のこどもの数 ―「こどもの日」にちなんでー（「人口推計」から）』
・株式会社IBJ ニュースリリース等
・株式会社ジンジブ ニュースリリース等

(注)8．2022年5月現在、大阪本社のほか、東京、名古屋、福岡、仙台、広島に拠点を設ける。

調　査

DX人材育成への取組みについて

信金中央金庫 地域・中小企業研究所上席主任研究員
刀禰（とね）　和之（かずゆき）

（キーワード）DX人材の定義、本部DX推進担当者、取引先DX支援担当者、ITリテラシーの向上、DX人材の内製化

（視　点）

信用金庫が持続可能なビジネスモデルの構築に取り組むうえで、DXへの対応は不可欠である。DX推進に向けた第一歩がDX人材の育成であり、各金庫の取組みも活発化してきた。しかしながらDX人材の定義や育成すべき職員の範囲、さらには求めるスキルの不明瞭なケースなどが散見され、DXへの過度な期待やイメージ先行も想像される。信用金庫は、自金庫の業務運営に必要なDX人材像を明確にし、優先順位を設けて育成・確保していく必要があろう。

そこで本稿では、信用金庫に求められるDX人材を整理すると同時に、地域銀行などの利用するＤＸ人材育成サービスなどを紹介する。

（要　旨）

- DXへの期待が高まる一方で、金融庁の2022年6月調査では「IT人材を育成するための研修制度を定めている」信用金庫は全体の7.9％に留まった。
- 信用金庫に求められるDX人材は、①本部DX推進担当者、②取引先DX支援担当者に分類される。あわせて③役職員のITリテラシー向上も不可欠と言える。
- DX人材の育成・確保に向け信用金庫は、自金庫の求めるDX人材を定義付け、順序だてて育成していく必要がある。
- 本稿では参考までに、地域銀行などのDX人材の育成支援に携わる外部企業3社およびDX人材の育成を内製化する生命保険会社の事例を紹介する。

※本稿では、DX人材とIT人材を明確に区分せず、同義に位置付けている。

はじめに

経済産業省が2018年度に公表したDXレポート(注1)において「2025年の崖」が問題提起されて以降、わが国ではDX人材の争奪戦が激しさを増している。コロナ対策の後押しもあり、足元では社会・経済活動のあらゆる分野でDXが加速中である。つれて優秀なDX人材の需要が高まり、結果、DXに関する専門知識やスキルを有するスペシャリストの中途採用は困難と言われる。こうしたなか自金庫でDX人材を内製化（育成）した方が現実的との意見が強まってきた。

そこで本稿では、DX人材の内製化を前提に検討を進めていきたい。

1. DX人材を取り巻く状況

(1) DXへの期待

わが国では社会・経済活動のあらゆる場面でDXが急速に進んでいる。DXへの対応は、信用金庫を含む金融機関でも急務とされ、例えば非対面チャネルの拡充や業務フローの電子化などが活発である。また2年超に亘るコロナ禍も非対面・非接触ニーズや業務フローの改革ニーズを顕在化させており、DXの流れは加速こそすれ、停滞することは想像しにくい状況にある。

当研究所が2020年度に行った調査では、デジタル化（DX）で特に変化が期待される金庫業務として、「営業活動全般」(88.0%)、「顧客管理や商品開発」(52.2%）の回答割合が半数を超えた（**図表1**)。顧客との関わり方や営業スタイルの変化を予想する声が多く、逆に「変化を期待できず」「デジタル化に取り組まず」の回答数は0となった。そのほか、「事業計画等の経営管理」「リスク管理や市場運用」「経営判断等のガバナンス」の回答割合が相対的に伸び悩んだ点も注目されよう。

次にデジタル化の課題を尋ねると「コスト負担が大」の割合が73.1%と最も高く、「期待先行で内容が不明」(55.2%)、「担当可能な職員が存在せず」(44.7%)などが続いた（**図表2**)。

図表1　デジタル化で特に変化が期待される分野（3つまで回答可）

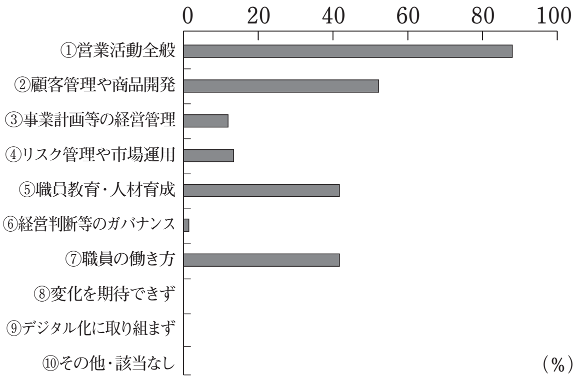

図表2　デジタル化の課題（3つまで回答可）

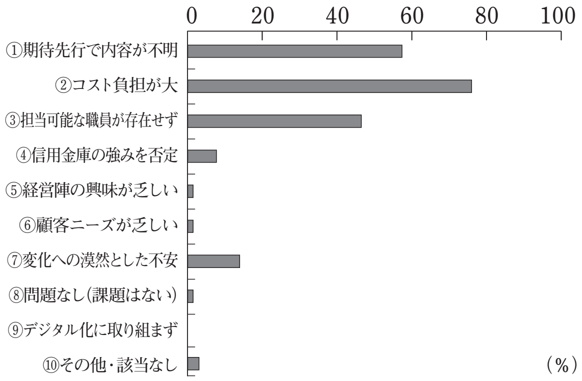

（備考）**図表1・2**ともに経営戦略プランニング研修「コロナ禍の信用金庫経営②」（回答は67金庫）

(注)1. 詳しくは、経済産業省『DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」克服とDXの本格的な展開～』を参照

ただし「経営陣の興味が乏しい」「顧客ニーズが乏しい」を挙げる信用金庫は限られたので、DXに取り組む必要性そのものは各金庫とも十分に認識していると考えられる。

(2) DX人材の育成状況

本稿では信用金庫のDX推進の第一歩として、DX人材の育成策に焦点を当てたい。一般に信用金庫は、DX人材の育成面で他業態より出遅れがみられる。2022年6月に金融庁が公表した『金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート』を参照すると、ITリソースへの取組みとして「はい」と答えた信用金庫の割合は、総じて地域銀行の半分以下に留まった(**図表3**)。また、『IT人材のキャリアパスを策定しているか』『IT人材のスキルを評価する基準や方法を定めているか』『IT人材を育成するための研修制度を設けているか』の回答割合は1割に満たない状況にある。

現状、多くの信用金庫はDX人材の育成体制や人事制度が整備されておらず、結果としてDXに関する経営判断や事業計画の策定、取引先中小企業へのDX支援などを担当可能な役職員が限定されると考えられる。

今後の信用金庫経営を考えるうえで、DXの推進を必須と考えるなら、DX人材の育成を早急に開始すると同時に、DX人材の採用や処遇に関する人事制度改革にも着手していくことが求められよう。

2. 信用金庫に求められるDX人材(分類例)

信用金庫に求められるDX人材は、大きく①本部DX推進担当者、②取引先DX支援担当者に分類される。また、担当者の育成と並行して③役職員のITリテラシーの向上も不可欠とされる。

(1) 本部DX推進担当者

多くの信用金庫が共同加盟金庫であることもあり、システム開発などに携わるエンジニ

図表3 IT人材の確保・育成に関するアンケート結果

(単位:%)

項目	信用金庫	地方銀行
IT人材を確保・育成するための中期経営計画を策定しているか	19.3	58.0
IT人材のキャリアパスを策定しているか	5.9	48.0
IT人材のスキルを評価する基準や方法を定めているか	9.8	47.0
IT人材を育成するための研修制度を定めているか	7.9	46.0
IT人材を確保するための採用制度を設けているか	18.5	60.0
全社員を対象にIT･デジタルのリテラシー向上のための施策を実施しているか	36.2	79.0
その他上記以外にIT人材を確保・育成するための取組みをしているか	13.4	47.0

(備考) 金融庁『金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート』(2022年6月) より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

アを養成するニーズは限定的とみられる。そのため、本部DX推進担当者に求められる能力は、DXに関する事業計画の策定や、PDCAサイクルによる進捗管理、顧客取引などのデータ分析、経営陣とシステム会社等との情報の橋渡しなどである。

また最近は、イノベーションを創出するビジネスセンスや柔軟な発想力、リーダーシップなどもDX人材に必要な素養と言われる。

(2) 取引先DX支援担当者

取引先の中小企業がDXに取り組むことを支援する役割で、本部専担者や渉外担当者に必要なスキルとなる。高度なIT知識も大切だが、先ずは顧客の抱える課題を共有し、課題解決に資するシステム等を紹介することが求められる。また広い意味で顧客のパソコンやスマートフォンの操作をアドバイスすることも取引先DX支援に含まれよう。

いずれにせよ優秀な営業担当者が保有する取引先の課題抽出力や提案能力の獲得が不可欠とされるので、幅広いIT知識の獲得が優先される。

(3) 役職員のITリテラシーの向上

DX推進の一環として、自金庫内に最新システムを導入しても、役職員が使いこなせなくては元も子もない。またDX推進による業務改革で役職員の再配置を進めるためには、新たにパソコン操作などを習得するリスキリングが求められるケースも想像される。そこで担当者となるDX人材の育成に並行し、役職員のITリテラシーを底上げしておくことが不可欠となる。一部の地域銀行などではより多くの行員に「ITパスポート」の習得を促すなどしている。

3. 育成にあたっての検討課題

信用金庫はDX人材を育成するにあたり、自金庫の業務運営に求められるDX人材の定義を確定させ、順序だてて育成する必要がある。やみくもに外部研修などを受講させても定義や育成順位が不明瞭ななかでは効果も限られよう。そこで信用金庫がDX人材を育成する際の検討課題を挙げると、①DX人材の明確化、②育成対象の選定、③求める知識の確定、④担当者の継続確保などとなる(**図表4**)。

図表4　主な検討課題

DX人材の明確化	自金庫に適したDX人材を定義し、DX人材の業務内容や期待する役割を明確にする。
育成対象の選定	DX人材を優先的に配置する部署や業務、また育成対象となる役職員を選定する。
求める知識の選定	DX人材に求める知識やスキルを決める。ただし役職員の担当業務によって求める内容が異なると考えられる。
担当者の継続確保	限られたDX人材が長期間に亘って金庫内で活躍できるような人事制度を整備する。

(備考) 信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

（1）DX人材の明確化

自金庫の求めるDX人材を定義する必要がある。例えば本部DX推進担当者といっても、自らデータ分析やシステム開発に携わる役職員を指すのか、それともDXに関する戦略策定やベンダーとの対話が可能な役職員を指すのかなどがある。信用金庫によっては、幅広く役職員のITリテラシーを向上させることもDX人材の育成と位置付けるケースもあるようだ。

（2）育成対象の選定

DX人材を優先的に育成（配置）する部門を決める必要がある。また、育成する役職員についても現業部門から選定するのか、それとも公募制度や適性試験の結果を活用して素養のある役職員から選抜するのかなどを決めておく。

（3）求める知識の確定

DX人材の定義と関連し、求める知識やスキルを明確にする必要がある。そもそも全役職員をDXのスペシャリストに育成する必要性は低く、担当業務や期待される役割に応じて学ぶべき専門性の範囲も異なるだろう。

（4）担当者の継続確保

メガバンクや大手の地域銀行はDX人材を育成・確保するべく、人事制度を複線化し、DX人材をスペシャリストとして採用する動きが広がっている。専門性の高いDX人材が自金庫内で活躍し続けるためにも、今後は人事制度の整備や処遇面での改善が求められる。またDXの変化スピードは加速しているので、継続学習（リスキリング）が可能な教育体制の整備も必要とされる。

4．参考企業の紹介

本稿では参考までに、地域銀行などのDX人材の育成支援に携わる外部企業3社およびDX人材の育成を内製化する生命保険会社の事例を紹介する（**図表5**）。

図表5　参考事例

参考1	地域銀行における本部ＤＸ担当者の育成策について	2022年3月17日付 ニュース＆トピックス（2021-87）
参考2	ITスキル等のリスキリング策について	2022年3月25日付 ニュース＆トピックス（2021-90）
参考3	デジタルマーケティング人材の育成策について	2022年5月26日付 ニュース＆トピックス（2022-12）
参考4	住友生命保険相互会社の「Vitality DX塾」	2022年4月25日付 ニュース＆トピックス（2022-7）

（備考）信金中央金庫 地域・中小企業研究所発行の『ニュース＆トピックス』を再掲のため、内容は発行時のものとなる。

5. 地域銀行における本部DX担当者の育成策について

(1) 本部DX人材の育成

信用金庫の業務運営に必要なDX人材として「本部DX担当者」の配置がある。同担当者に求められる能力には、DXビジネスなどの計画策定やベンダー企業への適切な指示(発注)が挙げられる。また、自金庫内のDXビジネスに関する旗振り役として、強いリーダーシップや課題解決力・交渉力も不可欠と言われる。

地域銀行に目を向けると、同担当者を育成するべく企画部門などの行員を外部IT企業に派遣する動きがある。そこで以下では、株式会社プラチナ・コンシェルジュが地域銀行向けに提供する「リモッチ」を紹介する。

(2)「リモッチ」について

イ. 同社の概要

株式会社プラチナ・コンシェルジュは、ファイナンシャルプランニング業務やキャリア・ライフプランに関するコンサルティング業務、講習会・研修会・セミナーなどの企画・開催および運営を行う企業である(**図表6**)。同社は、金融機関を主要顧客とし、全信協研修所や個別信用金庫向けの研修実績も豊富である。

ロ. 提供の経緯

ここ数年、地域銀行からDX人材の育成に関する相談が目立つようになった。そこで同社は自社の得意分野を勘案した研修プログラムの開発を検討し、2021年10月の「リモートによるDX・変革人材育成プログラム(リモッチ)」の提供開始に至った。

図表6 会社概要

社名	株式会社プラチナ・コンシェルジュ
所在地	東京都千代田区二番町9-3 THE BASE 麹町1F
設立	2007年9月
ホームページ	https://pt-con.jp/

(備考) 図表6から8まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(3) リモッチの内容

イ. 仕組み・特徴

リモッチは、「Remoto」と「Swiching」の造語で、地域銀行の未来を担う若手行員を先進的なベンチャー企業に一時的に移籍させ、成長を促す実践的な研修プログラムとなる。同社では、DX人材をシステム開発要員と捉えず、行内のDX推進役や、顧客向けにDXビジネスの企画立案ができる人材と位置付ける。そのため派遣対象者をシステム部門限定ではなく、企画部門の若手リーダーなどと想定する。

リモッチの概要・流れは、**図表7・8**のとおりで、中心は6か月から1年間のITベンチャー企業への派遣となる。従来型の出向研修の場合、派遣先で勉強するに留まるが、リモッチは派遣先で当事者として業務に携わるなかで実践的な能力を養うことを重視している。

リモッチの特徴は、派遣期間のうち最初の1〜3か月間は派遣先企業に赴き、対面で業務を行うが、それ以降はリモートワーク中心

図表7　変革人材育成プログラム「リモッチ」

プログラム名	リモッチ（リモートによるDX・変革人材育成プログラム）
目　　　的	変革力・AI/IT活用スキル・スピード感・他業種・他社とのコラボレーション力等の習得
対　　　象	若手リーダーまたはその候補・マネジメント層
行　　　先	ベンチャー企業：身に付けたいスキルや分野など希望に沿うベンチャー企業を同社から数社提案し、その中から選択可能
期　　　間	半年〜1年程度
働　き　方	フルタイム（リアル＆リモートワーク）

図表8　リモッチの流れ（代表例）

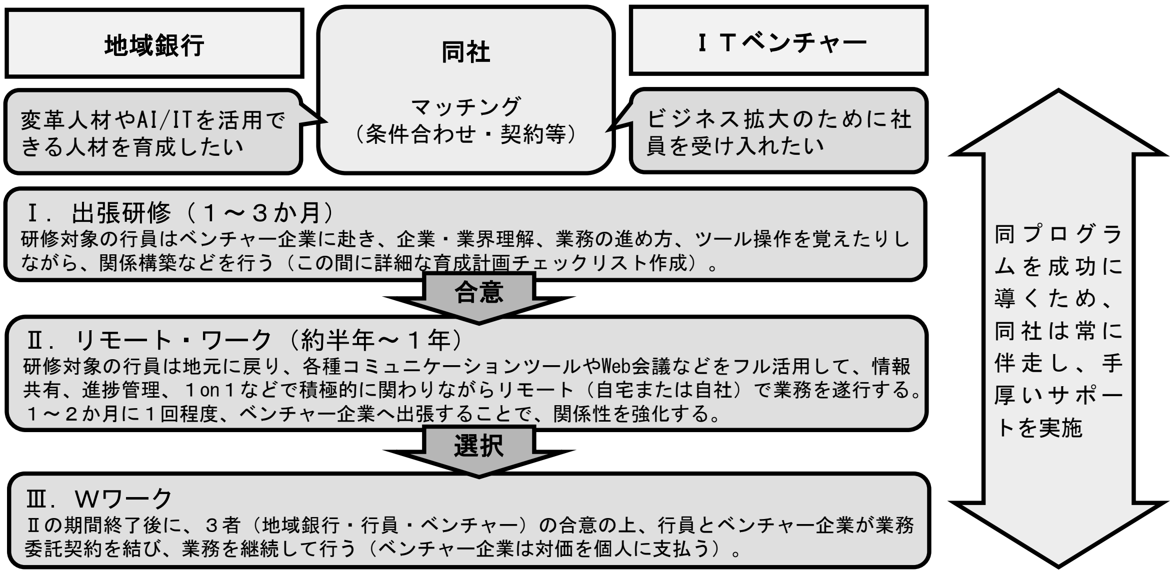

に移行する点である。これは、①社会全体でリモートワークが一般化するなか、②派遣者にも本格的なリモートワークを経験させる価値があると考えたためである。

なお、派遣先の企業の選定、派遣期間、リモートワークの有無などは個別相談となる。

ロ．導入状況

2021年11月よりリモッチを利用して都内のITベンチャー企業に行員を派遣中の地域銀行がある。同社によると、派遣者は自宅などを利用してリモートワークにもチャレンジしているとのこと。

リモッチに対する地域銀行などの反応は良く、同社ではコロナ禍が落ち着くであろう2022年度以降、導入行が増えると見込んでいる。

(4) 今後の展開など

リモッチは地域銀行向けに開発した研修プログラムだが、同社では今後はニーズのある信用金庫や事業会社にも提案したいとする。

6. ITスキル等のリスキリング策について

(1) ITスキル等のリスキリングの目的

信用金庫がビジネスモデルを再構築するうえでDX推進は欠かせないテーマと言える。その際、課題となるのが役職員のITスキル等である。ITスキル等のリスキリング（学び直し）は、自己責任との意見もあろうが、近年、業務として取り組む事例が増えつつある。信用金庫がリスキリングに力を入れる目的は、以下の2つとなる。

イ．スムーズなビジネスモデル再構築

ビジネスモデル再構築のため、最先端のシステムを導入しても役職員が使いこなせなくては元も子もない。また、今後のDX対応に伴う役職員の業務見直しや配置転換を勘案すると、事前にITスキル等を一定レベルまでリスキリングしておく必要がある。

ロ．取引先DX支援の強化

信用金庫はDXに関する取引先の課題を把握し、最適な解決策の提案可能な役職員を育成する必要がある。その際のスキル目安として、一部の地域銀行では国家資格「ITパスポート」の取得を促しており、研修会の開催なども活発化している。

(2)「企業内個人向けDX支援」プログラム

以下では企業内個人（従業員）向けにITスキル研修なども手掛ける株式会社リンクアカデミーを紹介する。

イ．同社の概要

株式会社リンクアカデミーは、PCスキルの獲得や資格取得をワンストップでサポートし、個人のキャリアアップを支援する総合キャリアスクールである（図表9）。

図表9　会社概要

社　名	株式会社リンクアカデミー
本　社	東京都中央区銀座4丁目12-15 歌舞伎座タワー 15F
設　立	1995年12月15日
ホームページ	https://www.link-academy.co.jp/

（備考）図表9から10まで同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

ロ．提供の経緯

DX人材の不足が深刻化するなか、ここ数年、同社に対するITスキル等の研修ニーズが増加している。そこで同社は、1千社・年間1万5千人のITスキル研修ノウハウや、診断・分析技術などを活かし、「企業内個人向けDX支援」プログラムとして提供することにした。

(3) プログラムの特徴

イ．仕組み・特徴

同プログラムの受講対象は、企業の従業員である。新たに開発した診断ソリューション「DX Survey Basic」を用いて、一人ひとりのスキル度合いを把握し、その診断結果に応じた変革ソリューションをレベルごとに提供するものである。同社は基幹技術であるモチベーションエンジニアリングを活用し、「診断」と「変革」のサイクルを提供するなか、効率的なITスキル等の習得を支援していく（図表10）。

図表10　DX人材育成支援の全体像

- IT知識面では、IT・経営の知識を保有していることを証明する国家資格「ITパスポート」の取得など、経営において必要な情報セキュリティやネットワークに関する基礎知識の習得を目指す。
- IT操作面では、ExcelやPowerPointといったOfficeの基本・応用操作学習によって個人の業務効率化を図るだけではなく、組織内での情報共有ツールであるGoogle WorkspaceやGoogle Apps Script講座の提供によって、組織の業務効率化も実現する。さらに階層別の課題も踏まえて研修を実施することで、実務において実効性の高いスキル習得を目指す。

（イ）　診断ソリューション：これまで分散していた各種診断サーベイを「DX Survey Basic」に統合し、セキュリティを含むデジタル技術の知識レベル、Officeを中心としたIT操作スキルを測定し、受講者の課題を明確化する。

（ロ）　変革ソリューション：診断結果をもとに「ベーシック」「アドバンス」「プロフェッショナル」の3段階に総合評価し、レベルに応じた変革プログラムを提供する。

ロ．診断・変革サイクルの流れ

同プログラムの受講者は、同社WEBサイトにアクセスし、1テーマ30分程度の操作テストを受検する。同社の提供する診断テーマには、「Excel Skill Survey」「PowerPoint Skill Survey」「資料作成Knowledge Survey」「DX Fit Survey」の4分野があり、スキル点と時間点でAからG段階までスコアを付す。あわせて総合評価である3段階のレベル判定を実施する。

診断結果は、本人の評価、自社内や部門内、年次との相対評価に加え、同社蓄積のデータベースとの比較などが可視化されるため、企業は自社従業員の抱える具体的なITスキル等の課題を把握できる。

その後、受講者のレベルに応じたITスキル等のリスキリングメニューが提供される。企業の要望内容によって、ITパスポート取得支援に焦点を当てるなど、知識面・操作面の組合せや対象を絞ったメニュー提供も可能である。

(4) 今後の展開など

足元では、大手金融機関などからITスキル研修や同プログラムの利用に関する要望などが増えている。同社では、今後は地域銀行

などの間でITスキル等に関するリスキリングのニーズが高まると予想する。そこで、リアルな研修に加えて新学習サービス「SkiP」(スキな時に、スキな場所で、INPUT & OUTPUT学習が可能なオンラインコンテンツ)の教材提供も拡充していく。

7. デジタルマーケティング人材の育成策

(1)「DX BOOSTER」の提供

イ．問題意識

DXの推進が喫緊の経営課題に浮上する一方で、『DXについて、何処から・何から着手するべきか分からない』などの悩みを抱える金融機関は多いと想像される。この背景に、自行庫内におけるDX人材の不足が挙げられる。DXを事業計画に落とし込んだり、KPIの設定やPDCAサイクルを回したりできる役職員の不足が目立つ。また自らHP解析や顧客データ分析を行い、現状および課題を可視化することも苦手とされる。

こうした金融機関の抱える課題を解決するべくシナジーマーケティング株式会社は、2021年7月、デジタルマーケティング担当者自走支援サービス「DX BOOSTER」の提供を開始し、デジタルマーケティング人材の内製化（育成）支援に乗り出した。

ロ．同社の概要

シナジーマーケティング株式会社は、クラウドCRM関連製品およびサービスの提供、戦略構築支援を行う企業で、取引金融機関は50行庫を超える（**図表11**）。同社の強みは、単にシステムを提供するに留まらず、導入時コンサルティングや操作・活用研修といったサポートまで一貫して対応できることである。

図表11　会社概要

社名	シナジーマーケティング株式会社
大阪本社	大阪府大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ21F
創業	2000年9月
ホームページ	https://corp.synergy-marketing.co.jp/

（備考）図表11・12ともに同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(2)「DX BOOSTER」の仕組み

イ．特徴・流れ

同サービスは、システム導入を前提とせず、同社コンサルタントの伴走支援のもと、担当者（デジタルマーケティング人材の候補者）が自行庫のHP解析などを行う仕組みである。そのため同サービスは実務と研修の両面を併せ持つ。同社では、HP解析や顧客データ分析、DX関連の事業計画の立案、KPI設定、PDCAサイクルによる進捗管理などを能動的に実施可能な役職員をデジタルマーケティング人材と位置付け、優先して育成することを勧めている。

同サービスの提供期間は6か月間を基本とする（**図表12**）。最初の1か月間で、自行庫の解決すべき課題や担当者が習得するべきスキルなどのゴールを設定する。その後の6か月間は、担当者による具体的な自行庫HPの解析などとなる。期間中、同社コンサルタントは、ミーテイングなどを通じて担当者が自走できるまでを支援する。

図表12　DX BOOSTERの流れ（代表例）

【初期分析・ロードマップ策定】

1週間	ヒアリング・状況分析 ・ヒアリングで企業目標（短期・長期）、企業課題、既存データ状況を確認し、同社コンサルタントが企業担当者のリテラシーレベルを把握 ・提供されたデータを分析し現状を把握
1か月	初期分析より課題抽出・ロードマップ・育成計画提示 ・既存データの分析結果とヒアリング内容より、企業の状況に合わせて最も有効な目標達成のための長期ロードマップ」と「プログラム終了時点のゴール設定」「プログラム期間中のカリキュラム」を提示

【月次定例】

1か月～6か月	月次定例 ・初期に設定したカリキュラムに基づき、データの活用方法をマニュアルで説明し、実際に企業データを使った実践型学習を繰り返すことでノウハウを習得する。

ロ．他のDX人材育成手法との違い

担当者は、自行庫の保有するシステムを用いてHP解析などを行うので、現場目線に立った実務に即したノウハウ習得が可能である。また同サービスは、日常業務の一環として取り組む仕組みのため、複数部門（複数人）を同時に育成できる点も特長と言える。

地域銀行のなかには、高度なエンジニア・データサイエンティストを養成するべく、システム会社等に行員を出向させる事例もあるが、同サービスとは育成すべきDX人材像が異なるので、棲み分け可能と考えられる。

(3) 導入効果の例

2022年4月現在、長野銀行が同サービスを導入済みである（第1号）。同サービス実施の成果として、同行はデジタルマーケティング人材の育成に加え、①デジタル化施策に関する行内認知と理解、②「分析し、考察し、意見交換する」習慣の獲得などを挙げる。

8. 住友生命保険相互会社の「Vitality DX塾」

(1) DX塾の開講

住友生命保険相互会社は、2019年度よりDX人材(注2)の育成強化を図っている（**図表13**）。同社は2018年度の健康増進型保険「Vitality」発売を通じて、エンジニア自身がビジネス起点で物事を捉え、顧客視点でサービスやシステムの設計を考える必要性を痛感し、DX塾を開講した。

図表13　会社概要

会　社　名	住友生命保険相互会社
創　　　業	1907年（明治40年）5月
本　　　社	大阪府大阪市中央区城見1-4-35
東 京 本 社	東京都中央区築地7-18-24
営 業 拠 点	支社：87　支部：1,451
従 業 員 数	42,954人 (職員10,973人) (営業職員31,981人)

(備考) 1. 2021年3月末現在
2. **図表13・14**ともに同社資料より信金中央金庫 地域・中小企業研究所作成

(注)2. 同社ではDX人材を上流工程のエンジニア職と位置付ける。

(2) DX塾の概要

DX塾は自主的な勉強会・OJTを制度化したものである(注3)。そのため業務時間中に実施するものの、受講を強制したり、業績評価に直接反映したりするものではない。受講生の所属・年次・役職などは問わず、公募で受講意欲の強い職員を募っている。なお、同社は生涯学習として同塾を提供する考え方なので、卒塾や退塾の概念はない。受講生は自身の業務繁閑などを考慮し、可能な範囲で継続的に同塾を受講して差し支えない。

(3) 研修の内容

同塾は大きく、①年2回程度実施する「集合研修」と、②2〜3か月に1回の頻度で実施する「遠隔型ワークショップ」からなる(図表14)。

イ. 集合研修の内容

集合研修は、①そもそもDXとはどういったものなのかを学び、②DX関連用語やビジネスモデルの変革事例を調べ、③新しいビジネスモデルを考える1日研修である。新規異動者を主な対象とするため、原則として年2回、上期中に実施する。

ロ. 遠隔型ワークショップの内容

遠隔型ワークショップは、DXに関する情報収集とビジネス発想力を継続的にトレーニングする研修である。事前に与えられた課題に対するビジネスアイデアを限られた時間内で取りまとめるもので、グループによるロジカルシンキング研修に近い内容と言える。

オンラインによるグループワークを中心に、受講生は5人程度のチーム単位で課題に

図表14　DX塾の概要

研修名	集合研修（マインドセット研修）	遠隔型ワークショップ（継続研修）
実施頻度	・年２回程度	・２か月〜３か月に１回（継続して実施）
対象者	・１人１回のみ実施（希望者のみ）	・集合研修受講者のうち希望者のみ
内容等	・そもそもＤＸとはどういったものなのかを学び、ＤＸ関連用語やビジネスモデルの変革事例を調べ、新しいビジネスモデルを考える集合研修 ・短時間（１時間）でビジネスモデルを考え、その場で発表する形式の研修 ・ビジネスを考えるステップを学び、ＩＴ技術者がビジネス目線で提案できるようになることが目的	・ＤＸに関する情報収集とビジネス発想力を継続的にトレーニングするための研修 ・ＤＸに関わる技術やビジネスモデルは日々変化するため、継続的なキャッチアップが必要 ・空き時間を有効活用して研鑽することが目的

(注)3. 組織としての事務局はなく、ボランティア的に活動する役職員が取り仕切っている。

取り組む。部門長の判断で業務時間中の活動も可能だが、受講生は通勤時間や業務の空き時間などを積極的に活用し、情報収集や提案資料を作成している。

(4) 評価

イ．受講状況など

2022年3月末時点のDX塾の受講生数は、同社本社33人、システム子会社142人の175人となる(注4)。遠隔ワークショップには、毎回50人程度の受講生が参加する。受講生の属性をみると、今後のマネジメント層が期待される30代～40代前半が中心である。同社では、上流工程エンジニア職のDX人材育成に同塾は貢献していると評価する。

ロ．今後の展開

今後の計画を挙げると、現行のDX塾よりもう一段ハイレベルな上級者向けコースの開講がある。具体的には、遠隔型ワークショップで実施するビジネスアイデアの企画を、より現実的なものにすることなどを想定している。

おわりに

これまでDX人材のイメージとして、データサイエンティストなどの高度専門人材を想定していた。しかしながら本稿ヒアリングを通じて、DX人材には高度なシステム人材であると同時に、幅広いビジネスセンスを有する人材も該当するのだと理解された。

今後、信用金庫がDX人材を内製する場合、単なるプログラム開発要員ではなく、経営陣や企画部門役職員の理解可能な説明（言語化）を行える役職員であることが求められよう。

〈参考資料〉

・経済産業省『DXレポート ～ITシステム「2025年の崖」克服とＤＸの本格的な展開～』（2019年３月）
・金融庁『金融機関のITガバナンス等に関する調査結果レポート』（2022年6月）
・信金中央金庫 地域・中小企業研究所 ニュース＆トピックス各号

（注）4．協力会社の従業員や有料研修の受講者等を除く。

地域・中小企業関連経済金融日誌（2022年8月）

4日	○	東北財務局および日本銀行、令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する金融上の措置（山形県）について要請	
	○	関東財務局および日本銀行、令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する金融上の措置（新潟県）について要請	
5日	○	金融庁、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の改訂版を公表	
	○	北陸財務局および日本銀行、令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する金融上の措置（石川県・福井県）について要請	
8日	○	金融庁、NISA口座の利用状況調査（2021年12月末時点（確報値）および2022年3月末時点）を公表	
9日	●	金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正、適用	資料1
	○	金融庁、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正(注)する内閣府令の公布・施行を公表 (注) 改正の概要は、地域経済の活性化に資する方策の取組みを評価するための指標の見直し	
10日	○	東北財務局および日本銀行、令和4年8月3日からの大雨による災害等に対する金融上の措置（青森県）について要請	
	○	経済産業省、令和4年8月3日からの大雨による災害に関して、青森県、山形県、新潟県、石川県および福井県の16市16町3村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者対策を実施(注) (注) 当初公表後、8月5、8、10日に支援策の対象地域を追記。対策の内容は、特別相談窓口の設置、セーフティネット保証4号の適用等	
26日	●	金融庁、令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表	資料2
31日	●	金融庁、「令和5年度 税制改正要望項目」を公表	資料3
	●	金融庁、「2022事務年度 金融行政方針」を公表	資料4

※「地域･中小企業関連経済金融日誌」は、官公庁等の公表資料等をもとに、地域金融や中小企業金融に関連が深い項目について、当研究所が取りまとめたものである。
「●」表示の項目については、解説資料を掲載している。

（資料1）

金融庁、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等を改正、適用（8月9日）

改正の概要は以下のとおり。

●金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正による資本参加行の本業支援の取組みを評価するための指標の見直しを受けて、改正後の指標についても、経営強化計画等の履行を確保するための監督上の措置の対象とするもの。【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針および漁協系統信用事業における総合的な監督指針】

●金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部改正に伴い、銀証ファイアーウォール規制の見直し等に関する所要の改正を行うもの。【系統金融機関向けの総合的な監督指針および漁協系統信用事業における総合的な監督指針】
●金融機関や財務局からの質問や要望などを踏まえ、「他業銀行業高度化等会社」を含めた子会社の設立等の認可の審査基準の明確化や考え方および同認可に係る関連様式の一部廃止、財務局における行政報告の一部廃止等の所要の改正を行うもの。【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、主要行等向けの総合的な監督指針、系統金融機関向けの総合的な監督指針、漁協系統信用事業における総合的な監督指針および信託会社等に関する総合的な監督指針】
（https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20220809/20220809.html参照）

（資料2）
金融庁、令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）を公表（8月26日）

国内銀行の不良債権比率は、主要行が0.9%（2021年9月末比0.2ポイント上昇）、地方銀行が1.8%（同横ばい）、第二地方銀行が2.1%（同0.1ポイント上昇）、信用金庫が3.6%（2021年3月末比0.1ポイント上昇）、信用組合が2.9%（同0.1ポイント低下）と、地方銀行が横ばいとなり、信用組合が低下する一方、信用金庫と主要行、第二地方銀行が上昇した。

業態別不良債権比率の推移（金融再生法開示債権ベース）

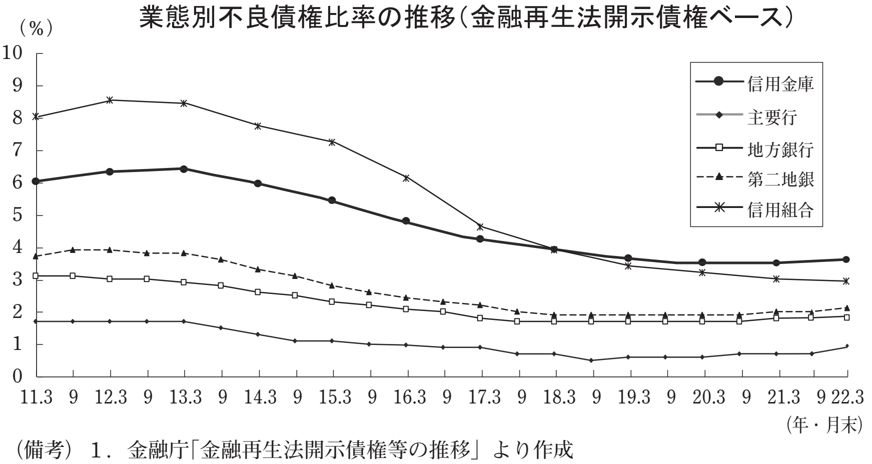

（備考）1．金融庁「金融再生法開示債権等の推移」より作成
2．信用金庫、信用組合は各年3月末のみ開示

（https://www.fsa.go.jp/status/npl/20220826.html参照）

（資料3）
金融庁、「令和5年度 税制改正要望項目」を公表（8月31日）

内容の構成は以下のとおり。
令和5（2023）年度税制改正要望における主な要望項目
1.「資産所得倍増プラン」関連要望

◆「資産所得倍増プラン」関連事項

◆ NISAの抜本的拡充【事項要望】

◆ 資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入【事項要望】

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し〔文部科学省主担〕

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔農林水産省・経済産業省が共同要望〕

2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

◆ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフッティング

◆ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の恒久化〔財務省が共同要望〕

3. 保険等

◆ 生命保険料控除制度の拡充

◆ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長〔厚生労働省主担〕

4. 暗号資産

◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔経済産業省が共同要望〕

〔その他の要望項目〕

（https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20220831.html参照）

（資料4）

金融庁、「2022事務年度 金融行政方針」を公表（8月31日）

内容の構成は以下のとおり。

Ⅰ. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

1. 社会経済情勢の変化に対応した事業者支援と地域経済の活性化
2. モニタリング方針

Ⅱ. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

1. 国民の安定的な資産形成と資本市場の活性化
2. サステナブルファイナンスの推進
3. デジタル社会の実現
4. 国際金融センターの発展に向けた環境整備

Ⅲ. 金融行政をさらに進化させる

1. 金融行政を担う組織としての力の向上
2. 金融行政におけるデータ活用の高度化
3. 国内外への政策発信力の強化

（https://www.fsa.go.jp/news/r4/20220831/20220831.html参照）

信金中央金庫 地域・中小企業研究所活動記録（8月）

1. レポート等の発行

発行日	レポート分類	通巻	タ イ ト ル	執 筆 者
22.8.1	産業企業情報	2022-11	「新しい資本主義」で期待されるデジタル社会の実現 －セキュリティトークンの活用で期待される資金調達手段の多様化－	藁品和寿
22.8.2	ニュース＆トピックス	2022-61	脚光を浴びるグリーントランスフォーメーション（GX）	藁品和寿
22.8.3	金融調査情報	2022-10	最近の信用金庫と国内銀行の地区別預貸金増加率の動向	間下　聡
22.8.3	内外金利・為替見通し	2022-5	日銀は物価見通しを引き上げたが、景気優先で強力な緩和策を継続へ	峯岸直輝 鹿庭雄介
22.8.8	ニュース＆トピックス	2022-62	信用金庫の余資運用資産残高の動向（2021年度末）	刀禰和之
22.8.8	ニュース＆トピックス	2022-63	信用金庫の預け金残高の動向（2021年度末）	刀禰和之
22.8.8	ニュース＆トピックス	2022-64	信用金庫の有価証券残高の動向（2021年度末）	刀禰和之
22.8.8	ニュース＆トピックス	2022-65	信用金庫の2022年4月の新規採用者数（推計）	刀禰和之
22.8.10	金融調査情報	2022-11	改めて考える「女性活躍の推進」とは何か －過去・現在から未来へ－	平岡芳博
22.8.17	経済見通し	2022-2	実質成長率は22年度1.6％、23年度1.5％と予測－感染再拡大と供給制約の長期化が景気の本格回復を阻む要因に－	角田　匠
22.8.22	ニュース＆トピックス	2022-72	「脱炭素」時代に取り残されないための中小企業経営	藁品和寿
22.8.23	ニュース＆トピックス	2022-73	中小企業における「脱炭素経営」の実践に向けて	藁品和寿
22.8.30	産業企業情報	2022-12	信用金庫の視点でひも解く2022年版中小企業白書・小規模企業白書－新たな時代へ向けた自己変革力・新たな時代へ向けた事業の見直しと地域内連携－	鉢嶺　実
22.8.30	金融調査情報	2022-12	最近の信用金庫の地区別業種別貸出動向	間下　聡
22.8.31	内外経済・金融動向	2022-2	米利上げによる米国経済への影響 －インフレ高止まりが招く悪影響の連鎖に要注意－	鹿庭雄介

2. 講座・講演・放送等の実施

実施日	種類	タ イ ト ル	講座・講演会・番組名称	主　催	講 師 等
22.8.5	講演	コロナ禍の経済・金融情勢と今後の展望	第155回定例会	金沢経営開発研究会	角田　匠
22.8.19	講演	将来に向けて家計を考えよう	聖光学院高等学校教職員向け資産形成研修会	福島信用金庫	奥津智彦
22.8.24	講座	業界動向・ビジネスモデル等	第1回経営戦略プランニング研修	信金中央金庫 地域・中小企業研究所	刀禰和之

3. 原稿掲載

発行日	タ　イ　ト　ル	掲載紙	発　　行	執筆者
22.8.2	トレンド〈米国経済〉根強いインフレ圧力で大幅利上げは当面継続	週刊 金融財政事情	（一社）金融財政事情研究会	角田　匠

統　計

1. 信用金庫統計

(1) 信用金庫の店舗数、合併等
(2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金
(3) 信用金庫の預金者別預金
(4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金
(5) 信用金庫の貸出先別貸出金
(6) 信用金庫の余裕資金運用状況

2. 金融機関業態別統計

(1) 業態別預貯金等
(2) 業態別貸出金

統計資料の照会先：
信金中央金庫 地域・中小企業研究所
Tel 03-5202-7671　Fax 03-3278-7048

（凡　例）
1. 金額は、単位未満切捨てとした。
2. 比率は、原則として小数点以下第1位までとし第2位以下切捨てとした。
3. 記号・符号表示は次のとおり。

〔0〕ゼロまたは単位未満の計数　〔—〕該当計数なし　〔△〕減少または負
〔…〕不詳または算出不能　〔＊〕1,000%以上の増加率　〔p〕速報数字
〔r〕訂正数字　〔b〕b印までの数字と次期以降の数字は不連続

4. 地区別統計における地区のうち、関東には山梨、長野、新潟を含む。東海は静岡、愛知、岐阜、三重の4県、九州北部は福岡、佐賀、長崎の3県、南九州は熊本、大分、宮崎、鹿児島の4県である。

※ 信金中金 地域･中小企業研究所のホームページ（https://www.scbri.jp/）よりExcel形式の統計資料をダウンロードすることができます。

1. (1) 信用金庫の店舗数、合併等

信用金庫の店舗数、会員数、常勤役職員数の推移

（単位：店、人）

年月末	店舗数				会員数	常勤役職員数				
	本店（信用金庫数）	支店	出張所	合計		常勤役員	職員 男子	職員 女子	職員 計	合計
2018. 3	261	6, 832	254	7, 347	9, 242, 088	2, 173	66, 199	40, 103	106, 302	108, 475
19. 3	259	6, 800	235	7, 294	9, 197, 080	2, 130	64, 108	40, 303	104, 411	106, 541
20. 3	255	6, 754	228	7, 237	9, 137, 735	2, 110	61, 654	40, 278	101, 932	104, 042
20.12	254	6, 721	225	7, 200	9, 114, 916	2, 077	61, 839	42, 089	103, 928	106, 005
21. 3	254	6, 702	225	7, 181	9, 094, 466	2, 069	60, 012	40, 990	101, 002	103, 071
6	254	6, 697	225	7, 176	9, 060, 454	2, 045	61, 565	43, 684	105, 249	107, 294
21. 7	254	6, 696	225	7, 175	9, 046, 826	2, 046	61, 349	43, 468	104, 817	106, 863
8	254	6, 693	223	7, 170	9, 037, 518	2, 045	61, 105	43, 281	104, 386	106, 431
9	254	6, 685	223	7, 162	9, 034, 716	2, 045	60, 739	43, 020	103, 759	105, 804
10	254	6, 681	223	7, 158	9, 029, 740	2, 042	60, 549	42, 906	103, 455	105, 497
11	254	6, 668	222	7, 144	9, 026, 018	2, 042	60, 401	42, 808	103, 209	105, 251
12	254	6, 667	217	7, 138	9, 024, 066	2, 041	60, 066	42, 517	102, 583	104, 624
22. 1	254	6, 667	215	7, 136	9, 021, 040	2, 040	59, 787	42, 294	102, 081	104, 121
2	254	6, 663	214	7, 131	9, 017, 695	2, 038	59, 544	42, 136	101, 680	103, 718
3	254	6, 660	215	7, 129	8, 996, 514	2, 030	58, 226	41, 296	99, 522	101, 552
4	254	6, 659	215	7, 128	8, 997, 040	2, 027	60, 275	43, 925	104, 200	106, 227
5	254	6, 659	215	7, 128	8, 996, 834	2, 027	60, 112	43, 841	103, 953	105, 980
6	254	6, 659	214	7, 127	8, 958, 298	2, 019	59, 608	43, 570	103, 178	105, 197
7	254	6, 658	215	7, 127	8, 940, 528	2, 021	59, 347	43, 329	102, 676	104, 697

信用金庫の合併等

年　月　日	異動金庫名			新金庫名	金庫数	異動の種類
2014年2月24日	十三	摂津水都		北おおさか	267	合併
2016年1月12日	大垣	西濃		大垣西濃	266	合併
2016年2月15日	福井	武生		福井	265	合併
2017年1月23日	江差	函館		道南うみ街	264	合併
2018年1月1日	札幌	小樽	北海	北海道	262	合併
2018年1月22日	宮崎	都城		宮崎都城	261	合併
2019年1月21日	浜松	磐田		浜松磐田	260	合併
2019年2月25日	桑名	三重		桑名三重	259	合併
2019年6月24日	掛川	島田		島田掛川	258	合併
2019年7月16日	静岡	焼津		しずおか焼津	257	合併
2020年1月20日	宮崎都城	南郷		宮崎第一	256	合併
2020年2月10日	備前	日生		備前日生	255	合併
2020年9月7日	北陸	鶴来		はくさん	254	合併

1. (2) 信用金庫の預金種類別預金・地区別預金

預金種類別預金

（単位：億円、%）

年 月 末	預金計	前年同月比増減率	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率	外貨預金等	前年同月比増減率	実質預金	前年同月比増減率	譲渡性預金	前年同月比増減率
2018. 3	1,409,771	2.2	571,193	6.2	834,737	△ 0.3	3,840	18.0	1,407,904	2.1	1,007	37.9
19. 3	1,434,771	1.7	604,369	5.8	826,510	△ 0.9	3,891	1.3	1,433,038	1.7	901	△ 10.5
20. 3	1,452,678	1.2	637,646	5.5	810,932	△ 1.8	4,099	5.3	1,451,554	1.2	747	△ 17.0
20.12	1,579,500	7.7	764,819	20.2	811,049	△ 1.8	3,630	△ 2.4	1,578,780	7.7	897	△ 41.7
21. 3	1,555,959	7.1	755,482	18.4	798,412	△ 1.5	2,064	△ 49.6	1,555,158	7.1	2,058	175.3
6	1,597,593	4.9	791,797	11.8	804,285	△ 0.7	1,509	△ 58.9	1,596,966	4.9	2,861	187.8
21. 7	1,594,303	3.7	786,589	9.5	806,341	△ 1.0	1,372	△ 60.4	1,592,971	3.7	2,916	120.7
8	1,601,468	3.2	793,265	8.2	806,840	△ 1.0	1,361	△ 61.9	1,600,844	3.2	2,987	146.9
9	1,597,902	2.6	792,943	7.3	803,645	△ 1.2	1,313	△ 65.5	1,597,081	2.6	2,850	289.0
10	1,604,483	2.6	801,344	7.2	801,947	△ 1.2	1,190	△ 67.6	1,603,524	2.6	2,640	177.0
11	1,602,516	2.4	800,680	6.7	800,658	△ 1.2	1,177	△ 67.9	1,601,849	2.4	2,718	165.2
12	1,610,111	1.9	810,372	5.9	798,579	△ 1.5	1,159	△ 68.0	1,609,384	1.9	2,905	223.6
22. 1	1,603,150	1.9	803,244	5.8	798,755	△ 1.4	1,150	△ 67.0	1,602,535	1.9	2,682	210.9
2	1,608,711	1.8	811,868	5.4	795,702	△ 1.4	1,140	△ 56.5	1,608,021	1.8	2,603	48.6
3	1,588,700	2.1	796,811	5.4	790,813	△ 0.9	1,075	△ 47.9	1,587,787	2.0	2,500	21.5
4	1,618,559	1.7	826,267	4.6	791,286	△ 1.0	1,006	△ 48.1	1,617,491	1.6	2,763	17.5
5	1,613,925	1.6	819,458	4.3	793,523	△ 0.9	943	△ 49.5	1,613,298	1.6	2,901	18.8
6	1,624,783	1.7	826,940	4.4	796,971	△ 0.9	872	△ 42.2	1,624,156	1.7	3,032	5.9
7	1,621,721	1.7	823,168	4.6	797,656	△ 1.0	896	△ 34.6	1,620,791	1.7	3,081	5.6

（備考） 1．預金計には譲渡性預金を含まない。
2．実質預金は預金計から小切手・手形を差し引いたもの

地区別預金

（単位：億円、%）

年 月 末	北海道	前年同月比増減率	東 北	前年同月比増減率	東 京	前年同月比増減率	関 東	前年同月比増減率	北 陸	前年同月比増減率	東 海	前年同月比増減率
2018. 3	72,339	1.6	53,875	1.5	248,608	2.1	260,388	1.8	37,599	0.7	300,562	2.3
19. 3	73,306	1.3	54,718	1.5	252,033	1.3	264,586	1.6	37,553	△ 0.1	306,224	1.8
20. 3	74,367	1.4	55,097	0.6	255,090	1.2	268,942	1.6	37,485	△ 0.1	310,542	1.4
20.12	83,580	10.1	59,391	6.4	280,884	9.4	291,810	7.2	39,771	4.4	329,490	5.7
21. 3	80,842	8.7	58,384	5.9	279,418	9.5	287,645	6.9	39,277	4.7	329,627	6.1
6	85,271	7.0	59,667	3.6	283,782	6.1	295,737	4.3	40,286	3.3	334,992	3.8
21. 7	84,494	6.1	59,636	3.3	283,574	3.9	294,201	3.2	40,074	2.8	334,317	3.2
8	84,574	5.5	59,938	2.6	284,446	3.2	295,776	2.6	40,233	1.8	336,038	2.7
9	84,437	5.3	60,013	2.1	284,377	2.7	295,149	2.2	40,086	1.5	334,630	2.4
10	84,533	5.4	60,001	2.0	285,840	2.5	296,497	2.3	40,208	1.6	335,874	2.6
11	85,108	5.3	59,834	2.0	285,177	2.2	296,031	2.1	40,090	1.5	335,773	2.7
12	85,987	2.8	60,209	1.3	285,879	1.7	297,504	1.9	40,261	1.2	337,880	2.5
22. 1	84,799	2.5	59,775	1.2	284,561	1.6	296,178	1.8	40,047	1.0	336,839	2.5
2	84,919	2.7	59,851	0.7	285,564	1.5	297,387	1.7	40,274	0.9	337,764	2.2
3	82,563	2.1	59,475	1.8	285,918	2.3	293,211	1.9	39,746	1.1	338,518	2.6
4	86,423	2.8	60,423	1.6	289,515	2.1	299,618	1.6	40,511	1.3	340,426	2.2
5	86,314	2.8	60,205	1.6	288,463	2.0	298,133	1.4	40,564	1.4	341,367	2.4
6	87,354	2.4	60,744	1.8	290,203	2.2	300,316	1.5	40,883	1.4	343,791	2.6
7	86,763	2.6	60,471	1.4	289,412	2.0	299,713	1.8	40,760	1.7	343,547	2.7

年 月 末	近 畿	前年同月比増減率	中 国	前年同月比増減率	四 国	前年同月比増減率	九州北部	前年同月比増減率	南九州	前年同月比増減率	全 国 計	前年同月比増減率
2018. 3	295,280	3.1	60,096	1.5	27,801	1.9	22,910	2.4	28,505	1.5	1,409,771	2.2
19. 3	302,875	2.5	60,941	1.4	28,317	1.8	23,276	1.5	28,938	1.5	1,434,771	1.7
20. 3	305,232	0.7	61,955	1.6	28,788	1.6	23,804	2.2	29,159	0.7	1,452,678	1.2
20.12	336,316	9.1	66,828	6.9	30,490	5.9	27,049	10.2	31,607	6.0	1,579,500	7.7
21. 3	324,479	6.3	66,315	7.0	30,428	5.6	26,012	9.2	31,203	7.0	1,555,959	7.1
6	337,285	5.6	67,817	4.7	31,012	4.3	27,600	6.0	31,790	3.1	1,597,593	4.9
21. 7	337,792	4.2	67,491	3.9	31,032	3.7	27,557	4.9	31,732	2.9	1,594,303	3.7
8	339,687	3.8	67,734	3.0	31,148	3.3	27,635	4.2	31,857	2.4	1,601,468	3.2
9	338,952	2.6	67,580	2.9	31,068	2.9	27,581	3.5	31,636	1.9	1,597,902	2.6
10	340,409	2.5	68,034	2.6	31,208	2.8	27,766	3.4	31,765	1.5	1,604,483	2.6
11	339,947	2.0	67,798	2.2	31,040	2.6	27,666	3.1	31,651	1.1	1,602,516	2.4
12	340,898	1.3	68,120	1.9	31,265	2.5	27,878	3.0	31,848	0.7	1,610,111	1.9
22. 1	340,269	1.5	67,844	2.0	31,140	2.3	27,635	2.6	31,721	1.0	1,603,150	1.9
2	341,594	1.7	68,229	1.9	31,191	2.0	27,779	2.1	31,817	0.6	1,608,711	1.8
3	330,406	1.8	67,400	1.6	30,946	1.7	26,547	2.0	31,522	1.0	1,588,700	2.1
4	339,163	0.6	68,566	1.5	31,444	1.9	27,954	1.2	32,098	1.0	1,618,559	1.7
5	337,366	0.3	67,991	1.1	31,286	1.7	27,787	1.3	32,040	1.3	1,613,925	1.6
6	338,808	0.4	68,464	0.9	31,577	1.8	28,005	1.4	32,215	1.3	1,624,783	1.7
7	338,799	0.2	68,286	1.1	31,560	1.7	27,931	1.3	32,044	0.9	1,621,721	1.7

（備考） 沖縄地区は全国に含めた。

1. (3) 信用金庫の預金者別預金

（単位:億円、%）

年月末	預金計	前年同月比増減率	個人預金	前年同月比増減率	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率	外貨預金等	前年同月比増減率
2018. 3	1,409,770	2.2	1,101,996	1.5	409,436	6.1	691,794	△ 0.9	756	38.8
19. 3	1,434,770	1.7	1,115,489	1.2	435,107	6.2	679,608	△ 1.7	765	1.1
20. 3	1,452,677	1.2	1,126,939	1.0	461,939	6.1	664,146	△ 2.2	845	10.4
20.12	1,579,498	7.7	1,172,497	3.5	516,664	11.9	654,852	△ 2.3	972	9.1
21. 3	1,555,958	7.1	1,173,057	4.0	521,921	12.9	650,221	△ 2.0	905	7.1
6	1,597,592	4.9	1,184,693	2.7	537,950	9.1	645,953	△ 2.0	779	△ 8.4
21. 7	1,594,302	3.7	1,182,929	2.5	536,710	8.8	645,446	△ 2.1	764	△ 15.5
8	1,601,466	3.2	1,188,977	2.2	543,821	8.3	644,397	△ 2.2	748	△ 16.6
9	1,597,901	2.6	1,184,270	2.2	541,032	8.4	642,499	△ 2.3	730	△ 21.8
10	1,604,481	2.6	1,192,480	2.3	551,565	8.4	640,277	△ 2.3	629	△ 33.4
11	1,602,515	2.4	1,186,714	2.2	547,420	8.4	638,685	△ 2.4	599	△ 37.2
12	1,610,109	1.9	1,197,826	2.1	558,849	8.1	638,383	△ 2.5	585	△ 39.8
22. 1	1,603,148	1.9	1,192,645	2.0	554,748	7.9	637,314	△ 2.5	573	△ 41.3
2	1,608,710	1.8	1,200,940	1.8	564,711	7.3	635,658	△ 2.5	561	△ 42.2
3	1,588,699	2.1	1,195,693	1.9	562,085	7.6	633,098	△ 2.6	501	△ 44.6
4	1,618,558	1.7	1,203,315	1.8	571,777	7.3	631,091	△ 2.6	437	△ 48.8
5	1,613,923	1.6	1,195,099	1.7	565,316	7.3	629,347	△ 2.7	426	△ 48.3
6	1,624,782	1.7	1,204,493	1.6	575,730	7.0	628,384	△ 2.7	369	△ 52.6
7	1,621,720	1.7	1,202,618	1.6	574,583	7.0	627,648	△ 2.7	377	△ 50.6

年月末	一般法人預金	前年同月比増減率	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率	外貨預金等	前年同月比増減率	公金預金	前年同月比増減率
2018. 3	253,876	5.6	147,026	8.7	106,424	1.6	418	23.6	43,190	△ 1.1
19. 3	261,951	3.1	154,268	4.9	107,284	0.8	391	△ 6.5	47,217	9.3
20. 3	266,974	1.9	159,010	3.0	107,600	0.2	357	△ 8.7	48,787	3.3
20.12	329,087	23.6	219,753	38.3	108,922	1.7	403	16.1	65,655	15.2
21. 3	324,746	21.6	214,315	34.7	110,043	2.2	380	6.5	48,861	0.1
6	333,018	11.1	221,371	14.9	111,292	4.4	348	△ 1.2	70,373	18.9
21. 7	334,033	9.0	222,045	11.3	111,638	4.7	341	△ 9.0	68,743	6.9
8	329,483	5.4	216,242	5.6	112,884	5.1	349	△ 5.5	73,395	13.5
9	333,313	3.9	219,772	3.8	113,195	4.1	338	△ 9.6	70,759	8.3
10	336,421	3.6	222,318	3.3	113,774	4.2	321	△ 16.6	66,993	8.9
11	333,422	2.8	219,144	2.0	113,941	4.5	330	△ 15.8	72,686	8.9
12	335,910	2.0	222,940	1.4	112,631	3.4	330	△ 18.2	67,723	3.1
22. 1	328,998	0.8	214,376	△ 0.8	114,283	4.2	331	△ 17.5	72,011	9.3
2	326,952	0.7	212,035	△ 1.0	114,573	4.3	337	△ 13.8	70,400	9.7
3	329,622	1.5	213,875	△ 0.2	115,423	4.8	316	△ 16.7	54,752	12.0
4	341,867	1.3	226,165	0.0	115,371	3.8	322	△ 15.1	64,245	4.0
5	334,646	0.0	218,645	△ 1.9	115,659	3.9	334	△ 4.5	74,527	8.3
6	333,071	0.0	217,574	△ 1.7	115,166	3.4	324	△ 6.9	77,957	10.7
7	334,918	0.2	219,470	△ 1.1	115,107	3.1	332	△ 2.5	75,591	9.9

年月末	要求払	前年同月比増減率	定期性	前年同月比増減率	外貨預金等	前年同月比増減率	金融機関預金	前年同月比増減率	政府関係預り金	譲渡性預金
2018. 3	12,590	△ 15.5	30,597	6.2	0	・・・	10,703	2.9	0	1,007
19. 3	13,066	3.7	34,148	11.6	0	・・・	10,108	△ 5.5	0	901
20. 3	14,420	10.3	34,364	0.6	0	・・・	9,971	△ 1.3	0	747
20.12	27,208	87.7	38,444	△ 9.4	0	・・・	12,254	21.6	0	897
21. 3	17,000	17.8	31,858	△ 7.2	0	・・・	9,289	△ 6.8	0	2,058
6	30,815	48.2	39,555	3.0	0	・・・	9,502	△ 7.0	0	2,861
21. 7	26,897	11.8	41,842	3.9	0	・・・	8,592	△ 29.5	0	2,916
8	31,328	27.6	42,064	4.8	0	・・・	9,607	△ 22.3	0	2,987
9	30,323	17.2	40,432	2.4	0	*	9,554	△ 24.1	0	2,849
10	26,426	17.8	40,563	3.9	0	*	8,582	△ 24.7	0	2,640
11	31,973	13.2	40,709	5.6	0	510.0	9,688	△ 26.5	0	2,718
12	27,518	1.1	40,201	4.5	0	510.0	8,645	△ 29.4	0	2,905
22. 1	32,211	15.2	39,797	5.0	0	△ 100.0	9,490	△ 21.5	0	2,682
2	32,347	14.2	38,050	6.2	0	△ 100.0	10,413	△ 12.4	0	2,603
3	18,540	9.0	36,209	13.6	0	△ 100.0	8,626	△ 7.1	0	2,500
4	26,936	△ 7.8	37,306	14.6	0	△ 100.0	9,126	△ 10.5	0	2,763
5	33,245	△ 0.3	41,278	16.4	0	△ 100.0	9,646	△ 8.6	0	2,901
6	31,648	2.7	46,307	17.0	0	△ 100.0	9,255	△ 2.6	0	3,032
7	27,796	3.3	47,791	14.2	0	△ 100.0	8,589	△ 0.0	0	3,081

（備考） 日本銀行「預金現金貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(2)預金種類別・地区別預金の預金計とは一致しない。

1. (4) 信用金庫の科目別貸出金・地区別貸出金

科目別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	貸出金計	前年同月比増減率	割引手形	前年同月比増減率	貸付金	前年同月比増減率	手形貸付	前年同月比増減率	証書貸付	前年同月比増減率	当座貸越	前年同月比増減率
2018. 3	709,634	2.5	8,066	7.1	701,568	2.5	37,423	1.6	633,324	2.4	30,819	5.1
19. 3	719,837	1.4	7,747	△ 3.9	712,090	1.4	37,946	1.3	641,717	1.3	32,425	5.2
20. 3	726,752	0.9	6,079	△ 21.5	720,672	1.2	37,438	△ 1.3	649,560	1.2	33,673	3.8
20.12	782,032	7.9	4,471	△ 37.5	777,560	8.3	32,206	△ 16.0	715,670	10.7	29,683	△ 10.2
21. 3	784,373	7.9	3,859	△ 36.5	780,514	8.3	30,479	△ 18.5	721,127	11.0	28,907	△ 14.1
6	784,506	4.4	3,714	△ 23.4	780,792	4.5	28,221	△ 15.8	725,214	6.2	27,356	△ 9.3
21. 7	785,340	3.0	4,204	△ 4.4	781,135	3.1	28,535	△ 13.2	725,257	4.3	27,343	△ 7.4
8	783,020	2.0	3,640	△ 7.2	779,379	2.1	28,759	△ 11.0	723,120	3.0	27,499	△ 5.1
9	786,442	1.6	3,860	0.2	782,582	1.7	29,651	△ 7.9	723,708	2.3	29,222	△ 2.5
10	785,143	1.2	4,266	0.4	780,877	1.2	29,629	△ 7.1	723,441	1.7	27,806	△ 3.1
11	783,303	1.0	3,716	0.8	779,587	1.0	29,926	△ 6.3	721,382	1.5	28,278	△ 2.2
12	788,777	0.8	4,569	2.1	784,208	0.8	31,075	△ 3.5	723,668	1.1	29,463	△ 0.7
22. 1	784,333	0.5	3,974	△ 9.3	780,358	0.6	30,774	△ 2.5	720,975	0.7	28,608	△ 0.3
2	783,787	0.3	3,865	△ 9.2	779,921	0.4	31,042	△ 0.3	720,066	0.4	28,812	1.4
3	788,013	0.4	4,067	5.4	783,945	0.4	31,307	2.7	722,721	0.2	29,915	3.4
4	786,114	0.1	4,410	21.6	781,703	0.0	30,254	4.9	723,436	△ 0.2	28,012	1.8
5	784,491	△ 0.0	3,798	4.5	780,693	△ 0.0	29,565	5.4	723,041	△ 0.3	28,085	2.7
6	785,824	0.1	3,829	3.1	781,994	0.1	29,907	5.9	723,978	△ 0.1	28,108	2.7
7	787,863	0.3	4,326	2.9	783,536	0.3	30,367	6.4	725,075	△ 0.0	28,094	2.7

地区別貸出金

(単位:億円、%)

年 月 末	北海道	前年同月比増減率	東 北	前年同月比増減率	東 京	前年同月比増減率	関 東	前年同月比増減率	北 陸	前年同月比増減率	東 海	前年同月比増減率
2018. 3	31,429	0.9	24,631	3.3	137,489	4.1	128,602	2.4	17,227	0.9	146,120	1.8
19. 3	31,645	0.6	24,973	1.3	140,009	1.8	131,462	2.2	17,153	△ 0.4	147,070	0.6
20. 3	32,110	1.4	24,724	△ 0.9	140,481	0.3	133,416	1.4	17,165	0.0	147,686	0.4
20.12	34,519	8.7	26,054	5.5	154,880	10.4	142,418	7.1	17,677	2.7	157,205	6.7
21. 3	34,901	8.6	26,410	6.8	155,471	10.6	142,466	6.7	17,616	2.6	157,693	6.7
6	34,224	4.0	26,117	3.7	155,820	6.7	142,237	3.1	17,448	1.1	157,808	3.5
21. 7	34,343	2.5	26,128	2.6	155,907	4.7	142,479	1.9	17,494	0.3	157,799	2.3
8	34,331	1.7	26,085	1.7	155,164	3.2	142,193	1.1	17,445	△ 0.8	157,521	1.7
9	34,355	1.4	26,289	1.4	155,637	2.2	142,737	0.8	17,489	△ 0.6	158,665	1.7
10	34,282	0.9	26,217	1.5	155,516	1.4	142,485	0.5	17,462	△ 0.7	158,089	1.4
11	34,276	0.8	26,170	1.3	155,070	1.1	142,263	0.5	17,398	△ 0.9	157,802	1.3
12	34,764	0.7	26,303	0.9	155,770	0.5	143,176	0.5	17,421	△ 1.4	159,452	1.4
22. 1	34,249	0.1	26,178	1.0	154,872	0.0	142,565	0.3	17,342	△ 1.5	158,417	1.1
2	34,314	0.2	26,263	1.0	154,610	△ 0.1	142,415	0.2	17,324	△ 1.5	158,308	1.0
3	34,654	△ 0.7	26,557	0.5	155,056	△ 0.2	143,090	0.4	17,401	△ 1.2	159,940	1.4
4	34,125	△ 0.4	26,244	0.5	155,168	△ 0.5	142,776	0.2	17,273	△ 1.2	159,075	0.8
5	33,977	△ 0.4	26,217	0.2	154,551	△ 0.9	142,665	0.2	17,258	△ 1.2	158,847	0.8
6	34,136	△ 0.2	26,260	0.5	154,630	△ 0.7	142,930	0.4	17,261	△ 1.0	159,439	1.0
7	34,336	△ 0.0	26,310	0.6	154,950	△ 0.6	143,310	0.5	17,317	△ 1.0	159,625	1.1

年 月 末	近 畿	前年同月比増減率	中 国	前年同月比増減率	四 国	前年同月比増減率	九州北部	前年同月比増減率	南九州	前年同月比増減率	全 国 計	前年同月比増減率
2018. 3	151,780	2.8	32,010	2.0	10,540	3.2	12,586	1.5	15,974	0.6	709,634	2.5
19. 3	154,242	1.6	32,335	1.0	10,832	2.7	12,716	1.0	16,033	0.3	719,837	1.4
20. 3	156,792	1.6	32,630	0.9	11,133	2.7	12,939	1.7	16,171	0.8	726,752	0.9
20.12	170,141	8.8	34,713	6.6	11,732	5.7	14,091	8.4	17,011	4.4	782,032	7.9
21. 3	170,806	8.9	34,603	6.0	11,771	5.7	14,058	8.6	16,961	4.8	784,373	7.9
6	171,718	5.2	34,699	3.7	11,817	3.5	14,129	3.9	16,851	1.7	784,506	4.4
21. 7	171,976	3.9	34,728	2.6	11,817	2.5	14,175	3.0	16,854	1.0	785,340	3.0
8	171,321	2.7	34,589	1.6	11,780	1.6	14,149	2.3	16,800	0.3	783,020	2.0
9	172,075	2.3	34,698	1.5	11,854	1.6	14,197	2.0	16,804	0.0	786,442	1.6
10	171,987	1.8	34,662	0.6	11,823	1.3	14,200	1.8	16,774	△ 0.4	785,143	1.2
11	171,352	1.5	34,569	0.1	11,818	1.3	14,185	1.7	16,751	△ 0.5	783,303	1.0
12	172,464	1.3	34,727	0.0	11,861	1.0	14,331	1.7	16,854	△ 0.9	788,777	0.8
22. 1	171,662	0.9	34,585	△ 0.1	11,804	0.7	14,201	1.1	16,794	△ 0.9	784,333	0.5
2	171,459	0.6	34,622	△ 0.0	11,799	0.8	14,216	1.1	16,788	△ 0.9	783,787	0.3
3	172,024	0.7	34,683	0.2	11,832	0.5	14,273	1.5	16,795	△ 0.9	788,013	0.4
4	172,269	0.3	34,711	0.1	11,846	0.6	14,253	1.1	16,696	△ 1.2	786,114	0.1
5	171,805	0.0	34,660	△ 0.2	11,881	0.4	14,200	0.6	16,739	△ 0.6	784,491	△ 0.0
6	172,053	0.1	34,478	△ 0.6	11,946	1.0	14,246	0.8	16,758	△ 0.5	785,824	0.1
7	172,679	0.4	34,559	△ 0.4	11,985	1.4	14,307	0.9	16,799	△ 0.3	787,863	0.3

(備考) 沖縄地区は全国に含めた。

1．（5）信用金庫の貸出先別貸出金

（単位：億円、％）

年月末	貸出金計	前年同月比増減率	構成比	企業向け計	前年同月比増減率	構成比	製造業	前年同月比増減率	構成比	建設業	前年同月比増減率	構成比
2018. 3	709,633	2.5	100.0	452,529	2.9	63.7	61,464	0.0	8.6	50,752	3.2	7.1
19. 3	719,836	1.4	100.0	461,756	2.0	64.1	61,478	0.0	8.5	52,091	2.6	7.2
20. 3	726,750	0.9	100.0	468,462	1.4	64.4	60,907	△ 0.9	8.3	53,114	1.9	7.3
20. 9	773,322	7.4	100.0	517,376	11.7	66.9	68,232	11.9	8.8	64,168	23.8	8.2
12	782,030	7.9	100.0	525,702	12.3	67.2	69,391	12.4	8.8	67,342	27.4	8.6
21. 3	784,372	7.9	100.0	527,898	12.6	67.3	69,007	13.2	8.7	68,902	29.7	8.7
6	784,505	4.4	100.0	527,995	6.9	67.3	68,675	6.0	8.7	68,204	19.6	8.6
9	786,441	1.6	100.0	530,957	2.6	67.5	68,718	0.7	8.7	69,339	8.0	8.8
12	788,776	0.8	100.0	533,096	1.4	67.5	69,129	△ 0.3	8.7	70,051	4.0	8.8
22. 3	788,011	0.4	100.0	531,766	0.7	67.4	68,329	△ 0.9	8.6	69,822	1.3	8.8
6	785,823	0.1	100.0	528,827	0.1	67.2	67,565	△ 1.6	8.5	67,709	△ 0.7	8.6

年月末	卸売業	前年同月比増減率	構成比	小売業	前年同月比増減率	構成比	不動産業	前年同月比増減率	構成比	個人による貸家業	前年同月比増減率	構成比
2018. 3	28,118	0.8	3.9	25,877	0.1	3.6	162,146	5.3	22.8	59,089	0.9	8.3
19. 3	28,432	1.1	3.9	25,717	△ 0.6	3.5	168,021	3.6	23.3	58,599	△ 0.8	8.1
20. 3	28,511	0.2	3.9	25,898	0.7	3.5	170,709	1.5	23.4	57,302	△ 2.2	7.8
20. 9	32,855	16.1	4.2	30,916	20.0	3.9	173,284	2.2	22.4	56,496	△ 2.6	7.3
12	33,624	16.8	4.2	31,533	21.8	4.0	172,997	1.7	22.1	56,056	△ 2.9	7.1
21. 3	33,664	18.0	4.2	31,703	22.4	4.0	172,705	1.1	22.0	55,603	△ 2.9	7.0
6	33,651	9.5	4.2	31,859	10.6	4.0	172,878	0.1	22.0	55,368	△ 2.6	7.0
9	33,966	3.3	4.3	31,860	3.0	4.0	173,601	0.1	22.0	55,124	△ 2.4	7.0
12	34,142	1.5	4.3	31,900	1.1	4.0	174,155	0.6	22.0	54,785	△ 2.2	6.9
22. 3	33,681	0.0	4.2	31,637	△ 0.2	4.0	175,454	1.5	22.2	55,238	△ 0.6	7.0
6	33,386	△ 0.7	4.2	31,412	△ 1.4	3.9	176,122	1.8	22.4	54,975	△ 0.7	6.9

年月末	飲食業	前年同月比増減率	構成比	宿泊業	前年同月比増減率	構成比	医療・福祉	前年同月比増減率	構成比	物品賃貸業	前年同月比増減率	構成比
2018. 3	8,720	2.3	1.2	5,884	2.1	0.8	22,371	△ 0.1	3.1	2,905	1.3	0.4
19. 3	8,784	0.7	1.2	6,012	2.1	0.8	22,139	△ 1.0	3.0	2,865	△ 1.3	0.3
20. 3	9,053	3.0	1.2	6,114	1.6	0.8	21,934	△ 0.9	3.0	2,899	1.1	0.3
20. 9	12,868	45.7	1.6	6,740	11.8	0.8	24,042	7.7	3.1	3,052	5.2	0.3
12	13,274	48.6	1.6	6,805	11.6	0.8	24,424	8.2	3.1	3,026	5.7	0.3
21. 3	13,712	51.4	1.7	6,733	10.1	0.8	24,279	10.6	3.0	3,020	4.1	0.3
6	13,971	19.3	1.7	6,705	2.2	0.8	24,309	6.4	3.0	2,988	1.4	0.3
9	13,889	7.9	1.7	6,667	△ 1.0	0.8	24,183	0.5	3.0	3,060	0.2	0.3
12	13,800	3.9	1.7	6,677	△ 1.8	0.8	24,258	△ 0.6	3.0	3,029	0.1	0.3
22. 3	13,668	△ 0.3	1.7	6,607	△ 1.8	0.8	23,686	△ 2.4	3.0	3,066	1.4	0.3
6	13,585	△ 2.7	1.7	6,567	△ 2.0	0.8	23,608	△ 2.8	3.0	3,012	0.7	0.3

年月末	海外円借款、国内店名義現地貸	前年同月比増減率	構成比	地方公共団体	前年同月比増減率	構成比	個人	前年同月比増減率	構成比	住宅ローン	前年同月比増減率	構成比
2018. 3	50	△ 8.6	0.0	55,511	3.0	7.8	201,592	1.6	28.4	168,597	1.3	23.7
19. 3	49	△ 2.0	0.0	55,372	△ 0.2	7.6	202,707	0.5	28.1	169,476	0.5	23.5
20. 3	38	△ 21.2	0.0	53,836	△ 2.7	7.4	204,451	0.8	28.1	171,328	1.0	23.5
20. 9	34	△ 22.3	0.0	52,990	△ 0.9	6.8	202,954	△ 0.1	26.2	171,461	0.8	22.1
12	32	△ 23.9	0.0	52,781	△ 1.0	6.7	203,546	0.0	26.0	172,485	1.1	22.0
21. 3	31	△ 20.2	0.0	52,933	△ 1.6	6.7	203,540	△ 0.4	25.9	172,463	0.6	21.9
6	29	△ 22.9	0.0	53,126	△ 2.5	6.7	203,382	0.1	25.9	172,683	0.8	22.0
9	27	△ 20.4	0.0	51,536	△ 2.7	6.5	203,947	0.4	25.9	173,232	1.0	22.0
12	27	△ 15.6	0.0	51,127	△ 3.1	6.4	204,553	0.4	25.9	174,193	0.9	22.0
22. 3	26	△ 13.1	0.0	51,723	△ 2.2	6.5	204,521	0.4	25.9	174,490	1.1	22.1
6	25	△ 12.8	0.0	52,445	△ 1.2	6.6	204,550	0.5	26.0	174,895	1.2	22.2

（備考）１．日本銀行「業種別貸出金調査表」より作成。このため、「日計表」による(4)科目別・地区別貸出金の貸出金計とは一致しない。
２．海外円借款、国内店名義現地貸を企業向け計の内訳として掲載

1. (6) 信用金庫の余裕資金運用状況

(単位:億円、%)

年月末	現金	預け金		うち信金中金預け金		買入手形	コールローン	買現先勘定	債券貸借取引支払保証金	買入金銭債権	金銭の信託	商品有価証券
2018. 3	14,999	365,177	(4.2)	294,345	(3.5)	0	753	0	0	1,794	1,561	56
19. 3	15,131	376,847	(3.1)	300,565	(2.1)	0	483	0	0	2,351	1,736	19
20. 3	15,105	379,640	(0.7)	305,844	(1.7)	0	396	0	0	3,438	1,926	18
20.12	15,165	473,966	(19.1)	379,775	(11.1)	0	1,206	0	0	4,598	2,250	16
21. 3	14,868	454,070	(19.6)	326,208	(6.6)	0	650	0	0	5,040	2,234	16
6	13,882	500,393	(18.2)	381,321	(7.4)	0	912	0	0	5,619	2,446	16
21. 7	14,834	494,285	(14.0)	375,498	(5.1)	0	714	0	0	5,681	2,465	16
8	13,900	503,530	(11.9)	380,918	(4.5)	0	713	0	0	5,679	2,506	16
9	14,673	499,838	(9.8)	333,832	(△1.4)	0	696	0	0	5,813	2,525	15
10	13,577	501,966	(9.4)	346,127	(△5.9)	0	735	0	0	5,925	2,573	15
11	14,025	500,659	(7.8)	347,002	(△6.7)	0	793	0	0	5,939	2,681	15
12	15,007	501,414	(5.7)	347,051	(△8.6)	0	700	0	0	6,054	2,688	15
22. 1	14,370	492,498	(5.2)	340,408	(△9.0)	0	722	0	0	6,165	2,697	15
2	13,437	494,535	(4.3)	341,343	(△8.8)	0	726	0	0	6,199	2,735	15
3	15,162	473,339	(4.2)	317,772	(△2.5)	0	486	0	0	6,311	2,610	13
4	14,440	497,457	(1.4)	381,151	(1.1)	0	709	0	0	6,389	2,673	14
5	14,076	489,011	(0.2)	375,099	(0.8)	0	751	0	0	6,354	2,692	13
6	13,741	488,671	(△2.3)	379,383	(△0.5)	0	801	0	0	6,400	2,727	13
7	13,753	473,963	(△4.1)	374,828	(△0.1)	0	736	0	0	6,474	2,734	13

年月末	有価証券		国債		地方債	短期社債	社債		公社公団債	金融債	その他	株式
2018. 3	425,704	(△0.1)	76,964	(△10.7)	92,215	29	155,710	(△4.2)	69,544	16,126	70,038	9,585
19. 3	432,763	(1.6)	68,256	(△11.3)	93,313	19	151,570	(△2.6)	65,690	11,102	74,777	9,484
20. 3	430,760	(△0.4)	64,535	(△5.4)	85,744	19	154,969	(2.2)	59,529	6,855	88,584	8,647
20.12	448,137	(4.1)	69,116	(8.6)	85,092	1,309	158,519	(2.7)	57,102	4,542	96,874	7,748
21. 3	465,724	(8.1)	77,454	(20.0)	85,387	599	159,262	(2.7)	57,567	3,877	97,818	9,865
6	459,670	(4.6)	73,296	(9.2)	84,672	1,374	158,591	(1.3)	55,409	3,661	99,520	7,816
21. 7	460,955	(4.0)	72,388	(5.4)	85,030	1,219	159,122	(0.7)	55,258	3,641	100,223	8,144
8	463,917	(3.5)	72,976	(2.0)	85,402	1,224	159,614	(1.1)	55,096	3,612	100,904	8,308
9	466,244	(4.6)	74,299	(7.3)	85,278	764	159,331	(0.9)	54,508	3,598	101,224	8,328
10	473,655	(5.1)	77,718	(11.0)	85,561	1,079	160,452	(1.0)	54,164	3,548	102,738	8,271
11	475,710	(5.7)	77,635	(11.1)	85,573	1,219	160,826	(1.5)	53,951	3,490	103,383	8,338
12	474,347	(5.8)	75,341	(9.0)	85,122	1,199	161,060	(1.6)	53,103	3,507	104,449	8,379
22. 1	483,803	(6.9)	81,793	(12.6)	85,126	1,179	161,245	(1.7)	53,011	3,498	104,736	8,427
2	488,830	(6.6)	85,985	(11.6)	85,086	1,159	161,721	(2.0)	52,872	3,497	105,352	8,543
3	486,875	(4.5)	84,181	(8.6)	83,716	589	161,228	(1.2)	52,365	3,508	105,355	11,343
4	488,163	(6.3)	85,294	(13.5)	83,362	839	162,021	(2.0)	51,669	3,514	106,838	9,064
5	491,513	(6.4)	85,531	(13.3)	83,066	759	162,483	(2.3)	51,250	3,509	107,722	8,989
6	492,444	(7.1)	86,690	(18.2)	82,506	619	163,427	(3.0)	50,420	3,494	109,512	8,873
7	492,264	(6.7)	85,717	(18.4)	82,355	389	164,756	(3.5)	50,101	3,493	111,160	8,704

年月末	貸付信託	投資信託	外国証券	その他の証券	余資運用資産計(A)		信金中金利用額(B)	預貸率	(A)/預金	預証率	(B)/預金	(B)/(A)
2018. 3	0	43,160	46,363	1,675	810,046	(1.9)	294,345	50.3	57.4	30.1	20.8	36.3
19. 3	0	47,908	60,316	1,893	829,333	(2.3)	300,565	50.1	57.7	30.1	20.9	36.2
20. 3	0	48,945	65,567	2,329	831,286	(0.2)	305,844	50.0	57.1	29.6	21.0	36.7
20.12	0	50,825	73,268	2,257	945,340	(11.3)	379,775	49.4	59.8	28.3	24.0	40.1
21. 3	0	52,875	77,706	2,572	942,604	(13.3)	326,208	50.3	60.5	29.8	20.9	34.6
6	0	52,821	78,747	2,349	982,941	(11.3)	381,321	49.0	61.4	28.7	23.8	38.7
21. 7	0	53,141	79,495	2,413	978,953	(9.0)	375,498	49.1	61.2	28.8	23.5	38.3
8	0	53,345	80,610	2,435	990,263	(7.7)	380,918	48.8	61.7	28.9	23.7	38.4
9	0	53,695	82,093	2,451	989,808	(7.2)	333,832	49.1	61.8	29.1	20.8	33.7
10	0	54,160	83,916	2,494	998,450	(7.2)	346,127	48.8	62.1	29.4	21.5	34.6
11	0	54,621	84,956	2,538	999,825	(6.8)	347,002	48.7	62.2	29.6	21.6	34.7
12	0	55,081	85,592	2,569	1,000,229	(5.8)	347,051	48.9	62.0	29.4	21.5	34.6
22. 1	0	56,154	87,289	2,587	1,000,273	(6.1)	340,408	48.8	62.2	30.1	21.1	34.0
2	0	56,219	87,553	2,560	1,006,480	(5.5)	341,343	48.6	62.4	30.3	21.1	33.9
3	0	55,404	87,532	2,878	984,798	(4.4)	317,772	49.5	61.8	30.5	19.9	32.2
4	0	55,475	89,482	2,622	1,009,847	(3.8)	381,151	48.4	62.2	30.1	23.5	37.7
5	0	56,330	91,722	2,629	1,004,413	(3.2)	375,099	48.5	62.1	30.3	23.1	37.3
6	0	56,148	91,464	2,713	1,004,801	(2.2)	379,383	48.2	61.7	30.2	23.3	37.7
7	0	55,743	91,798	2,798	989,939	(1.1)	374,828	48.4	60.9	30.2	23.0	37.8

(備考) 1. (　)内は前年同月比増減率
2. 預貸率=貸出金/預金×100(%)、預証率=有価証券/預金×100(%)(預金には譲渡性預金を含む。)
3. 余資運用資産計は、現金、預け金、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、買入金銭債権、金銭の信託、商品有価証券、有価証券の合計

2. （1） 業態別預貯金等

（単位：億円、％）

年 月 末	信用金庫	前年同月比 増減率	国内銀行（債券、信託を含む）	前年同月比 増減率	大手銀行（債券、信託を含む）	前年同月比 増減率	うち預金	前年同月比 増減率	うち都市銀行	前年同月比 増減率	地方銀行	前年同月比 増減率
2018. 3	1,409,771	2.2	9,777,912	3.0	6,489,503	3.2	4,502,834	4.8	3,593,112	4.6	2,620,107	3.0
19. 3	1,434,771	1.7	9,918,647	1.4	6,581,688	1.4	4,592,791	1.9	3,755,950	4.5	2,681,866	2.3
20. 3	1,452,678	1.2	10,070,585	1.5	6,668,723	1.3	4,760,561	3.6	3,929,329	4.6	2,777,707	3.5
20.12	1,579,500	7.7	10,625,669	7.1	6,945,539	6.2	5,084,986	10.0	4,154,038	10.6	3,002,622	8.8
21. 3	1,555,959	7.1	10,977,055	9.0	7,247,489	8.6	5,265,107	10.5	4,332,234	10.2	3,054,406	9.9
6	1,597,593	4.9	11,018,502	5.4	7,232,291	5.4	5,247,183	4.3	4,303,082	3.6	3,116,520	6.2
21. 7	1,594,303	3.7	11,001,147	5.3	7,225,013	5.2	5,230,791	3.8	4,283,921	3.5	3,107,988	6.5
8	1,601,468	3.2	11,010,412	4.8	7,236,028	4.9	5,247,689	3.8	4,302,659	3.7	3,107,340	5.7
9	1,597,902	2.6	11,008,363	4.7	7,253,964	4.9	5,250,513	3.5	4,313,300	3.5	3,089,859	5.2
10	1,604,483	2.6	11,037,750	4.9	7,266,222	5.4	5,264,248	4.1	4,321,683	4.3	3,103,499	5.0
11	1,602,516	2.4	11,083,399	4.2	7,300,945	4.3	5,308,092	3.1	4,351,444	3.2	3,115,247	5.0
12	1,610,111	1.9	11,055,350	4.0	7,237,147	4.1	5,262,391	3.4	4,300,795	3.5	3,145,404	4.7
22. 1	1,603,150	1.9	10,949,916	2.6	7,160,820	2.3	5,315,987	3.9	4,359,858	4.1	3,123,134	4.1
2	1,608,711	1.8	10,928,934	1.9	7,126,577	1.4	5,326,102	3.9	4,367,547	4.1	3,134,851	3.7
3	1,588,700	2.1	10,940,229	△ 0.3	7,088,030	△ 2.2	5,427,936	3.0	4,474,944	3.2	3,181,644	4.1
4	1,618,559	1.7	10,980,760	△ 0.4	7,099,135	△ 2.3	5,441,500	2.9	4,475,186	2.7	3,201,936	4.3
5	1,613,925	1.6	11,011,435	△ 0.5	7,137,731	△ 2.2	5,481,704	3.0	4,510,431	3.0	3,198,039	3.0
6	1,624,783	1.7	10,965,755	△ 0.4	7,061,588	△ 2.3	5,408,023	3.0	4,436,312	3.0	3,221,788	3.3
7	1,621,721	1.7	10,980,836	△ 0.1	7,085,503	△ 1.9	5,427,229	3.7	4,444,683	3.7	3,213,705	3.4

年 月 末	第二地銀	前年同月比 増減率	郵便貯金	前年同月比 増減率	預貯金等合計	前年同月比 増減率
2018. 3	668,302	1.5	1,798,827	0.2	12,986,510	2.5
19. 3	655,093	△ 1.9	1,809,991	0.6	13,163,409	1.3
20. 3	624,155	△ 4.7	1,830,047	1.1	13,353,310	1.4
20.12	677,508	8.5	1,897,530	3.1	14,102,699	6.6
21. 3	675,160	8.1	1,895,934	3.6	14,428,948	8.0
6	669,691	2.2	1,919,777	2.3	14,535,872	5.0
21. 7	668,146	1.3	—	—	—	—
8	667,044	0.4	—	—	—	—
9	664,540	△ 0.2	1,915,979	2.2	14,522,244	4.1
10	668,029	△ 0.3	—	—	—	—
11	667,207	△ 0.2	—	—	—	—
12	672,799	△ 0.6	1,939,198	2.1	14,604,659	3.5
22. 1	665,962	△ 1.2	—	—	—	—
2	667,506	△ 1.5	—	—	—	—
3	670,555	△ 0.6	1,934,419	2.0	14,463,348	0.2
4	679,689	△ 0.9	—	—	—	—
5	675,665	1.4	—	—	—	—
6	682,379	1.8	1,949,671	1.5	14,540,209	0.0
7	681,628	2.0	—	—	—	—

（備考） 1. 日本銀行『金融経済統計月報』、ゆうちょ銀行ホームページ等より作成
2. 大手銀行は、国内銀行－（地方銀行＋第二地銀）の計数
3. 国内銀行・大手銀行には、全国内銀行の債券および信託勘定の金銭信託・貸付信託・年金信託・財産形成給付信託を含めた。
4. 郵便貯金は2008年４月より四半期ベースで公表
5. 預貯金等合計は、単位（億円）未満を切り捨てた各業態の預貯金等の残高の合計により算出

2. (2) 業態別貸出金

(単位:億円、%)

年月末	信用金庫	前年同月比増減率	大手銀行	前年同月比増減率	都市銀行	前年同月比増減率	地方銀行	前年同月比増減率	第二地銀	前年同月比増減率	合計	前年同月比増減率
2018. 3	709,634	2.5	2,564,273	1.3	1,878,859	△ 1.3	2,003,487	4.0	523,825	3.1	5,801,219	2.5
19. 3	719,837	1.4	2,571,752	0.2	1,992,328	6.0	2,091,002	4.3	521,568	△ 0.4	5,904,159	1.7
20. 3	726,752	0.9	2,612,520	1.5	2,022,244	1.5	2,199,857	5.2	493,282	△ 5.4	6,032,411	2.1
20.12	782,032	7.9	2,730,980	6.0	2,122,596	6.6	2,290,291	4.9	523,168	6.8	6,326,471	5.9
21. 3	784,373	7.9	2,752,564	5.3	2,130,042	5.3	2,301,455	4.6	527,174	6.8	6,365,566	5.5
6	784,506	4.4	2,718,938	△ 2.0	2,098,381	△ 3.2	2,318,567	2.8	515,002	1.1	6,337,013	0.7
21. 7	785,340	3.0	2,710,737	△ 1.6	2,088,097	△ 3.1	2,327,923	2.5	517,057	0.6	6,341,057	0.6
8	783,020	2.0	2,708,946	△ 1.4	2,083,036	△ 2.8	2,324,565	2.1	515,953	0.2	6,332,484	0.4
9	786,442	1.6	2,715,909	△ 0.9	2,086,451	△ 2.4	2,333,700	2.5	517,045	0.2	6,353,096	0.7
10	785,143	1.2	2,706,998	△ 0.7	2,077,075	△ 2.2	2,338,741	2.4	517,244	△ 0.0	6,348,126	0.7
11	783,303	1.0	2,723,889	△ 0.9	2,087,774	△ 2.5	2,342,512	2.7	517,157	△ 0.2	6,366,861	0.6
12	788,777	0.8	2,732,352	0.0	2,094,031	△ 1.3	2,357,289	2.9	521,731	△ 0.2	6,400,149	1.1
22. 1	784,333	0.5	2,723,306	△ 0.2	2,085,247	△ 1.5	2,355,458	2.7	518,983	△ 0.7	6,382,080	0.8
2	783,787	0.3	2,736,068	△ 0.1	2,097,406	△ 1.3	2,361,030	2.6	520,045	△ 0.7	6,400,930	0.8
3	788,013	0.4	2,776,115	0.8	2,130,641	0.0	2,372,635	3.0	523,182	△ 0.7	6,459,945	1.4
4	786,114	0.1	2,766,607	1.0	2,112,595	△ 0.1	2,377,446	3.2	524,312	△ 0.7	6,454,479	1.5
5	784,491	△ 0.0	2,778,099	1.8	2,119,027	0.5	2,382,332	2.8	525,074	2.0	6,469,996	1.9
6	785,824	0.1	2,803,471	3.1	2,137,000	1.8	2,390,962	3.1	528,020	2.5	6,508,277	2.7
7	787,863	0.3	2,808,484	3.6	2,140,060	2.4	2,405,952	3.3	531,106	2.7	6,533,405	3.0

(備考) 1．日本銀行『金融経済統計月報』等より作成
2．大手銀行は、国内銀行－(地方銀行＋第二地銀)の計数
3．合計は、単位(億円)未満を切り捨てた各業態の貸出金残高の合計により算出

ホームページのご案内

当研究所のホームページでは、当研究所の調査研究成果である各種レポート、信金中金月報のほか、統計データ等を掲示し、広く一般の方のご利用に供しておりますのでご活用ください。

また、「ご意見・ご要望窓口」を設置しておりますので、当研究所の調査研究や活動等に関しまして広くご意見等をお寄せいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

【ホームページの主なコンテンツ】

○当研究所の概要、活動状況、組織

○各種レポート

内外経済、中小企業金融、地域金融、
協同組織金融、産業・企業動向等

○刊行物

信金中金月報、全国信用金庫概況・統計等

○信用金庫統計

日本語／英語

○論文募集

【URL】

https://www.scbri.jp/

ISSN 1346-9479

信金中金月報

2022年10月1日 発行

2022年10月号 第21巻 第10号（通巻600号）

発　行　信金中央金庫

編　集　信金中央金庫　地域・中小企業研究所

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

TEL 03(5202)7671　FAX 03(3278)7048

<本誌の無断転用、転載を禁じます>

SCB

信金中央金庫